

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

[開催月を変更する](#)[移動](#)開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

## 平成18年3月愛荘町議会定例会

1日目(平成18年3月15日)

開会:午前09時02分 延会:午後02時22分

## 議会日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1号 愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例の制定の専決処分につき承認を求ることについて

日程第 4 承認第 2号 平成17年度愛荘町一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分につき承認を求ることについて

日程第 5 承認第 3号 愛荘町の字の名称変更の専決処分につき承認を求ることについて

日程第 6 承認第 4号 愛荘町指定金融機関の指定の専決処分につき承認を求ることについて

日程第 7 承認第 5号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更の専決処分につき承認を求ることについて

日程第 8 承認第 6号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更の専決処分につき承認を求ることについて

日程第 9 承認第 7号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についての専決処分につき承認を求ることについて

日程第10 承認第 8号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更の専決処分につき承認を求ることについて

日程第11 承認第 9号 愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置への加入の専決処分につき承認を求ることについて

日程第12 承認第10号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の加入の専決処分につき承認を求ることについて

日程第13 承認第11号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更の専決処分につき承認を求ることについて

日程第14 議案第 1号 平成17年度愛荘町一般会計予算

日程第15 議案第 2号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計予算

日程第16 議案第 3号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第17 議案第 4号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算

日程第18 議案第 5号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計予算

- 日程第19 議案第 6号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第 7号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計予算
- 日程第21 議案第 8号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第 9号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第10号 愛荘町長職務執行者の給与および旅費に関する条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第11号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第12号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第13号 愛荘町障害者自立支援法施行条例の制定について
- 日程第27 議案第14号 愛荘町児童福祉法に基づく居宅生活支援に関する条例等を廃止する条例
- 日程第28 議案第15号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第16号 湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務の変更および湖東広域衛生管理組合規約の変更について
- 日程第30 一般質問
- 日程第31 議案第17号 平成18年度愛荘町一般会計暫定予算
- 日程第32 議案第18号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計暫定予算
- 日程第33 議案第19号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 日程第34 議案第20号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計暫定予算
- 日程第35 議案第21号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計暫定予算
- 日程第36 議案第22号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計暫定予算
- 日程第37 議案第23号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計暫定予算
- 日程第38 議案第24号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第39 議案第25号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計暫定予算

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第29まで議事日程に同じ  
日程第31から日程第39まで議事日程に同じ

### 出席議員(15名)

- 1番 辰己 保  
2番 上林 貞  
3番 森 隆一  
4番 西澤久仁雄  
5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 珠久清次  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 久保田九右衛門  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文

## 欠席議員(1名)

15番 宇野義美

### ④開会の宣告

○議長(森野榮次郎君) おはようございます。寒の戻りといいますか、早じまいといいますか、大変厳しい寒さが続きました。議員各位には連日ご苦労いただきましてありがとうございます。

欠席のお届けをいたさています。宇野義美議員、それで青木教育長が体調不良というようなことで欠席届をちょうだいしております。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

よって、平成18年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

### ⑤町長提案趣旨説明

○議長(森野榮次郎君) 町長提案趣旨説明。

(町長 村西俊雄君 登壇)

○町長(村西俊雄君) 本日、平成18年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多忙の中ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

今期定例会は、愛荘町設置後の初めての定例会であります。平成18年3月9日の第1回愛荘町議会臨時会におきまして、私の所信表明を述べさせていただいたところでございますが、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いする次第でございます。

次に、今期定例会に提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

まず、愛荘町設置日の平成18年2月13日付におきまして、愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例制定、平成17年度愛荘町一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算、愛荘町の字の名称変更、愛荘町指定金融機関の指定、合併に伴う機関及び協議会の加入並びに一部事務組合の規約変更の専決処分承認案件の11件、平成17年度愛荘町一般会計並びに各特別会計予算議決案件が9件、廃止条例及び条例制定並びに改正条例の議決案件が6件、一部事務組合規約変更議決案件が1件、平成18年度愛荘町一般会計暫定予算並びに各特別会計暫定予算9件の合わせて36案件をご提案させていただきました。

まず、承認案件11件につきましてご説明させていただきます。

はじめに、愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例制定専決処分承認案件につきましては、愛荘町設置日の平成18年2月13日付におきまして、地方自治法の規定により条例制定の専決処分をさせていただきました。これを報告いたし、承認をお願いするものでございます。

次に、平成17年度愛荘町一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算専決処分承認案件につきましては、さきの承認案件と同様に、地方自治法の規定により予算の専決処分をさせていただきました。これを報告いたし、承認をお願いするものでございます。

また、愛荘町の字の名称変更の専決処分承認案件につきましても、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきました。同様に報告をいたし、承認をお願いするものでございます。

次に、愛荘町指定金融機関の指定の専決処分承認案件につきましても、地方自治法の規定により専決処分をさせていただきました。報告をいたし、承認をお願いするものでございます。

また、滋賀県市町村交通災害共済組合規約変更専決処分承認案件、滋賀県自治会館管理組合規約変更専決処分承認案件、滋賀県市町村議會議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議員公務災害補償等組合規約一部変更協議専決処分の承認案件、滋賀県市町村職員退職手当組合規約変更の専決処分承認案件、愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置への加入専決処分承認案件、琵琶湖東北部広域市町村圏協議会加入専決処分承認案件、滋賀県市町村職員研修センター規約変更専決処分承認案件の各案件につきましては、愛荘町設置日におきまして専決処分させていただいたものでございます。この報告と承認をお願いするものでございます。

次に、予算であります。

平成17年度愛荘町一般会計予算並びに各特別会計予算議決案件9件につきまして、別添予算書により議決をお願いするものでございます。

次に、条例改正等であります。

まず、愛荘町長職務執行者の給与および旅費に関する条例の廃止、条例議決案件でございますが、愛荘町長が選挙において決定したこととに伴い、条例の廃止をお願いするものでございます。

次に、愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例制定議決案件でございますが、新豊満団地が完成したことに伴い、新条例の制定をお願いし、暫定施行しておりました町営住宅の設置及び管理に関する条例

の廃止をお願いするものでございます。

また、改正愛荘町介護保険条例議決案件につきましては、改正介護保険法施行令の規定により、保険料の年額及び区分ほかについての改正をお願いするものでございます。

次に、愛荘町障害者自立支援法施行条例の制定議決案件につきましては、障害者自立支援法第15条の規定により設置が義務づけられた障害程度区分認定審査会の設置についてお願いするものであります。

また、愛荘町児童福祉法に基づく居宅生活支援に関する条例等の廃止条例議決案件でございますが、障害者自立支援法附則により、改正児童福祉法及び改正身体障害者福祉法並びに改正知的障害者福祉法の規定により、関係する条例についての廃止をお願いするものでございます。

次に、改正愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例につきましては、改正介護保険法令の規定により、新たに地域包括支援センター運営協議会委員並びに地域密着型サービス運営委員会委員の報酬につきまして追加をお願いするものでございます。

また、湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務の変更および湖東広域衛生管理組合規約の変更につきましては、障害者自立支援法の規定に基づき、市町村審査会に関する事務を追加し、規約を一部変更することについての議決をお願いするものでございます。

次に、平成18年度愛荘町一般会計暫定予算並びに各特別会計暫定予算であります。

まず、18年度の当初予算につきましては、3月5日に町長に就任をさせていただき、予算調製の時間的余裕がなかったため、4月から6月までの経常的な経費と平成17年度からの継続事業のみを計上させていただきました。その暫定予算を編成させていただいたところでございます。予算計上させていただいた主な事業につきましては、平成18年4月29日に開催予定の愛荘町発足記念式典事業経費、愛荘町電算統合整備事業経費、愛荘町愛知川消防センター新築事業経費であります。なお、詳細につきましては、提案の都度ご説明させていただきたいと存じます。

また、特別会計の概要につきましては、省略させていただき、詳細につきましては、提案の都度ご説明させていただきたいと存じます。

何とぞ慎重な審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

## ②開議の宣告

○議長(森野榮次郎君) これより本日の会議を開きます。

## ③議事日程の報告

○議長(森野榮次郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ④会議録署名議員の指名

○議長(森野榮次郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定期会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、森 隆一君、4番、西澤久仁雄君を指名します。

## ⑤会期の決定

○議長(森野榮次郎君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お詫びします。本定期会の会期は、本日から3月28日までの14日間にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月28日までの14日間に決定しました。

## ⑥承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第3、承認第1号 愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例の制定の専決処分につき承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 皆さんおはようございます。それでは、私の方から提案の説明をさせていただきます。

議案書の1ページでございます。

承認第1号 愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例の制定の専決処分につき承認を求めるにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、2月13日に専決処分をいたしております。同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

記といったしまして、愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例の制定についてでございます。

これにつきましては、別冊の白い冊子をつけさせていただいております。また、もう一方、別冊の暫定施行分

の条例5件分をつけさせていただいておりまして、これにつきましては、即時施行分といたしまして、別冊の白い冊子の方で条例142件、暫定施行分といたしまして、別冊の、もう1冊の方ですけれども、条例5件をあげているところでございます。

これにつきましては、旧町の条例につきましては、合併の日の前日にすべて失効することになります。そういうことで、新町の設置日であります2月13日に、町長職務執行者において専決処分をさせていただいたところでございます。

別冊の白い方の即時施行分の条例142件につきましては、法令により必ず設置しなければならないもの、また、町政執行上、空白期間が許されないもの、また、新町の組織及びその運営または職員等の勤務条件に関するもの、町民の権利・利益の保護または権利の制限・義務を課すもので空白期間が許されないもの、また、公の施設等の設置・管理に関するもの、また、旧町が同様の制度を持つ事務事業で統合する必要のあるもの、また、合併協議会において協議済みのもの、これらが即時施行分ということになります。

もう一方、5件の暫定施行分につきましては、新町において条例が制定施行されるまでの間、町長職務執行者が、旧町に施行されていた条例を、地方自治法施行令第3条の規定によりまして、新町の条例として引き継ぎ施行するということになってございます。

こういうことで、147件の条例をあげさせていただいております。ご承認をいただきますようによろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) まず、質疑に入る前にお断りを申し上げておきます。

今、主監からありましたように、当然合併して空白を生まない、そのためには、空白をつくる事務事業を進めていく上での専決条例であります。ですから、そのことを踏まえて質疑をさせていただきます。

まず、170ページ及び181ページに記載されています条例第43号及び第47号についてです。それぞれ費用弁償の旅費算定が記されています。また、これにかかわって食卓料、日当等も書いてあるわけですが、特にここについては車賃の1キロメートルについて37円を計上しています。あえてここで確認をさせていただくのは、我々議員も当然研修活動をしてあります。当然市長も同じであります。研修もしくは要請行動、そうしたものがあるわけです。そうしたときに公用車等を使われることも多々あるわけです。そうしたときに、こうした車賃の計上がなされているのかどうかの確認であります。

続いて、同じような質疑でありますので、続けます。

211ページの条例第51号、第9条では、職員の級において日当及び宿泊に格差をつけることを規定していないと私は読みました。しかし、別表では5級以下と6級以上とで分類した状況が生まれています。216ページの最後のところに別表が載っています。そこでは、今言いましたように5級と6級に格差をつけ、また、第13条において理解していても、別表には6級以下、7級以下、移転料に格差が設けてあるということが私自身は理解がしがたいと。特に行財政改革という非常に厳しいことを言われている業務の中で、果たしてこうした格差が必要であるのかどうか。とりあえずは施行しなければならないという観点では理解はしているわけですが。

同時に、戻しますが、第43号、第47号との整合性から見ても、食卓料、日当に、それぞれ特別職と職員との格差もあります。こうした43号、47号、51号、全体を見て、やはり整合性のある費用弁償というものが必要になってくるのではないかというふうに読み取りました。よって、その点についての今後の対処といいますか、そのことを求めますが、答弁をお願いいたします。

○議長(森野榮次郎君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、お答えをさせていただきます。

最初の方の質問で、旅費の関係でございますけれども、職員が公用車で出張した場合でございますけれども、その場合につきましては、旅費の方は一切支出をいたしておりませんので、よろしくお願ひをいたします。また、旅費の特別職、また6級以上5級以下、この職員の方の6級以上5級以下というのは、管理職の職員と分かれているというようなことでございます。それぞれ特別職、職員とも格差が出ております。今、辰己議員の方からお話をございましたように、旧町の条例を引き継いでさせていただいているというような状況でございますけれども、こういう中身につきましては、今後研究をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(森野榮次郎君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 私も、まとめて何点か申し上げたいと思います。

まず、230ページです。税条例の中になりますけれども、法人税割の税率ということで、第34条の6ですが、法人税割の税率は100分の14.5とするとなっております。これは、たしかに早くから合併協議会の中で決められていたものと把握しておりますけれども、旧秦荘町の法人税率というのは14.0であります、100分の14.5で、100分の14.5があげられております。

それに関連してですが、税条例の中ですので続けさせていただきますが、234ページです。個人の町民税の納期ということで、40条、4期となっておりますが、こちらも旧秦荘町の場合は6期だったものが4期になっているということです。そして256ページですね、こちらは固定資産税の納期ですが、67条、固定資産税の納期は4期となっておりますが、元の秦荘町では9期で行われております。

税条例の中だけに限らせていただきまして、先に申し上げます。今回の条例制定は、合併に伴う条例制定ですので、やはり行政みずからが、合併を施行されるときに繰り返し言わされたように、負担は低くサービスは高くというふうに言われてありましたので、これらの内容、旧秦荘地区の方にとっては、それには当てはまらない内容になっております。これについての見解を求めるとともに、やはりその負担は低く、サービスは高くという観点から、この部分の改正を考えただけないのかどうかということについて答弁を求めておきます。

続きます。383ページの幼稚園の使用料条例という条例第78号ですけれども、使用料を定めた条例ですけれども、6,000円ということで書かれております。合併協定をされたときに、合併協定項目の中を見させていただくと、幼稚園の施設運営方法については、合併時は現行どおりとし、合併後速やかに検討機関を設置し検討するというふうになっておりますが、この使用料についてはどのような場所で決められたのか。合併前に決められていたのか、それともどうだったのかということについて答弁をいただきたいと思います。

そして、こちらについても、秦荘幼稚園は合併前は5,000円であったと思います。それで1,000円あげられておりますので、こちらも、先ほど申し上げました観点から言えば、やはり合併してよかったまちづくりにつながるのかどうかという見解を求めておきます。

まず、その内容について答弁をお願いします。

○議長(森野榮次郎君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) ただいまご質問がございました税関係の法人税割でございますけれども、145というようなことでなってございます。これにつきましては、合併協議会で旧秦荘町が140、旧愛知川町が145という中で議論をしていただきました。県下の状況等も勘案しながら、また税収面の額も検討をしていただき、最終145でご確認をいたしましたというふうなことでございます。

また、納期等につきましても、これは地方税法に基づいておりまして、旧秦荘町につきましては納期が多いというような状況でございました。これにつきましては、地方税法に基づき、ただし、特に必要な場合というようなものを適用されておられたというような状況でございます。これにつきましても、県下の状況等も説明をさせていただきながら、旧愛知川町の状況に合わせさせていただいたというふうなことでございます。

これら合併協議会でご確認をいたしました、この詳細をもとにして調印の場を設けさせていただき、これら内容について調印をしていただいたというふうなことでございます。この内容に基づいて条例を変更させていただいた、2月13日に施行させていただいたというふうなことでございますので、よろしくご理解をいただけますようにお願いいたします。

○議長(森野榮次郎君) 学校教育課長。

○学校教育課長(辻 孝志君) 幼稚園の使用料についてでございますけれども、旧の秦荘町につきましては5,000円ということで、月額定められておったということでございます。この件につきまして、秦荘幼稚園の2年制の関係、また、それまで義務教諭が採用されていなかったというふうなことで、義務教諭を採用していくというふうなことで検討委員会が持たれ、その中で月額5,000円を6,000円にあげさせていただくというふうなことで方向づけをしていただき、合併協議会においても月額6,000円ということで決めていたといったことございます。

秦荘幼稚園の使用料につきましては、18年4月からということで決めさせていただいております。

時期的には合併協議を始めさせていただいた時期から、月額6,000円という形で方向づけをしていただき、その中で秦荘地区の2年制の関係等の協議の中で、それについても検討していただいたというところでござります。

○議長(森野榮次郎君) 13番 澤君。

○13番(澤 すみ江君) 引き続きですけれども、また別のものについての質疑を行います。

346ページです。条例第61号 愛荘町公の施設における指定管理者の指定手続などに関する条例というのが出ております。この指定管理者の登用については町長も所信表明でおっしゃられておりました。この指定管理者を置かれている施設は、今、全体的にどの施設があるのか。私が把握しておりますのは、愛知川地区の両小学校の学童保育所に関しては指定管理者を置かれています。それ以外のものについてはどうなのかというところと、今後はどのくらいの施設に、どの施設に置かれるということが今わかっていないか、どういうふうにされていくのかということについて答弁をお願いします。

もう一つ、653ページですけれども、最後ですけれども、条例第142号ということで、愛荘町設置による秦荘町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例の失効に伴う経過措置を定める条例というのがございます。そして、こちらの条例第147号というところには、住宅新築資金貸付条例、こちらの薄い本の40ページの最後のところなんですけれども、こちらがありますが、この2つの条例は関連があるのかどうなのかということと、それ

この問題をどう解決していくか、また、その結果として何が決まるのか、ないのかということを答弁をいただきたいと思います。

と申しますのは、読ませていただいた理解がしにくかったのもありますけれども、こちらの147号の方ですね、薄い本の40ページですけれども、こちらの方ですと、これを読むと、同和地区において住宅新築資金の貸し付けができるというようなことも書かれてあると思うので、このようなことは事実上どうなってくるのかというところもちょっと理解がしにくいので、説明を求めておきたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長(森野榮次郎君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) 今ほど質問がございました指定管理者の関係でございますけれども、346ページでございます。この公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、これにつきましては、旧愛知川町の方で条例を制定されておりました。また一方、旧秦荘町につきましては、まだ条例が制定されていないというような状況で合併をいたしまして、旧愛知川町の条例を基本といたしまして、秦荘町のこの条例を制定させていただいたというようなことでございます。

指定管理者制度につきましては、非常にこれから行政改革の中で重要な位置づけになろうかというふうに考えているところでございまして、今後の課題として取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、もう一方、住宅新築資金の貸付条例でございます。冒頭説明をさせていただきましたように、40ページにつきましては暫定施行の部分でございまして、この部分につきましては、愛知川町の条例を新町の条例というようなことで、引き継ぎ条例制定をさせていただいたあります。これにつきましては、償還等まだ続いておりますし、そういう関係も踏まえ、これを引き継いでいくというようなことでございます。この暫定施行の条例につきましては、今後改正を加えながら、一部改正、あるいは別に制定をしながら、行く末はこれを廃止していくなければならないというようなものでございます。

一方、653ページにおける住宅新築資金の貸し付けの条例の関係でありますけれども、一方、こういうふうに愛知川の旧の条例を引き継いでいる、そういう中で、秦荘町部分における経過措置の部分がこの653ページにあがっておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

大変申しわけございません。旧秦荘町におきましても、指定管理者制度が昨年の12月定例会において制定をされたということでございますので、訂正をさせていただきます。申し上げましたように、今後の重要な課題というようなことで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) ほかに。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 私は、ページ数400、条例第86号及びページ数424、条例第93号、いずれも同じような質疑をいたしますので、2つをまとめてさせていただきます。

条例第86号については町民センターについて、条例第93号についてはみゆき公園についてであります。それで、その両方においても、町民の皆さんへ開放するべき施設というふうに条例を読んでいなければなるわけですが、ただ、町民センターにおいては、10条の使用料について、町長が特別に必要と認めた場合は使用料を免除することができるというふうに書いてあります。

それで、やはり両方とも基本的には町民に広く開放するという施設に、まず求めたいところですが、その理解でよいのかどうか。当然開放という言葉だけ使うと無料開放であります。それで、みゆき公園は当初から無料開放ということがうたわれています。ただ、やはり町民センターにおいては、原則町民には無料開放するというところで、10条の文言について提案を申し上げておきたい。

ただ、それが是か否かは今ここでは論じる気はありません。ただ、その今述べた10条規定を、町長は、町民が使用するにおいて、前条の規定に反しない限りにあっては使用料を免除することができるというふうに、第1条、第6条、第7条に反しない限り、町民には広く無料開放するという解釈にしてはどうかという提案をさせていただきます。それについて一応答弁をいただきます。

まず、答弁の仕方は、両施設とも原則無料開放になるのか、ならないのか、町民については。そして、みゆき公園についてですが、特になぜそこをとらえているのかといえば、第4条規定がその中にあります。それで当然、前段は開放ということがうたわれているんですが、しかし、開放されているけれども、町長にその借りる場合には申請をしなければならないということになっています。では、今工事がされているわけですが、一体どのような公園にされるのか、さくがされるのか、されないのかとかいうことも含めて、私はこの場で聞いているわけです。

それで、以前の公園のように、やはり開放をされるのかどうか。それで、最後のところで経過措置と書いてあるわけですが、その経過措置とは一体何なのかということについて答弁をいただいておきます。

○議長(森野榮次郎君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君) お答えいたします。

前段の町民センターでありますけれども、今お尋ねのように、使用する場合は、町長が特に必要と認めた場合は使用料を免除することができるとなっておりますので、その取り扱いについて教育委員会では協議をしました。

このように、先ほどの場所での意見交換でも、町内の団体や個人が、何に利用される場合、それから、社会教育法第3章の規定に基づきまして、町内の社会教育団体の皆さんを利用される場合、それから役場関係課が所管する団体、機関で、また特に必要と認めた団体につきましては利用料を減免して無料にしていくことを決めさせていただいております。

みゆき公園につきましては、こちらの方、もう少し私の方も今工事の方に聞いておりますので、検討して、勉強させていただいて、今後の検討にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 辰己君。

○1番(辰己 保君) では、条例86号に限って再質問、質疑をします。

今言われた答弁は、どちらかと言えば公民館法に基づいたようななたぐいがあるというふうに解します。でなくて、この町民センターは雇用促進事業団の趣旨から流れがあります。全く公民館法の流れとは違う流れがあるんです。そのところをよくよく理解されて、町民センターはやはり労働者への開放ということになってくるわけですから、そうした経緯も踏まえて、町民センターに限っては、広く町民さんに開放するということが望ましいのではないかということで、私は条文の文言をそれにわかりやすく改正されはどうかなということで、原則町民に無料開放するということが適切ではないのかと。

今の答弁は答弁で、それはそれでよくわかります。しかし、あくまでも行政官庁に限ってという解釈ができます。ですから、その点でちょっと答弁だけを、ただ、当然これは空白を残さないためにつくられている条例ですので、そのところは、当初言いましたように、当然私も理解をした上で質疑をさせていただいています。

○議長(森野榮次郎君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(西沢和一郎君) ただいまご質問の件でございますけれども、ハーティーセンター秦荘がございまして、その施設に準じて、旧の愛知川の皆さん方もそれに準じてご利用いただこうという考え方でいました。当初は、お話をのように、雇用という形でありますけれども、町の方に移管されましたので、ハーティーセンターと類似したご利用の方法という考え方でありますので、また今後いろいろご検討あるかわかりませんけれども、現在はそういう考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 辰己君。

○1番(辰己 保君) 私が、今後あり得る問題も含めて、生まれ得るような答弁でありますので、私はそれは検討するという答弁をいただけるのかどうかということを今この場で聞いているわけです。要するに対処の仕方について今後の課題と/orらえるのか。ただハーティーセンター云々でその横並びでやるんですということを言っておられるのかどうかの、その違いを明確にさせていただきたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 教育次長。

○教育次長(山岡勇市君) ただいまのご質問でございますけれども、前段、旧愛知川町での流れ、雇用促進事業団の関係の流れがございます。そういうものを踏襲するということではなく、町に移管された以上は町がその利用をしていくということで条例を制定してあるところでございますので、今のハーティーセンター秦荘との流れがあるというもの、本来、議員からいろんなお話をあった前段の問題もございますので、その辺ではまた今後検討をしていくということで、ただ、すべてを網羅させていただくということにはなかなかいかない部分もございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) ほかに質疑はありますか。

(発言する声なし)

○議長(森野榮次郎君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 反対討論を行います。

承認第1号 愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例の制定の専決処分につき承認を求めるについてに反対を表明します。

147件の条例すべてに反対というわけではなく、そのほとんどに賛成をしますが、合併による条例提案であるだけに、町民の目線に立って、旧町の状態からどのような変化が起こっているのかを注意して見ておく必要があります。その上で、町民に不利益となる変化があれば、それを指摘しておかなければなりません。

第55号の愛荘町税条例では、法人税率が旧秦荘町では100分の14.0であったものが100分の14.5に引き上げられています。また、町民税の納期が旧秦荘町では6期だったものが4期に、固定資産税の納期は旧秦荘町では9期だったものが4期に変えられて、町民の納税しやすい状況を考えたとき、きめ細かさが欠ける変化が見られます。また、78号の愛荘町立幼稚園使用料条例では、町内の2つの幼稚園の園児1人についての使用料を6,000円と定めていますが、秦荘幼稚園については1,000円の値上げとなるものです。

以上、4点については、秦荘地区の町民の不利益となる内容となりますので、反対を表明して、反対討論いたします。

○議長(森野榮次郎君) ほかに討論ありませんか。7番 小川君。

○7番(小川 勇君) 承認第1号の賛成討論についてでございます。愛荘町役場の位置を定める条例ほか

1461件の条例の制定の専決処分につき承認を求めるについて、賛成の立場から先頭をいひこします。  
提案理由で述べられておりますとおり、愛荘町議会が設置されていなかったことから、地方自治法の規定に基づいて、町長職務執行者の権限としてなされた法的行為であります。また、2月13日、愛荘町発足と同時に町政を進める上でどうしてもなくてはならない条例を整備されたものであります。この条例の内容についても、法的根拠に基づいて、合併前に担当者において細部にわたり協議を重ねられたものであります。

よって、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論と私はいたします。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。

(発言する声なし)

○議長(森野榮次郎君) これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、承認第1号 愛荘町役場の位置を定める条例ほか146件の条例の制定の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第4、承認第2号 平成17年度愛荘町一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分につき承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、議案書の2ページでございます。

承認第2号 平成17年度愛荘町一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分につき承認を求めるごとについて。地方自治法第179条第1項の規定により、2月13日に専決処分をいたしております。同条第3項の規定によりまして、これを報告させていただいて、承認を求めてさせていただくものでございます。

この予算につきましては別冊を用意させていただいているので、ごらんをいただきたいと思います。水色の予算書でございます。表紙が「平成17年度愛荘町一般会計暫定予算書」という冊子でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、失礼をいたしまして、ちょっと座させていただいて説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

平成17年度愛荘町一般会計暫定予算書の方でございます。この予算書をめくっていただきまして、1ページからでございます。

平成17年度愛荘町の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億3,471万8,000円と定める。

それから、第2条につきましては、債務負担行為ということで、第2表にあげてございます。

第3条につきましては、地方債ということで、第3表に地方債をあげております。

第4条につきましては、一時借入金ということで、借り入れの最高限度額を7億円ということで定めてございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用でございます。

それでは、以下、事項別明細を説明させていただきますけれども、その前に、8ページをごらんいただきたいと思います。

今ほど申し上げました第2表の債務負担行為でございます。この債務負担行為につきましては、複数年にわたる支払い予定で、将来の支出を約束する行為のことでございます。そういうようなことで、主に償還金の補助というようなものがあがってございます。いろんな公共施設の建設借入金の償還補助が6件、小口簡易資金保証債務損失補償の案件が7件、補てん金が1件、計14件をこの債務負担行為で計上させていただいております。

それから次、11ページでございます。

第3表ということで、地方債の借り入れをあげさせていただいております。合計7億7,320万円でございます。

それでは、事項別明細から説明をさせていただきたいと思います。15ページからでございます。

15ページからは歳入ということで、町税でございます。町税の町民税、法人合わせまして8,561万円を計上させていただいております。固定資産税につきましては8,800万円、主に土地3,500万円、家屋3,200万円、償却資産2,000万円というような計上でございます。

次、16ページでございます。軽自動車税につきましては12万5,000円、町たばこ税1,190万円、所得譲与税3,389万6,000円、それから自動車重量譲与税が2,100万円、地方道路譲与税900万円、利子割交付金250万円。

それから18ページにわたっていただきます、配当割交付金40万円、株式等譲渡所得割交付金220万円、地方消費税交付金5,300万円。

それから19ページにわたっていただきます、白鳥南取組交付金100万円、その他交付金2,000万円、これにてまことに

では普通交付税が662万円、ほとんど年内に旧町の間にに入ってございますので、残り精算部分ということでございます。特別交付税につきましては、昨年の12月に一部入ってくるわけですけれども、ほとんど3月に入ってくるというようなことで、ここに計上させていただいております。現予算額が2億9,000万円、それから、既に入っていますのが1億2822万9,000円、今後の追加見込み額を見込んでおりますのが1億6822万9,000円ということで、3億3,000万円の特別交付税を見込んでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては100万円を計上いたしております。

それから、20ページは負担金でございます。負担金につきましては、左の方、民生、衛生、農林、土木とございますけれども、合わせまして2970万1,000円でございます。

その次、使用料でございます。使用料につきましては、使用料全部合わせまして、21ページの下の段でございますけれども、890万7,000円を計上いたしております。あくまでも2月13日から3月31日までの分というようなことで、いろんな施設につきましても、その1カ月半に相当する使用部分をあげさせていただいているということでございます。

22ページにつきましては、手数料でございます。手数料合わせまして132万7,000円をあげさせていただいております。

国庫負担金につきましては6,853万9,000円を計上しております。中には23ページの上から3段目ほど、3,822万6,000円を支援費負担金として計上をいたしております。これにつきましては、身体障害者、知的障害者の施設訓練支援費ということで2分の1の国庫負担金でございます。

それから、国庫補助金につきましては、24ページにわたりまして3億1,366万1,000円を計上いたしております。この中でも大きなものにつきましては、23ページの下の方から5段目のところでございます。公営住宅等供給促進緊急助成事業補助金2億7,614万8,000円を計上いたしております。これにつきましては新豊満団地でございます。総事業費7億1,774万3,000円、補助対象事業費といいますのは、6億6,456万8,000円の2分の1の補助率でございまして、補助金にしましては3億3,228万4,000円でございまして、既に一部補助金を収入済みがございます。それが5,613万6,000円、差し引き2億7,614万8,000円をここで計上させていただいております。

それから次、24ページの下の表が委託金でございます。合わせまして285万2,000円でございます。

25ページにわたりまして県負担金、これにつきましては、合わせて3,722万3,000円を計上いたしております。それから、25ページの下の表、県補助金でございます。県補助金につきましては、ずっと合計させていただきますと、28ページの上段の表が、県補助金を合わせまして2億2,406万7,000円ということで計上しております。この中でも大きいものにつきましては、戻っていたときまして、25ページの下から4行目でございます。合併支援特例交付金ということで1億1,000万円を計上させていただいております。合併するときには費用がかさみます。そういうことから、県の方で合併支援の交付金をいただくというようなことになってございまして、平成17年度から21年度、5年度分割で合計4億円の支援を受けるということになってございます。

それから、28ページへいきまして、県の委託金でございます。県委託金合わせまして、29ページの上段の表の計568万1,000円を計上いたしております。

下の表、財産運用収入につきましては、合計169万3,000円を見込んでおります。

30ページへいきまして、財産売払収入につきましては1,000円、寄附金につきましては195万1,000円を計上いたしております。それから、特別会計からの繰入金でございますけれども、3,838万円を計上いたしております。

それから、31ページの中段、基金繰入金でございます。これにつきましては、財政調整基金からの繰入金を1億円見込んでございまして、いろいろ基金の繰り入れを合わせまして、2億356万円を見込んでございます。

32ページへわたりまして、町預金利子については5,000円を計上しております。貸付金元利収入につきましては1,175万2,000円をあげてございます。受託事業収入といいましたは403万7,000円を見込んでございます。

雑入といいましたは、33ページからでございまして、34ページへわたりまして、合わせまして1億7,697万2,000円をあげてございます。この中でも大きいものにつきましては、34ページの下から3行目、説明欄に書いてございますように、旧町平成17年度決算剰余金1億3,626万4,000円を計上いたしております。合併をしました前日、2月12日をもって打ち切り決算になってございます。そういうことで、旧町2町の決算の一般会計の決算剰余金の合計額をここで見込んでございます。

次に、35ページ町債につきましては、先ほどの表の合計額と同じく7億7,320万円でございます。

36ページ以降につきましては、歳出を計上いたしております。これにつきましても、項の合計額を説明させていただきます。

36ページ、議会費につきましては、合わせて514万1,000円をあげてございます。

37ページからが総務管理費でございます。一般管理費、文書広報費、それから財政管理費、会計管理費、

別生昌平君、正直實にイノコソシし、付に40ページの改修工事並びに施設名称等改修工事ということで、合併準備費用ということであげてございます。これは、庁舎の案内板、あるいは高いカウンターをローカウンターに改修工事をいたしております。また、町章を決定いただきましたので、町章のパネル等を公共施設に取りかえさせていただいた費用でございます。

それから、企画費にわたりまして、41ページの下の段、電子計算費の中で委託料1億4,451万3,000円をあげてございまして、この中でも、愛荘町電算システム統合業務委託料、これにつきまして1億2,852万円ということで見込んでございます。これにつきましては、合併に伴います電算統合業務でございまして、平成17年度、平成18年度、2年間をかけて統合させていただく予定でございます。87件の電算システムがございますけれども、そのうち55件を17年度、残り22件を18年度で実施するということで、55件のシステム統合の費用でございます。

それから次、42ページにわたりまして、備品購入費といたしまして1億5,735万3,000円を計上いたしております。特に電算用備品購入費、合併準備ということで1億5,663万6,000円を計上いたしております。これにつきましては、サーバー、パソコン、プリンターなど関連の機器購入の部分でございます。総務管理費合計をいたしまして、43ページの上段の計4億5,182万1,000円でございます。

次に、43ページの下の表、徴税費でございます。これにつきましては、44ページの徴税費合計額1,983万7,000円を計上いたしております。

45ページにわたりまして、戸籍住民基本台帳費ということで、これにつきましては、45ページの下の段、921万6,000円をあげてございます。

46ページにわたりまして、先般実施いたしました選挙費でございます。これにつきましては1,267万9,000円でございます。

47ページの下の表、統計調査費でございます。これにつきましては48ページにわたりまして、合わせまして166万2,000円を計上しております。

監査委員費としましては6万2,000円。

それから、49ページにわたりまして、民生費の社会福祉費からでございます。社会福祉費、それから、50ページにわたりまして社会福祉施設費、これは地域総合センターの部分でございます。

それから、52ページへわたりまして老人福祉関係、52ページの下の段の繰出金2,376万1,000円、これについては、老人保健事業特別会計の方へ、この一般会計から繰り出しをするものでございます。

それから、53ページにわたりまして国民年金、人権施策、国民健康保険費。この国民健康保険費も下の段から3行目、国民健康保険事業特別会計繰出金ということで、2,329万円を一般会計から特別会計へ繰り出すということになってございます。

以下、あと54ページ、それから55ページ、56ページにつきましては、けんこうプールの管理費、それから、57ページへわたりまして介護保険の関係、これについては下の方にございますように、介護保険事業特別会計の方へ一般会計から3,364万3,000円を繰り出しさせていただくということで、社会福祉費合計1億9,754万2,000円を計上させていたたいてあります。

続きまして、58ページ、児童福祉費の関係でございます。この中で大きなものは、ちょうど中段にございます負担金でございます。3,798万5,000円。そのうち民間保育所入所措置負担金2,439万5,000円につきましては、325名分でございます。町外民間保育所入所措置負担金463万1,000円については24名、町外公共保育所入所措置負担金については895万9,000円、これは9名分それぞれ見込んでございます。児童福祉費合わせまして、59ページの下の段、5,824万4,000円を計上いたしております。

60ページにわたりましては、保健衛生費でございます。保健衛生総務費は人件費関係、それから、61ページには予防関係、それから環境衛生、次、62ページにわたりまして老人保健、それから、63ページの保健センター管理費については、2つの保健センターの管理費用、64ページへわたりまして、保健衛生の合計額4,857万7,000円を計上いたしております。

それから、労働諸費につきましては2,943万4,000円。下の段、工事請負費ということで、先ほどもお話をございましたように、勤労者余暇利用施設改修工事ということで、みゆき公園の改修工事でございます。多目的広場5,200平米、そのほか便所、それから駐車場の整備をするという費用でございます。

65ページにいきまして、農林水産業費の農業費でございます。一番上は農業委員会の人件費と消耗品でございます。以下、農地費が66ページ、66ページの下から3段目につきましてはほ場整備工事ということで2,950万円を見込んでございます。これは山川原のほ場整備工事でございます。67ページの農業費合わせまして1億1,026万3,000円をあげてございます。

次に、商工費でございます。これにつきましては、観光を合わせまして、68ページの上段の合計額248万1,000円をあげてございます。

次の表、土木管理費でございます。これにつきましては、合わせまして1,138万円を見込んでございます。その次、道路橋梁費でございます。これについては、次、70ページへわたりましたので、70ページの中

段から少しく述べ、道路新設改良費の工事請負費、道路改良工事といふことで6,550万円を計上しております。これにつきましては、松尾寺野瀬線の横断水路工事、安孫子目加田線水路改修補修工事、蚊野蛇鷹外線水路新設工事、竹原常安寺線水路新設工事、元持栗田線路盤工事、名神国B線道路改良工事、百々町円城寺線舗装工事の部分でございます。道路橋梁費合わせまして、71ページの上段ですけれども、1億756万6,000円を計上いたしております。

それから次に、都市計画費につきましては、72ページにわたっていただきまして、72ページの上段、下水道事業の特別会計に一般会計から1億9,448万9,000円を繰り出しています。都市計画費合わせて2億495万9,000円を見込んでございます。

その次、住宅費でございます。住宅費につきましては、大きいものは、ここで工事請負費2億8,939万8,000円を計上いたしております。完成いたしました新豊満団地でございます。50戸でございまして、2棟建てで3DKが17戸、2DKが33戸ということで、2月末日をもって竣工をいたしました。その費用でございます。この住宅費合わせまして、73ページ、3億1,891万7,000円を見込んでございます。

次に、消防費でございます。消防費につきましては、74ページにわたっていただきまして、消防施設費のちょうど74ページの中段、工事請負費、防火水槽設置工事ということで、長野東に1基設置いたしました。その費用1,170万円でございます。

それから75ページにわたりまして、工事請負費4,836万4,000円を見込んでございます。主に愛荘町防災行政無線等統合整備工事、これは3,600万円を見込ませていただいてあります。消防費合わせまして9,338万3,000円をあげてございます。

75ページの下の表から教育費でございます。教育総務費につきましては、76ページにわたっていただき、77ページの上段、合計合わせまして2,906万5,000円でございます。

次、小学校費でございます。小学校費については、4小学校の関係の費用を78ページ以降、あげさせていただいてあります。82ページまでいっていただきまして、82ページの下に小学校費の合計2,958万1,000円をあげてございます。

83ページからは中学校費でございます。2中学校の関係の費用をここで見込ませていただいてあります。85ページの下のところに合計、中学校費1,604万2,000円を見込んでございます。

それから、86ページにつきましては、幼稚園費でございます。2園でございます。これについては、88ページの上段の表、幼稚園費合わせまして1,794万8,000円を見込んでございます。

それから、社会教育費につきましても、89ページ、文化財の関係、それから90ページにわたりまして町史編さんの費用、それから91ページにわたりまして2つの公民館の費用、それから92ページにわたりまして2つの図書館の関係の費用、それから95ページにわたりましてびん細工手まり館の費用、その下がハーティセンターの秦荘の関係の費用、それから96ページにわたりまして愛知川町民センターの関係の費用、それから博物館、それから西澤眞蔵記念館の関係の費用をここで見込ませていただいておりまして、97ページの上段の表、社会教育費合わせまして5,775万3,000円をあげてございます。

その次、保健体育費でございまして、98ページにわたりましては体育施設の関係の費用、それから学校給食費につきましては、愛知川学校給食センターの関係の費用を見込ませていただいてあります。保健体育費合わせまして、100ページの上段の合計2,839万1,000円を見込んでございます。

次、公債費につきましては、長期借入金の償還元金利子、一時借入金利子合わせまして4億5,896万1,000円を見込んでございます。

次、101ページにつきましては、ここに計上しておりますそれぞれの基金の方へ、利息あるいは一般財源を合わせまして積立金をさせていただいてございます。積立金の合計額、左の下でございます。913万3,000円を見込ませていただいております。

また次、102ページにつきましては、借入金返済金ということで、2億18万円を見込んでございます。これは、旧町におきまして財政運営のための一時借入金を2億円いたしております。それに利息をつけての費用でございます。

予備費につきましては500万円を見込んでございます。

103ページにつきましては、特別職の関係の人員費の明細をあげてございますし、104ページからにつきましては、一般職の職員、教育長を含んでございますけれども、これの人員費の内訳を計上させていただいてあります。

また、108ページにつきましては、債務負担行為の財源内訳をあげてございますし、109ページにつきましては、一般会計に相当する地方債の現在高見込みをあげてございます。一番右の下、合計合わせまして96億5,157万4,000円でございます。

以上が一般会計の暫定予算でございます。

続きまして、肌色の冊子になってございます平成17年度愛荘町特別会計暫定予算書でございます。8つの特別会計がございますけれども、順次説明をさせていただきます。

まず、おめくりをいただいて、1ページからでございます。

平成17年度愛荘町、多賀町、中良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ46万7,000円と定めるということであげさせていたたいてあります。

これについて、事項別明細につきましては、7ページでございます。

7ページに歳入で内訳をあげさせていたたいてあります。旧町の平成17年度の決算剰余金といたしまして46万7,000円を見込んでございます。

なお、歳出にいたしましては8ページでございます。教育振興費としまして45万7,000円、予備費としまして1万円を計上いたしております。

続きまして、次、9ページでございます。

平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,321万円と定めさせていたたいてあります。

これにつきましての事項別明細につきましては、15ページからでございます。

歳入、県補助金といたしまして、貸し付けの事務分3万3,000円、それから財産運用収入は利息といたしまして1万5,000円、それから一般会計からの繰入金を35万円見込んでございます。次、16ページにわたりまして、減債基金の繰入金が751万9,000円、預金利子が1,000円、それから貸付金の元利収入といたしまして113万円、雑入が旧町の平成17年度決算剰余金としまして416万2,000円を見込ませていただいてあります。それから、18ページにわたりまして歳出でございます。これについては、総務管理費としまして4万9,000円、公債費償還の元金利子合わせまして1,126万7,000円、一般会計の方への繰出金が184万4,000円、予備費が5万円を見込ませていただいてあります。

20ページにつきましては、地方債の現在高見込みをあげてございます。右の一番下、4,778万1,000円の現在高見込みでございます。

次、21ページでございます。

平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ444万9,000円と定めてございます。

これにつきまして事項別明細につきましては、27ページでございます。

歳入といたしまして、財産売払収入199万2,000円をあげてございます。他会計、一般会計からの繰り入れ205万8,000円、預金利子1,000円、それから雑入としまして、28ページ、旧町の決算剰余金としまして39万8,000円を見込んでございます。

29ページからは歳出で、公債費の利子としまして245万6,000円、繰出金が199万3,000円を見込ませていただいてあります。

30ページにつきましては、地方債の現在高見込みということで、4億1,840万円を見込んでございます。

続きまして、31ページでございます。

平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000円と定めてございます。

これにつきましては、37ページでございます。歳入としまして、営業外収益4,000円を見込んでございます。

歳出は、38ページでございまして、営業外費3,000円、予備費1,000円を見込んでございます。

次に、39ページでございます。

平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,550万8,000円と定めてございます。

これの明細につきましては、47ページからが歳入で見込んでございます。

国民健康保険税といたしまして合わせて2821万3,000円、手数料といたしましては1,000円。

それから、48ページにわたりまして国庫負担金、この中でも療養給付費分といたしまして3,877万円をあげてございます。一般被保険者に係る医療給付費の国庫負担でございます。それから、老健拠出金といたしましては2,015万2,000円ということで、老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金の分でございます。合わせまして、国庫負担金6,841万1,000円でございます。

次に、国庫補助金につきましては、普通調整交付金ということで6,871万5,000円をあげてございます。これは国保の財政を調整するため、政令に基づき交付される国庫補助金でございます。合わせて7,121万8,000円でございます。

49ページにわたりまして、療養給付費交付金ということで、ここで現年分で5,736万9,000円を見込んでございます。退職者医療交付金の分でございます。合わせまして5,737万円でございます。

県負担金については192万8,000円を見込んでございます。49ページの下の表、県補助金は3,619万円でございます。50ページにわたりまして、共同事業交付金としまして341万7,000円、財産運用収入としまして25万円、他会計からの繰入金といたしまして、一般会計から2,329万円を繰り入れをさせていただく。51ページの中段、基金繰入金としまして600万円、預金利子1万円、それから、52ページにわたりまして雑入でございま

す。ここで右端の一番下の段、2,621万4,000円については、旧町平成17年度のこの特別会計の決算剰余金でございます。合わせまして2,921万円でございます。

53ページからが歳出でございます。

総務管理費合わせまして843万4,000円を計上いたしております。54ページが徴税費205万2,000円、それから運営協議会費としまして22万7,000円。

次、55ページが療養諸費でございます。大きなものは、右の方の説明に書いてございますように、一般被保険者診療報酬としまして7,479万円、退職被保険者等の医療報酬4,670万8,000円、これら合わせまして1億2,392万4,000円をあげてございます。次に、高額療養費につきましては、56ページへわたっていただきまして、合わせて1,688万7,000円をあげてございます。葬祭諸費が66万円、それから移送費が8万円、57ページへわたりまして中段、出産育児諸費が330万円。

それから57ページの下の表、老人保健拠出金、右の方、5,336万8,000円を見込んでございます。社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。58ページにわたりまして、老人保健拠出金合わせて5,398万8,000円でございます。

次、介護納付金が1,536万円、共同事業拠出金が、59ページへわたりまして2,000円、保健事業費合わせまして85万9,000円。

それから60ページ、償還金及び還付加算金合わせまして416万円、基金積立金51万円、それから61ページへわたりまして、旧町借入金返済金といたしまして9,006万5,000円をあげてございます。これにつきましても旧町のときの財政運用ということで、9,000万円の一時借り入れをいたしておりますので、利息をつけて、合わせまして9,006万5,000円でございます。

予備費は500万円でございます。

62ページにつきましては、国民健康保険事業特別会計に関係をいたします非常勤の特別職の人工費をあげてございます。

続きまして、63ページでございます。

平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,267万7,000円と定めてございます。

この明細につきましては、69ページからでございます。

まず、69ページ、歳入といたしまして支払基金交付金、上段、2億835万3,000円を現年分としてあげてございます。これにつきましては、老人医療給付費の老人医療施設療養費以外の医療費等の額に100分の54を乗じた額を受けるものでございます。合わせまして2億985万7,000円をあげてございます。

国庫負担金につきましては、ここに現年分といたしまして1億1,832万3,000円をあげてございまして、これも今説明をしました、同じような療養費等の額に600分の184を乗じた額を受けるものでございます。合わせて1億1,832万4,000円をあげてございます。

県負担金につきましては、70ページにわたっていただきまして、2,958万1,000円でございます。他会計繰入金は2,376万1,000円、それから延滞金及び助算金2,000円、71ページにいきまして預金利子1,000円、雑入といたしましては、旧町の決算剰余金を含めまして1,115万1,000円を見込んでございます。

次、72ページからが歳出でございます。

総務管理費につきましては30万円、医療諸費につきましては3億8,737万3,000円で、大きいものにつきましては、右の方の説明欄に書いてございますように、老人医療費診療費3億8,293万2,000円、うち支払基金分が1億1,470万4,000円、国保連合会分が2億6,822万8,000円ということでございます。次、73ページが償還金及び還付加算金が合わせまして3,000円、繰出金が1,000円、74ページへいきまして、予備費としまして500万円を見込んでございます。

次、75ページでございます。

平成17年度愛荘町下水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,564万5,000円と定めてございます。

第2条、地方債につきましては、第2表にあげてございます。

第3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を8億円と定めてございます。

まず、78ページでございます。地方債の明細ということで、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債、合わせまして4億7,910万円を借り入れ予定ということで見込んでございます。

明細につきましては、82ページからでございます。

歳入、分担金170万1,000円、負担金につきましては2万7,000円、使用料につきましては2,720万1,000円、それから83ページへいきまして、手数料は1万1,000円、国庫補助金につきましては1億2,000万円、これにつきましては2億4,000万円の補助率2分の1ということであげてございます。一般会計からの繰入金が1億9,448万9,000円でございます。

84ページへいきまして、預金利子1万円、貸付金元利收入が6件分で300万円、雑入につきましては、旧町の決算剰余金を含めて1,010万6,000円、町債につきましては、先ほどの表で言いましたように4億7,910万円

でございます。

歳出については、86ページからでございます。

総務管理費合わせまして、87ページの中段で6,168万1,000円でございます。大きなものについては負担金でございまして、4,620万円、これは琵琶湖東北部流域下水道の維持管理費負担金でございます。

87ページの下の段、公共下水道事業費でございます。88ページへわたっていただきまして、合わせまして1億6,013万9,000円、大きなものについては工事請負費がございます。

下水道工事費、これについては、愛知川川原線の工事1億4,300万円、それから舗装復旧工事が950万円でございます。

次、流域下水道事業費といたしましては5,702万円、それから、89ページへいきまして公債費、合わせまして3億5,553万円、償還金及び還付加算金合わせまして7万円、90ページへわたりまして、借入金の返済金、旧町のときに2億円の一時借り入れをいたしております。それに利息をつけまして2億20万5,000円をあげてございます。予備費につきましては100万円。

91ページにつきましては、給与費明細書ということで、下水道の方で6人分の職員の人工費を見込んでございます。

それから、95ページでございます。95ページにつきましては、地方債の現在高見込み額ということで、右の下、122億6,962万8,000円を見込ませていただいております。

それでは、続いて96ページでございます。

平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2569万円と定めてございます。

明細につきましては、103ページからでございます。

歳入、介護保険料2,222万1,000円をあげてございます。手数料1,000円、国庫負担金につきましては4,222万3,000円、104ページにいきまして、国庫補助金1,833万円、支払基金交付金6,728万7,000円、県負担金が1,919万2,000円、105ページにいきまして、財産運用収入5,000円、一般会計からの繰入金が3,364万3,000円、基金繰入金が300万円、106ページへいきまして、延滞金1,000円、預金利子1,000円、雑入が旧町の決算剰余金含めまして1,978万6,000円でございます。

107ページからが歳出でございます。

総務管理費、合わせまして635万9,000円でございます。徴税費が4万1,000円、それから認定審査会が174万8,000円、109ページにわたりまして、運営協議会の費用が35万円、趣旨普及費が75万6,000円。

それから、介護サービス等諸費ということで、大きなものは、居宅介護サービス給付費が9,600万円、それから110ページにわたりまして、上から2段目、施設介護サービス給付費8,400万円、これら合わせまして1億9,116万3,000円をあげてございます。111ページにわたりまして、支援サービス諸費、合わせまして792万2,000円。112ページへいきまして、高額介護サービス等費150万円、その他諸費が39万円。特別給付費が、113ページへわたりまして300万円、特定入所者介護サービス等費合わせて748万2,000円。114ページへわたりまして、償還金及び還付加算金が459万7,000円、基金積立金が8万2,000円、115ページが予備費といつしまして30万円。

116ページが介護保険にかかわります非常勤の特別職の人工費の明細でございます。

以上、大変走りましたけれども、愛荘町一般会計暫定予算、それから、そのほか8件の特別会計の暫定予算の説明をさせていただきました。いずれも2月13日に職務執行者におきまして専決処分をいただきました。報告をさせていただきましたので、承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) ご苦労さまでした。

暫時休憩します。再開は11時を予定します。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時01分

○議長(森野榮次郎君) 議事を再開します。

これより質疑に入ります。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 17年度一般会計暫定予算の21ページについてです。

この中で、歳入のところで町営住宅使用料のところと、そして出の関係、72ページで移転補償費というものがでています。それで条例で、先ほど暫定施行条例が議決されました。それとのかかわりで、住宅使用料を滞納している者についての云々があります。その場合の対処の仕方はどのようになされるのか、まず1点。

そして、動物の飼育にかかわって移転が速やかに行えるのかどうか。なおかつ、その動物の飼育において、町営住宅の設置および管理に関する条例に対する適用はどのようになされるのか。

また、現状で所管が、現町営住宅入居者への説明において、今日か明日ぐらいに正式にこの新条例が後刻

出てきます、その条例をもとに実行されしていくだろうとは思いますが、そうした中で、それを前提として事務が遂行されています。その中で、入居可能日が26日、27日、もしくは、まさにこの条例が施行される4月1日以後等々とあいまいな対応がなされていると聞いております。それで当然、現段階の質疑は、まさに愛荘町においての町営住宅の設置および管理に関する条例のその当然改正といいますか、それがなされたところから議論をしなければならないんですが、しかし、事業の遂行上支障をきたします。よって、あえて質疑をいたします。

そうした説明等々において、今3点言いましたが、その入居者に対する説明はどういう説明をしているのか、入居の開始日が一体いつから行われようとしているのかは明確に答えておいてください。

○議長(森野榮次郎君) 建設課長。

○建設課長(北川利夫君) 入居日につきましては、4月1日から入居するというように説明をしております。26日、27日といいますのは、家具等々を住宅に持ち込む期間ということで、26日から一応31日までの間はとっています。あくまでも住宅のお金、家賃を払っていただくのは4月1日からですので、一応4月1日から入居してもらうというようなことで今思っておりますので、よろしくお願ひします。

滞納につきましては、これからまたいろいろ課員と相談しながら滞納の整理に行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、動物につきましては、一応共同住宅ですので、いろんな観点から調べましたら、ペットの飼育としてはできないというようなことになっておりますので、それも理解をいたたいて、動物につきましては、だれかにあげるとか、愛護団体に預けるとか、そういう方法をとっていきたいなと思います。

現在の住宅におきましては、土地というか平家で、犬を遊ばせる、また飼っておけるあいた場所がありますので、現在は、本来はだめなんですが、飼ってもらっているという状況です。今度はもう2階、3階等々でも飼えない、また動物の嫌いな方もおられますので、また今の住宅と今度の住宅は全く変わりますので、禁止をしていきたいなど、このように思っております。今後もう少し時間がありますので、その中でまた居住者と詰めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) 辰己君。

○1番(辰己 保君) まず、滞納者に対する処理、全くその動物の飼育についても、条例からどういうふうに対応するのかの答弁がなっていません。せっかく今条例が出ているわけです。条例からどうであるのかというところ、集合住宅ゆえに当然それはなし得ない。ただ、どこの規定においてどうするのかということの答弁がないわけです。

これから事業というものは、ある程度したものに裏づけてやらなければ物事が進まないし、住民さんの協力も得られないし、100%移転がこれは目的なんです。そして、旧の町営住宅を除却するというのが目的なんです。ですから、いかに100%の移転を図るかということにしっかりと観点を置いていないと、結果としては、その方向を見失ってしまうという結論が出ます。ですから、あえてここで問うているのです。

それで、滞納者については、滞納整理という問題、条例文では、あえて何条ということは今言えませんが、その入居に対する妨げとなり得る云々が書いてあります。だから、それは一つのハードルとなるんです。その対応。

もう1点、動物の飼育については、公営住宅法という上位法においてそういうものが記載されている中で、この地方の条例があるというふうに読めば、そこはどのように読みかえていくのかということになります。ただ新しい新豊満団地が集合住宅になるから、その動物の飼育を拒絶しなければならないということになるのであれば、その条例は一体どうして、どこでどういう適応をしていくのか。今までの公営住宅においても同じ適用であったはずです。余地があるから黙認、追認してきた、では4月1日からはシャットアウト、そんな行政の対応でまかり通るかどうか。

私はあえて、4月1日をめどにして2ヶ月、3ヶ月、もっと言えば、昨年からそのことをしっかりと現入居者に説明をしておかないとここに問題があるんだということを言いたいんです。事前に心構えをしていただかないで、間際になって、2月19日になってシャットアウト、それでは、生き物です、行政のご都合主義で物事は動きません。では猫もすべてその対象と、今の答弁でいくとなるんです。

それがすべてそれで対応できるのかどうか。期間があるからといって、一体どこに期間があるのか、期間というのは間ですよ、期間がどの程度あるのか、私にはその動物に対して聞かなければわからないので、ですから、どのような対応をされるのか。あえてもう一度説明の徹底を図られるように提起しておきます。

4月1日からの入居開始、26日からの行動は、現在ある家具等についての持ち込み、当然それに伴った空白期間、生活の空白が生まれます。それに対してどういう対応になるのかも含めて、しっかりと説明責任が果たせるようにしておかなければ、現実に現入居者、移転希望をしている人たちが戸惑っておられます。その点で、再度説明責任を果たすことと、動物の飼育に対する今日までの対応と今行おうとしていることの整合性、それで、滞納者に対する整理についても再度同じことをお尋ねしておきます。

○議長(森野榮次郎君) 建設課長。

○建設課長(北川利夫君) 条例、また後で出てくるわけなんですが、愛荘町営住宅の設置および管理に

関する条例の中の26条におきまして、周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないというようなことがありますので、これに準じていきたいと思っております。

これに準じまして、動物等、迷惑になるだろうというように解釈しますので、今後、さっさと言わされましたように、家具等の持ち込み等について26日からということもありましたが、事前にこれについても、もう一度説明会等を開いていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

税金の滞納につきましては、地方自治法の231条の3項によりまして、滞納処分の例により処分していくということですので、これにできるだけ準じて措置していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) 辰己君。

○1番(辰己 保君) ちょっと混乱をする答弁になっているのかもわかりませんが、税法まで出てきたので、税法の読みかえをされるというのか、ちょっとわからないんですが、ひとまず滞納者に対する問題は、手法はあると思います。

ただ、動物の飼育に関して今言われたとおりです。自分もそれが適用されるんだろうと思うし、そのことに対する否定はしません。ただ、今までそれを放置してきた責任はどうするんだということです。要するに指導をしないで、いきなりそういう指導が通るのかどうかということを私はあえてこの場で問うているんです。昨年度からそのことを、事前の心構えを持っていただくことによって、はじめてその新条例が適用できるんだということ私は解釈をしているんです。ですから、その整合性はどこにあるのかということを聞いているんです。あえて言えば、提案として、やはり何らかの措置、経過措置、動物ですから、では猫もすべてその処理ができるのかどうか含めて、再度徹底し直さなければ、本当にその集合住宅としての環境を整備していくことは不可能だと思います。

その点では、私も今、課長の言われているこの指摘は同感です。しかし、いきなりそれをやることがけしからんということを言っているだけであって、それをやるために、進めていくために、よい新豊満団地をつくりあげていくために、そこに入居者の協力を求めるに、いきなり障壁をつくるべきでないと。障壁をつくるべきでないというのは誤解があるかもわかりませんが、私は事前の説明がないから障壁をつくっているんだということを言っているだけです。だから、猶予期間を持っていれば、私はこの4月1日からの移転は十分に可能であったし、まさに集合住宅に見合った住環境が整備できていただこうというふうに思うんです。

それで、あえて課長という立場ですので、その経緯等々は知る由もなし、理解がしがたい部分があると思うんです。でも、担当課長ですので質疑をしているんです。それで、なおかつまだそこに議論の余地があるとされるなら、あえて議論をさせていただきて、対処を混乱なきよう、100%の移転を図るということの目的遂行をしていただきたいと思うんです。ですから、再度そうした課題解決がなるのか、ならないのか、今答弁があったように、とりあえず持ち込みはしていただけませんと。では犬も猫もすべてそれが徹底できるのかどうか、では、できない場合はどのようなことを考えていかれるのかという答弁をいたたいておきます。

○議長(森野榮次郎君) 建設課長。

○建設課長(北川利夫君) もう一度、先ほども言いましたように、説明会を開いて了解を得るというようにしていきたいので、よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) 1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 同じような答弁をされている。ただ、混乱なきようにということだけは再度言っておきます。原則論が通用すると私は絶対に思えない、説明責任が果たせていないからできないと言っているのであって、説明責任を果たした場合は別です。ただ、これから説明するから、一、二の三とはいかないということだけは、あえてくどいですが言っておきます。

次、41ページの企画費の中で補助金、負担金ですが、ETC車載器購入補助金80万円が出ているんです。それはそれとして別段問題になるのかどうかということに対しては、私はその経緯もありますので、あえて論じません。この今日までの実績を、17年度に限っての実績の報告を求めます。

そして、このETC車載器補助金ですが、そもそもこの補助金を設立されたその意図ですね、それについて答弁をいたたいておきます。

○議長(森野榮次郎君) 総務課長。

○総務課長(山田清孝君) ETOの補助金の実績の関係をまずお答えさせていただきます。

まず、平成17年度の分で、今のご質問でございましたので、平成17年度分として109件ございます。それとは別に、愛荘町になってから45件の実績がございますので、ご報告をさせていただきます。これは補助限度額1万円というふうな形のものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、このETC補助金の関係でございますが、湖東三山インターの早期着工を目指して、できるだけこういった形でのETCの普及を図っていくというふうな形で事業の創設をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありますか。13番 潤君。

○13番(潤 すみ江君) 一般会計の方の暫定予算の34ページです。園児一時預かり保育負担金というのがあります。そして一緒に言いますけれども、43ページはチャイルドシート購入補助金というのがあります。

これについては、2月、3月、2カ月という暫定予算とのことですので、精算の部分であろうかと思いますが、そのものについてどうこうというものではありませんけれども、この2つの項目については、先ほどから、合併後初めての定例議会でありますので、その負担、サービスが変わってきたというところを再三言わなければならぬわけですけれども、この一時預かり保育というものは秦荘の幼稚園でされていたものではないかと思います。担当課の方で先日これは4月からは廃止になるということでお聞きしております。

そして、チャイルドシートの方、これは秦荘だけにあった購入補助金でありますけれども、愛知川地区の方は新しい補助金ができて大変助かるわけですけれども、秦荘の方は2分の1補助が3分の1補助になったと、サービスが下げられているわけです。そういうことで、やはり、余り関係ないかどうかわかりませんけれども、私は旧愛知川町の議員でしたので、愛知川町の議会の中でも、この合併協議の内容を考慮して、この合併は秦荘の方が損になる合併だということを再三言わせていました。

その形が、先ほどの条例制定の中でも、この暫定予算の中にも、この暫定予算は調整的なそういうものがあるかもわかりませんけれども、この中に出てる項目として取り上げた場合、そのような後退があると、秦荘地区の方にあるということを指摘しておきますけれども、これについて、やはり先ほども指摘をさせていただきましたけれども、答弁としては余り触れておらなかったと思います。けれども、やはり合併してよかったですと思えるまちづくりを町民が感じられるのかということになります。

合併協議の中で決められた、行政間のところで決められたと言っても、そのことについてどのくらいの町民の方が知っておられて、そして、その意見をどのくらい聞いておられるのか。町民の方の意見を、行政、例えば合併協議会の委員さん、議員さん、その方がどのくらい声を聞いておられて、それをどのように合併協議に反映させてきたのかということをやはり先ほどの承認案件の中でも聞かせていただきたいように、この後退をどうとらえているのか、秦荘地区の町民の立場に立って、どのようにとらえておられるのかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 総務主監。

○総務主監(細江新市君) 今、質問がございましたチャイルドシート等の関係でございますけれども、合併協議会の方で、行政関係の方で幹事会、あるいは町長幹事会があるわけですけれども、そこで議論させていただいて、合併協議会の方にあげさせていただいたというようなことになってございます。合併協議会につきましては、いろいろと意見をいただきましたけれども、今ご質問いただいた内容のものについては、直接どうこうというご意見はなかったというふうに思っております。

話を戻しますと、合併につきましては、やはりよく言われましたのが、サービスは高い方と、負担は低い方というようなことが一応その合併の効果というようなものに考えられてきたわけですけれども、やはり何もかもが高い水準に合わせていくといふものではいけないのではないかと。合併のすり合わせの中には、全部が全部じゃなしに、一部はやはり負担についてもご理解をいただきなければ、今後のこの合併してからの行政運営についてもなかなか難しいのではないかなどと、そういうところで調整をしていただいたというようなことを思っておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思ってございます。合併協議会の中では、特にどうこうというような意見はなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 今の答弁ですと、これから理解を求めていくという、皆さん知られないと思ってますのでという答弁で、やはり原則からというか、それで、その合併をさせてほしいという、そういう位置づけをしてきますから、本当に合併というのはバラ色の未来があるように言われて、されましたので、町民の方にはそういう説明をされていましたので、という位置づけから外れているのではないかということは指摘しておきますけれども、これは答弁は結構です。

別の質問をさせていただきます。これはちょっと説明を求めるものです。どういうものかわからないので、全協のときもちょっと質疑の時間も少なかったようですね。

52ページの19の負補交のところ、あったかほーむづくり事業補助金というのと、それから61ページの、それも負補交ですが、さわやかまちづくり推進事業補助金というものについての説明をお願いしたいと思います。一遍こいきますけれども、あと、58ページこちょっと戻りますが、すべて一般会計の方ですけれども、58ページ需用費の放課後児童クラブ施設修繕料の6万円ですね。これは具体的にどこどこ直されるとかいうことがあるのかどうなのか、具体的なことがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) まず、1点目のあったかほーむづくり事業補助金についてご説明をいたします。

この事業は県の事業でございまして、特に集落のお年寄り等が自由にその地域で空き家を改造して集落でお年寄りが気軽に立ち寄ってもらえるようなサロンを運営されるに対して、その空き家を改造する費用を、300万円の事業補助金で、県が150万、町が残り150万の補助をさせていただいて、合計225万円の補助として、その活動をやっていたらしく、月々に補助を受けさせていたる、且休的に行なった野西地区でそのような空き家

改修をして、事業を新年度からやっていただけるというようなことで、その補助をさせていただいているものでございます。

次に、61ページ、さわやかまちづくり推進事業補助金64万でございます。これは、秦荘地区の方で区長さんの代表とか、消費生活の代表の方とか、あるいは自然観察員さんとか、いろんな各種、特に環境をよくしたい、そういう方たちで組織するさわやかまちづくり推進会議というのを組織しております。その団体に対して補助をしていく。具体的には、今年度でしたら、宇曽川地域の水生生物の観察をするとか、あるいは星空を子供たちに見せて、そして自然の豊かさというのを周知さすとか、あるいは、各集落で今牛乳パックの回収事業を秦荘地域でやっていただいておりますけれども、そのパックの入れ物みたいなもの、このさわやかまちづくりの活動として、その費用に充てていただいている、そういう活動をさせていただいている団体に対して補助をさせてもらっているものでございます。

○議長(森野榮次郎君) 学校教育課長。

○学校教育課長(辻 孝志君) 学童施設の修繕の関係でご質問がありましたが、どこを直すとか、そういうようなものについては定めておりません。ただ、第三者等の責任においてガラスが割られたりとかいった場合に、指定管理者である学童の責任ではないということで、公として修繕をするということで見込ませていたいしている経費でございます。

○議長(森野榮次郎君) 瀧 すみ江さん。

○13番(瀧 すみ江君) もう一つ質問させてもらいます。

旧の2町の基金の方ですけれども、どのような形で引き継がれているのかについて、合計の基金の現在高をお聞きしたいと思います。なので、基金ごとに、基金がどのくらいあるかについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 総務課長。

○総務課長(山田清孝君) 2月末の両町の基金の残高でございますが、47億1,748万2,079円でございます。個々の明細は要りますか。

〔「はい」の声あり〕

○総務課長(山田清孝君) では、順番に申し上げます。

財政調整基金です、10億9,586万円、減債基金8億7,263万3,000円、地域基盤づくり推進基金10億4,658万7,000円、福祉保健基金5億5,107万円、ふるさと水と土基金2,260万5,000円、シンボルリバー基金3,452万円、町営住宅建設整備基金3,029万2,000円、防災基金9,533万円、教育振興基金4億5,961万円、町史編さん基金2,326万2,000円、土地開発基金2億6,378万5,461円、減債基金、これは住宅新築資金分でございます、773万6,000円、国民健康保険財政調整基金1億3,390万9,721円、介護給付準備基金8,028万1,897円、合計で47億1,748万2,079円でございます。

○議長(森野榮次郎君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。1番 辰己 保君。

○1番(辰己 保君) 承認第2号について反対をいたします。

まず、問題提起として再度言っておきます。まず行政のあり方として、今まで住民にしっかりと説明をしなければならない、その責任をしっかりと果たしていない。そうした流れの中で速やかな転入居が行われない、こうした事態がなきように対処をされることをこの場で再度訴え、また、17年度愛荘町一般会計暫定予算の中で、ETC車載器補助金、こうした計上がされているわけですが、そのものについては、当然高速道路等の利便性から補助金の有無については論じる必要はないと思います。しかし、その目的がインターチェンジを設置すると、それを有利に導くという流れのもとで施行されているとするならば、やはりそのインターチェンジそのものの事業費の懸念及び費用対効果について憂慮すべきということをこの場で申し上げておきます。

また、当然暫定予算ですので、全体としてその推移はいたしからぬことというふうに認識すべきが道理だと思います。しかし、特別会計の中で、愛荘町土地取得造成事業特別会計暫定予算の中に、土地取得の根拠を失っているにもかかわらず、用地買収がなされ、その結果つくり得た償還利子、これについては承服しかねるということを申し述べて、反対討論といたします。

○議長(森野榮次郎君) 討論ありませんか。7番 小川君。

○7番(小川 勇君) 私は、承認第2号の賛成として討論を申し上げます。平成17年度愛荘町一般会計暫定予算ほか8特別会計の暫定予算の専決処分につき承認を求めることについて、賛成の立場から発言をいたします。

今回提案されております一般会計ほか8特別会計の暫定予算ですが、基本的には両町の17年度予算から合併前に執行された額を除いた残額にて、新町になって臨時に生じてきた経費を計上されたものであります。両町の平成17年度予算はそれぞれ議会で議決されたものであり、尊重すべきであると私は考えます。したがって、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。よろしくお願ひします。

これより承認第2号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森野榮次郎君） 賛成多数です。よって、承認第2号 平成17年度愛荘町一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ④承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野榮次郎君） 日程第5、承認第3号 愛荘町の字の名称変更の専決処分につき承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（細江新市君） それでは、議案の方の3ページでございます。

承認第3号 愛荘町の字の名称変更の専決処分につき承認を求めるについて。地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

次、4ページでございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、2月13日に次のように専決処分をいたしております。

下の方に記と書いてございます。愛荘町の字の名称変更について。地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の名称を5ページの変更調書のとおり変更をさせていただきました。ご承認いただきますようによろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（森野榮次郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野榮次郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野榮次郎君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森野榮次郎君） 全員賛成です。よって、承認第3号 愛荘町の字の名称変更の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ⑤承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野榮次郎君） 日程第6、承認第4号 愛荘町指定金融機関の指定の専決処分につき承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（細江新市君） 6ページ、7ページでございます。

承認第4号 愛荘町指定金融機関の指定の専決処分につき承認を求めるについて。地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

7ページに専決処分書をつけさせていただいています。地方自治法第179条第1項の規定により、2月13日に専決処分をいたしております。

記といたしまして、愛荘町指定金融機関の指定について。地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、愛荘町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、次の者を指定金融機関に指定する。滋賀県大津市浜町1番38号、株式会社滋賀銀行。

以上です。

○議長（森野榮次郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野榮次郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、承認第4号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更の専決処分につき承認を求めるについてには、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第7、承認第5号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更の専決処分につき承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 8ページからでございます。

承認第5号でございます。滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更の専決処分の承認をお願いするものでございます。

9ページの専決処分の方を説明させていただきます。滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしております。

10ページ、11ページでございます。滋賀県市町村交通災害共済組合規約の一部を改正する規約でございます。市町村合併に伴います規約の変更でございます。

滋賀県市町村交通災害共済組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「蒲生町」を削り、「能登川町、秦荘町、愛知川町」を「愛荘町」に改め、「近江町、浅井町」及び「ひわ町」を削る。

付則、この規約は、滋賀県知事の許可のあった日から施行する。

11ページにつきましては、新旧対照表をつけさせていただいております。よろしくご承認のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、承認第5号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第8、承認第6号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更の専決処分につき承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 12ページからでございます。

承認第6号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更の専決処分につき承認をお願いするものでございます。13ページに専決処分書をあげさせていただいております。滋賀県自治会館管理組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしております。

14ページでございます。滋賀県自治会館管理組合規約の一部を改正する規約。これにつきましても合併に伴うものでございます。

滋賀県自治会館管理組合規約の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2中「蒲生町」を削り、「能登川町、秦荘町、愛知川町」を「愛荘町」に改め、「近江町、浅井町」及び「ひわ町」を削る。

付則、この規約は、滋賀県知事の許可のあった日から施行する。  
15ページに新旧対照表をつけさせていただいております。ご承認のほどよろしくお願いをいたします。  
以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、承認第6号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更の専決処分につき承認を求めるについて、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第9、承認第7号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についての専決処分につき承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 16ページからでございます。

承認第7号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についての専決処分をお願いするものでございます。

17ページで、専決処分書をつけさせていただいております。これにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成18年3月19日をもって滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合から下記の地方公共団体を脱退させ、別紙のとおり滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することにつき関係市町が協議することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成18年3月19日をもって減少する地方公共団体、志賀町です。

18ページをお願いいたします。規約の改正でございます。滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。これにつきましても合併に伴う規約改正でございまして、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「20人」を「19人」に改める。

別表第1を次のように改めるということで、御覧の16市町に改正をしております。

別表第2を次のように改めるということで、御覧のように16市町議会議長に改正をいたしております。

附則、この規約は平成18年3月20日から施行するということで、19ページには新旧対照表をつけさせていただいております。ご承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、承認第7号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についての専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

## ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第10、承認第8号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更の専決処分につき承認を求めるについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 議案の20ページからでございます。

承認第8号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更の専決処分につき承認をお願いするものでございます。

21ページに専決処分書をつけさせていただいております。滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年3月19日をもって、滋賀郡志賀町が滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退すること及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしております。

22ページでございます。滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約でございます。これも合併に伴う規約改正でございます。

滋賀県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の4区の項中「志賀町」を削る。

付則、この規約は平成18年3月20日から施行する。

23ページには新旧対照表をつけさせていただいております。ご承認のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、承認第8号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

## ◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第11、承認第9号 愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置への加入の専決処分につき承認を求めるについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 24ページからでございます。

承認第9号 愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置への加入の専決処分につき承認を求めるものでございます。

25ページに専決処分書をつけさせていただいております。2月13日にこのように専決処分をいたしております。愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置への加入についてでございます。地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成18年2月13日から、別紙、26ページの規約により、愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置に加入をいたしております。

26ページに、参考に設置規約をつけさせていただいております。ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

（イ）議長の意見を述べてください。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森野榮次郎君） 全員賛成です。よって、承認第9号 愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置への加入の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野榮次郎君） 日程第12、承認第10号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の加入の専決処分につき承認を求めるについてを議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（細江新市君） 27ページからでございます。

承認第10号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の加入の専決処分につき承認をお願いするものでございます。

28ページに専決処分書をつけてございます。これにつきましても合併に伴う加入でございます。地方自治法第252条の6の規定により、平成18年2月13日から別紙の規約により、琵琶湖東北部広域市町村圏協議会に加入をいたしております。

また、29ページから35ページまで、規約を参考につけさせていただいております。ご承認をいただきますようによろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

○議長（森野榮次郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野榮次郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野榮次郎君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森野榮次郎君） 全員賛成です。よって、承認第10号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の加入の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野榮次郎君） 日程第13、承認第11号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更の専決処分につき承認を求めるについてを議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（細江新市君） 議案書の36ページからでございます。

承認第11号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更の専決処分につき承認をお願いするものでございます。

37ページに専決処分書をつけさせていただいております。滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしております。

38ページでございます。滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を改正する規約。

滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を次のように改正する。

第5条中「14人」を「11人」に改める。

別表中「蒲生町」を削り、「能登川町、秦荘町、愛知川町」を「愛荘町」に改め、「近江町、浅井町」及び「ひわ町」を削る。

付則、この規約は、滋賀県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

39ページには新旧対照表をつけさせていただいております。ご承認いただきますようによろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（森野榮次郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、承認第11号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

#### ◎議案第1号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第14、議案第1号 平成17年度愛荘町一般会計予算から日程第22、議案第9号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、議案第1号から議案第9号まで、平成17年度愛荘町一般会計並びに8特別会計の提案の説明をさせていただきます。

この予算につきましては、先ほど来暫定予算におきまして既にご承認をいただいております。事務手続上、再度議案として、本予算という形で議案としてあげさせていただくものでございまして、よろしくご審議を賜りたいと思います。

それで、この暫定予算並びにこの議会で議案としてあげさせていただく本予算につきましては、金額並びに説明につきましては全く同じでございます。ただ、1点所異なっておりますところだけ説明をさせていただきたいと思います。

水色の表紙の平成17年度愛荘町一般会計予算書の方でございます。一般会計の予算書の方の8ページでございます。

8ページに、第2表といたしまして、繰越明許費をあげさせていただいております。農業費の事業名、国営造成施設管理体制整備促進事業ということであげさせていただいております。これにつきましては、1,717万2,000円を平成19年3月31日まで繰り越しをさせていただきたいということでございます。

2列目の道路橋梁費の道路新設改良事業(名神国8線道路改良事業)でございますが、これは平成18年4月28日まで繰り越しをお願いしたいということで、2,429万6,000円でございます。

一番下の消防費の防災対策事業(新町地域防災計画策定業務)698万3,000円、これにつきましては、平成18年12月28日まで繰り越しをさせていただきたいということで、繰越明許費3件あげさせていただいております。内容につきましては、先般の全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

そういうことで、このあげさせていただきました愛荘町の一般会計の予算額25億3,471万8,000円、それから8特別会計でございますけれども、愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計予算につきましては46万7,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては1,321万円、土地取得造成事業特別会計予算につきましては444万9,000円、国民宿舎事業特別会計予算につきましては4,000円、国民健康保険事業特別会計予算につきましては3億2,550万8,000円、老人保健事業特別会計予算3億9,267万7,000円、下水道事業特別会計予算8億3,564万5,000円、介護保険事業特別会計予算2億2,569万円、8特別会計を合わせました特別会計の合計は17億9,765万円です。一般会計含めまして、予算総額43億3,236万8,000円ということであげさせていただいております。

これら予算につきましては、17年度の愛荘町の2月13日以降3月31までの本予算ということでございます。まことに省略をさせていただきましたけれども、午前中にご承認いただいた内容と同じでございますので、省かせていただきます。

以上でございます。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第9号まで、9件を一括して採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、議案第1号 平成17年度愛荘町一般会計予算、議案第2号 平成17年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計予算、議案第3号 平成17年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第4号 平成17年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算、議案第5号 平成17年度愛荘町国民宿舎事業特別会計予算、議案第6号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、議案第7号 平成17年度愛荘町老人保健事業特別会計予算、議案第8号 平成17年度愛荘町下水道事業特別会計予算、議案第9号 平成17年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第23、議案第10号 愛荘町長職務執行者の給与および旅費に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 議案書の40ページからでございます。

議案第10号 愛荘町長職務執行者の給与および旅費に関する条例を廃止する条例。

愛荘町長職務執行者の給与および旅費に関する条例は廃止する。

付則、この条例は公布の日から施行する。

これらにつきましては、別冊で、平成18年3月愛荘町議会定例会制定条例等説明資料というのをつくってございます。そちらとあわせてご覧をいただきたいと思います。

こちらの制定条例等説明資料の1ページでございます。

廃止する理由としてあげさせていただいております。愛荘町長の選挙により町長が決定をいたしましたことから、この条例を廃止するものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、議案第10号 愛荘町長職務執行者の給与および旅費に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第24、議案第11号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 議案書の41ページからでございます。

議案第11号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の制定について審議をいただくものでございます。

なお、制定条例等の説明資料につきましては2ページでございます。

これにつきましては、旧愛知川町の町営住宅の設置及び管理に関する条例を暫定施行しておりましたが、新しく新豊満団地50戸が完成いたしました。そこで、暫定の条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。

以下、41ページの愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例ということであげさせていただいております。この中につきましては、先般の全員協議会で説明をさせていただきました。

主に変わることろにつきましては、第3条、設置場所、前条の町営住宅および共同施設は、別表にあげる場所に設置するということで、51ページにその表をあげさせていただいております。51ページの表の一番下の段、新豊満団地ということであげさせていただいております。

あと、第4条につきましては、愛荘町町営住宅運営委員会の設置をさせていただくということでございます。それから、議案書の方の49ページでございますけれども、49ページの第45条、駐車場の使用許可というようなことであがってございます。これにつきましては、新しく62台の駐車場を設置いたしました。その関係で新しく条項が盛り込まれているというようなことでございます。

51ページの中段、付則につきましては、施行期日、1項、この条例は、公布の日から施行する。(町営住宅の設置及び管理に関する条例の廃止)ということで、2項、町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年愛知川町条例第15号)は廃止するというものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 家賃の決定について、暫定施行条例から新条例、愛荘町条例に移行するに当たって、17条の適用。それは先ほどから問題提起はしているわけで、なおかつこの別表にも載っているように、旧の町営住宅団地は残るという前提になります。そこで入居者の家賃はどのような対応をされるのか、近傍同種の住宅家賃という算定をし直されるのかどうかだけ確認しておきます。

○議長(森野榮次郎君) 農林建設主監。

○農林建設主監(姓農明彦君) お答えします。

入居者は現在40名ということで、新たな新豊満住宅に入居されることになっております。それについては、全協の方で説明させていただいたとおりの新家賃表を適用するということで、あと5件ですか、まだ入居の決定を注視しているところでございますので、その方たちにとっては、出ていくまでについては、やはり今までの暫定的な家賃で進行していくかと考えております。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 先ほど説明もありましたように、愛荘町町営住宅運営委員会というものを新たに設置されるということですけれども、構成と審議内容について説明を求めます。

○議長(森野榮次郎君) 農林建設主監。

○農林建設主監(姓農明彦君) お答えします。

ただいまの運営委員会の関係でございます。これは規則を設けますので、その中で、趣旨をいたしましては、町営住宅の設置および管理に関する条例の条項によりまして、組織及び運営について必要な事項を定めるものとするということで、任務をいたしましては、町長の諮問に応じ、町営住宅運営に関する必要な事項について調査・審議をするということでございまして、委員としては10名以内をもって組織するということで、その委員の内容については、学識経験のある者、町議会の議員、その他町長が適当と認める者ということになっております。

委員の任期は1年とするということで、他市町の状況を見ましても、町議会議員、民生委員、学識経験者ということと、区長会、また助役、町吏員等が委員となっておりますので、これからまたその人選をしていきたいと考えております。この運営委員会においても、入居選考についても審査をしていただくということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、議案第11号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第25、議案第12号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 52ページからでございます。

議案第12号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例をご審議をお願いするものでございます。

これにつきましては、説明資料の方につきましては3ページでございます。3ページの上段に改正の理由をあげさせていただいております。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が18年3月1日に公布をされております。これに基づきまして所要の改正を行うものでございます。

52ページの条例を読ませていただきます。愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例。

愛荘町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第8条中「介護者等に対する介護方法の指導その他の介護者等」を「要介護被保険者を現に介護する者」に改める。

第9条を次のとおり改める。

(保険料率)第9条、平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、次の各号にあげる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とするということで、1号から6号まで6段階に分かれています。

これにつきましては、説明資料の3ページの下の段に、条例の要旨ということであげさせていただいておりまして、①から⑥まで6段階をあげさせていただいております。

第9条、保険料の年額及び区分を次のとおり改める。第1号町民税非課税世帯かつ老齢年金受給者及び生活保護受給者1万9,200円、2号としまして町民税非課税世帯かつ課税年金収入額プラス合計所得金額が80万円以下、これも1万9,200円、3号が町民税非課税世帯2万8,800円、4号が町民税本人非課税3万8,400円、5号町民税本人課税者のうち合計所得金額が200万円未満の者4万8,000円、6号町民税本人課税者のうち合計所得金額が200万円以上の者5万7,600円、こういう6段階でございます。

もう一度、52ページに戻りまして、第11条第3項中「または第4号口」を「、第4号口または第5号口」に改め、「第4号まで」を「第5号まで」に改める。

53ページ、第24条中「法第31条第1項後段、」の次に「法第33条の3第1項後段、」を加える。

付則につきましては、施行期日、第1条、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2条につきましては、経過措置でございます。

3条以下につきましては、地方税法の規定によります市町村民税の経過措置対象者等についてあげさせていただいているところでございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) この介護保険料の改正という条例ですけれども、この介護保険料改正に当たっては、介護保険策定委員会、あの旧の2町合同でやられておりました。それも私もたびたび傍聴に寄せていただきましたところ、全体から受けた感想というのが、やはり委員の方の意見が尊重されていたんだろうかということを疑問に思いました。

その策定委員会の中でも、十分な審議をしてほしい、時間をとった徹底審議をして、皆さんの納得いく、町民の納得いくものにというようなご意見が出たんですけれども、結局のところ、その提案された行政の側の都合というのか、そういうところで、やはり時間がないということがかなりあったと思います。そういうところで、かなりその尊重がされていなかったのではないかと考えております。

そのことと、委員の方の意見が、時間をとってやってほしいということと、あと、住民に説明を十分して公聴の機会を設けてほしいということについても、ホームページに出すとか、施設の窓口でその意見を聴取するとかいう本当に限られた部分になりました、その前の、3年前の、それは秦荘の方はちょっとわからないんですけれども、愛知川の方だけを見ると、やはりもっと綿密な取り組みがされていたのに、今回のこの介護保険の策定委員会の状況は、やはり住民と密接なかかわりが持てなかったという、そういうような感じを受けました。

そして、この保険料そのものについても、私も旧愛知川町議会の中でも一般質問を行いまして、合併したときに、やはりその愛知川の方の保険料に合わせるというふうにとらえられはしないかということを、一般質問でも委員会でもたびたび発言させてもらいました。そのことについては、つまり介護保険の会計そのものが、そういう合併のすり合わせとか、そういうことだけではない、サービスの必要量をはかった上で介護保険料を策定するものですので、その部分では納得、いたし方ない部分もあるかと思うんですけれども、やはりこの合併したときだけに、よほど考えないと、町民さんはそのようにとらえるということを懸念したわけです。ですので、愛知川に合わせるのではなくて、やはり例えば秦荘の方の保険料が上がるとしても、その間の、

たとえ本当に基準額3,200円が2,990円、2,980円でもいいから、間にしていただけたらということで求めておりました。そして委員の方もそのように言われた方もおりました。そのような策定委員会の委員の方のご意見、どのように尊重されてきたのかということについて、まず1点、お伺いしたいと思います。

そして、もう一つは、この介護保険料、これから住民さんに知らせていくわけですけれども、この周知徹底の仕方、町民の方が納得できる説明方法をどうしていったらいいのかということについて、どのようにお考えであるのかについて、2点について答弁を求めておきます。

○議長(森野榮次郎君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) ただいまの瀧議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、策定委員さんの意見をどのように集約、尊重したかというようなことでございますけれども、先ほども議員お話しになりましたように、旧の秦荘町では、介護保険策定委員として、公募委員3人を含む10名の委員に介護保険事業計画策定委員を委嘱しておりました。また、愛知川町におきましても、公募委員3人を含む15名の委員さんで策定委員会を組織していましたと。昨年の7月からことしの2月まで6回にかけて策定委員会を開催した、すなわち、まだ合併は2月以前はしておりませんので、旧町の策定委員会を合同で開催したというようなことで、愛荘町での老人保健計画、あるいは介護保険事業計画の内容について論議をいただいたところでございます。

その中にあって、いろんなご意見を集約させていただいた中で、今後18年、19、20年に愛荘町の介護保険の給付費額がどれだけになるのかということ、これはもちろん65歳以上、1号被保険者の推移とか、そしてその方がどれだけの認定を受けられるか、いろんな推計をした中での介護保険料の計画策定をしていただいたところでございます。

もちろんその委員会では、いろんなご意見をいただいた中で、新町としての介護保険料はどうあるべきかというようなことで論議をいただいたところでございますけれども、最終的には、今条例案を出させていただいている所とおり、月額こしますと3,200円というようなことで、旧の愛知川町の方にとってはそのままいうようなこと、旧の秦荘の方にとっては月額こすると400円上がるということになるわけでございます。

これにつきましては、広く、特に秦荘の方が、議員おっしゃるように、合併したさかいに上がったんやなと言われる、そういう疑惑を持たれるのではないかというようなお話をございますけれども、特に秦荘地域の皆さん方には、旧の秦荘においても、とてもその2,800円、あるいは3,300円、3,400円でもやっていけないんだというような今の現状についても、広く老人クラブの会合とかそういうところでもPRもしていきたいなというふうに思っていますし、この案を可決いただきましたら、早速この計画についてのダイジェスト版等もつくりまして、広く町民の皆さんにも介護保険の運営状況も含めてPRをしていく中で、ご理解を求めていきたいというふうに思っております。

なお、先ほどのその住民周知、あるいは施設の窓口にいろいろ意見をされたけれどもというようなお話をございましたけれども、私どももできるだけ、その介護保険料3期目、18年から21年までの介護保険料を決める重要な会議、運営委員会でありますので、その傍聴に対するPR、あるいはその中間の内容についての両町民の皆さんのご意見を聞く機会とか、インターネットでの意見聴取、いろんなことも試してみましたが、多くの意見がなかなかいたくなかったということについては、今後どのようにしてそういう意見を聴取すべきかということについても考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) 反対討論を行います。議案第12号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に対して反対を表明します。

介護保険制度そのものが町民に負担を押しつけており、特に秦荘地区の方においては介護保険料が値上げとなります。町民の目線から見て、町民の不利益となる内容であることを指摘して反対討論といたします。

○議長(森野榮次郎君) ほかに討論ありませんか。14番 水野君。

○14番(水野清文君) ただいま議案にあがってあります愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に、賛成する立場から討論させていただきます。

ご承知のとおり、今回の条例改正は、介護保険事業計画の3期目に当たり、昨年7月から旧両町の有識者等が合同で協議を重ね、現状、また今後のサービス利用の維持等を見込んだものであり、今後の健全な介護保険事業、また特別会計の運営を図る意味からも適切であると思っております。私はそのため賛成討論とさせていただきます。どうぞ議員の皆さんのご賛同をいただきたい、このように思っております。

○議長(森野榮次郎君) これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、議案第12号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例

は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第26、議案第13号 愛荘町障害者自立支援法施行条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、55ページでございます。

議案第13号 愛荘町障害者自立支援法施行条例の制定について審議をお願いするものでございます。

説明資料の方につきましては7ページでございます。これにつきましては、障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されることに伴いまして、条例で必要な事項を定めるものでございます。

55ページの下の段、愛荘町障害者自立支援法施行条例ということで、(趣旨)第1条、この条例は、障害者自立支援法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)第2条、法第15条の規定により設置する障害程度区分認定審査会は、湖東広域衛生管理組合に置く。

(委任)第3条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) この障害程度区分認定審査会を湖東衛管の方でやられるということですけれども、委員7名ということもお聞きしているわけで、構成としてはどういう地域からというのか、各町1名ずつとか、そういう構成ではないかもしれませんけれども、構成メンバーについて答弁をお願いします。

○議長(森野榮次郎君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) まだ正式にお願いをしているものではありませんけれども、湖東衛生管理組合管轄の各課長が寄りまして、いろいろご相談させてもらっている話でございます。それでご了承いただきたいと思いますけれども、もちろん障害認定区分の審査をしてもらうわけですので、精神科のお医者さん、そして身体障害の方については、やっぱり整形外科のお医者さん、そういった先生方も必要になってこようと思います。

また、そういう障害児(者)施設を管理運営されている専門の方についても、その審査員となってもらうべきかなというようなこともあります。また、作業療法士等、そういった専門の職種の方もございますので、そういった方についても、そういった自分の仕事のサイドから審査をしてもらえる方、そのような方を予定しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありますか。

[発言する声なし]

○議長(森野榮次郎君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) 反対討論を行います。議案第13号 愛荘町障害者自立支援法施行条例の制定について反対を表明します。

この条例は、障害者自立支援法の施行に関し必要な事項を定めるものと明記されています。私は障害者に重い負担を押しつけ、暮らしを圧迫する自立支援法そのものに対して反対するものです。よって、議案第13号に連動している議案第14号にも反対します。

なお、議案第16号の事務における地域包括支援センターの設置については決して反対できるものではありませんが、さきに申し上げたように、障害者自立支援法そのものに問題があり、それに基づくセンター設置であるために、先の議案でありますけれども、この場で反対を表明いたしまして、反対討論といいたします。

○議長(森野榮次郎君) 討論、ほかにありますか。14番 水野君。

○14番(水野清文君) この条例は、障害者自立支援法の施行に関し、これら障害区分を定める認定審査について、第2条に示されているとおり、湖東広域衛生管理組合で審査会を組織いただくことは適切であると考えております。よって、賛成討論とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) これで討論を終了します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、議案第13号 愛荘町障害者自立支援法施行条例の制定

については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第27、議案第14号 愛荘町児童福祉法に基づく居宅生活支援に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、56ページでございます。

議案第14号 愛荘町児童福祉法に基づく居宅生活支援に関する条例等を廃止する条例についてご審議をお願いするものでございます。

説明資料につきましては8ページでございます。これにつきましても、先ほどと関連いたしまして、障害者自立支援法の施行に伴いまして、不要となる3つの条例を廃止するものでございます。

56ページにあげてございますように、愛荘町児童福祉法に基づく居宅生活支援に関する条例等を廃止する条例でございます。

次にあげる条例は廃止する。1号、愛荘町児童福祉法に基づく居宅生活支援に関する条例。2号、愛荘町身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援及び施設訓練等支援に関する条例。3号、愛荘町知的障害者福祉法に基づく居宅生活支援及び施設訓練等支援に関する条例。

付則としまして、(施行期日)1項、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)2項、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、議案第14号 愛荘町児童福祉法に基づく居宅生活支援に関する条例等を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第28、議案第15号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 57ページでございます。

議案第15号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましての説明資料は9ページでございます。改正介護保険法の規定により、地域包括支援センター運営協議会並びに地域密着型サービス運営委員会を新たに設置することから、委員の報酬額につきまして条例の改正を行うものでございます。

57ページ、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。  
別表(第2条の表)、介護保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

地域包括支援センター運営協議会委員、日額7,000円、地域密着型サービス運営委員会委員、日額7,000円。

付則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、議案第15号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 日程第29、議案第16号 湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務の変更および湖東広域衛生管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 59ページでございます。

議案第16号 湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務の変更および湖東広域衛生管理組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第296条第1項の規定により、平成18年4月1日から湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務ごと、障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会に関する事務を追加し、湖東広域衛生管理組合規約を次のとおり変更することについて議決をお願いするものでございます。

59ページでございます。これにつきましては、先ほどの議案第13号の障害者自立支援法施行条例の第2条に基づきます規約の変更でございます。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を変更する規約。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

(組合の共同処理する事務及び区域)第3条、この組合の共同処理する事務及び区域は、別表のとおりとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)、共同処理する事務ということで3段目にあがってございます。第3号、障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会に関する事務の追加でございます。

なお、右側の方につきましては、共同処理する事務の区域ということで、3号につきましては、関係市町のうち、東近江市を除く区域内ということになってございます。

付則につきましては、この規約は、平成18年4月1日から施行する。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森野榮次郎君) 賛成多數です。よって、議案第16号 湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務の変更および湖東広域衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時10分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

お詫びします。日程の順序を変更し、日程第31から日程第39までを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第31から日程第39までを先に審議することに決定しました。

#### ◎議案第17号～議案第25号の上程、説明

○議長(森野榮次郎君) 日程第31、議案第17号 平成18年度愛荘町一般会計暫定予算から、議案第25号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計暫定予算までを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、議案第17号から議案第25号までの提案の説明をさせていただきます。平成18年度愛荘町一般会計暫定予算並びに8特別会計の暫定予算でございます。

これらの予算につきましては、18年度の4月、5月、6月分の3カ月の暫定予算ということであげさせていただきました。新しく町長が誕生いたしましたので、今後査定をさせていただきて、本予算として再度6月の定期会に上程をさせていただきて、またご審議を賜りたいというような計画になってございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

また、この17号から25号までの議案の中身の内容につきましては、先般の全員協議会におきましても説明をさせていただきました。また後日、各常任委員会協議会、あるいは特別委員会協議会において、また個々に説明月をさせていただくというような計画になってございまして、本当の概略のみ簡潔に説明をさせていただきたいと思いますので、ご了解を賜りたいと思います。座らせていただきます。

平成18年度愛荘町一般会計暫定予算書でございます。

1ページでございます。平成18年度愛荘町一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入21億5,100万円、歳出24億4,600万円と定める。

第2条につきましては、債務負担行為としまして第2表にあげてございます。

第3条につきましては、一時借入金の限度額を最高7億円ということで定めてございます。

第4条につきましては、歳出予算の流用ということであげてございます。

それでは、中身でございますけれども、事項別明細につきまして、説明はまた各委員会の方というようなことで省略をさせていただきまして、款項で説明をさせていただきたいと思いますので、2ページでございます。

2ページ、3ページは歳入ということであげてございます。左が款、縦の中段が項、右側が金額ということでございます。

町税につきましては、4項合わせまして9億3,380万7,000円、地方譲与税につきましては3,380万円、地方消費税交付金につきましては4,700万円、自動車取得税交付金につきましては1,800万円、地方特例交付金については3,460万円、地方交付税9億200万円、分担金及び負担金3,831万1,000円、使用料及び手数料1,235万7,000円、国庫支出金3,084万円、県支出金894万5,000円、財産収入197万3,000円、寄附金1,000円、繰越金5,000万円、諸収入3,936万6,000円、歳入合計合わせまして21億5,100万円でございます。

4ページからが歳出でございます。

同じく議会費につきましては2,270万8,000円、総務費4億5,092万8,000円、民生費5億9,291万8,000円、衛生費1億7,112万3,000円、労働費112万1,000円、農林水産業費6,509万6,000円、商工費4,832万5,000円、土木費3,192万1,000円、消防費4億6,818万3,000円、教育費4億1,511万4,000円、公債費1億7,606万3,000円、6ページにいきまして予備費250万円の歳出合計24億4,600万円でございます。

あと事項別明細の方につきましては省略をさせていただきまして、次に、特別会計の暫定予算書の方に移らせていただきたいと思います。

特別会計の暫定予算につきましては、暫定予算の総額のみ読ませていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

特別会計の方の1ページでございます。

平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ167万6,000円と定めさせていただいております。以上で終わらせさせていただきて、次に10ページでございます。

平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ10万円と定めさせていただきました。

次に、20ページでございます。

平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2万1,000円と定めさせていただいております。

次に、29ページでございます。

平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000円と定めてございます。

続きまして、37ページでございます。

平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入2億480万円、歳出3億2,950万円と定めてございます。

第2条の一時借入金の最高額は2億円と定めてございます。

続きまして、57ページでございます。

平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入3億2,150万円、歳出3億9,210万円と定めてございます。

第2条の一時借入金の最高額は1億円ということで定めてございます。

続きまして、68ページでございます。

平成18年度愛荘町下水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,310万円と定めてございます。

続きましては、86ページでございます。

平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,030万円と定めてございます。

以上が8特別会計でございます。

この平成18年度の暫定予算の額の総額につきまして、読ませていただきます。

一般会計につきましては、歳入21億5,100万円、歳出24億4,600万円。今ほど申し上げました8特別会計を合わせました特別会計の合計でございますが、歳入7億150万1,000円、歳出8億9,680万1,000円ということでございます。一般会計及び8特別会計の合計でございます。歳入28億5,250万1,000円、歳出33億4,280万1,000円。

以上でございまして、また、後日各委員会の方でご審議をいただきますようによろしくお願ひ申し上げたいと思います。大変簡潔に読ませていただきましたけれども、ご理解をいただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

## ⑥延会の宣告

○議長(森野榮次郎君) お詫びします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。再開は3月22日午前9時です。よろしくお願ひ申し上げます。

大変ご苦労さまでした。

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

### 平成18年3月愛荘町議会定例会

2日目(平成18年3月22日)

開会:午前09時01分 延会:午後02時37分

#### 議会日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第17号 平成18年度愛荘町一般会計暫定予算

日程第 3 議案第18号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計暫定予算

日程第 4 議案第19号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算

日程第 5 議案第20号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計暫定予算

日程第 6 議案第21号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計暫定予算

日程第 7 議案第22号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計暫定予算

日程第 8 議案第23号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計暫定予算

日程第 9 議案第24号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計暫定予算

日程第10 議案第25号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計暫定予算

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

#### 出席議員(16名)

1番 辰己 保

2番 上林 貞

3番 森 隆一

4番 西澤久仁雄

5番 河村善一

6番 本田秀樹

7番 小川 勇

8番 珠久清次

9番 竹中秀夫

10番 吉岡ゑみ子

11番 久保田九右衛門

12番 小杉和子

13番 瀧 すみ江

14番 水野清文

15番 宇野義美

16番 森野榮次郎

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(森野榮次郎君) おはようございます。

会議に先立ち、議員諸君並びに傍聴人に申し上げます。このたび、秦荘有線放送農業協同組合より 傍聴席において本会議の様子を収録したい旨、申し出がありました。

愛荘町議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することとしましたので、お知らせをします。

なお、本日の会議に教育長が病気のため、欠席届が出されています。あわせて報告いたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○6番(本田秀樹君) 議長。

○議長(森野榮次郎君) 6番 本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君) 議長から指名があったので、ご発言させていただきます。

日程に入る前ですが、ただいま手元に議員別一般質問一覧表が配付されていますが、その中で2番目に質問させる西澤久仁雄議員の3項目めの旧秦荘町有線放送施設の事件については、議会運営委員会で内容が審議された際に、司法が入っている事件であるため、町長に対しての質問にそぐわないとの結論が出て、西澤議員に対して、議長より取り下げるよう決定したにもかかわらず、質問として上がっていることは議会運営委員会で審議されたことが無視されたことになっております。

私は、議会運営委員会の委員ですが、いつだれがどのように許可したのか。また、委員会に何も報告がないままに質問を取り上げたことに対する理解ができません。

よって、適切な対応をされるためにも日程に入る前に、この件の取り扱いについて、再度議会運営委員会を開かれるよう強く要望いたします。

よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時05分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開いたします。

ただいまの提案に基づき、別室にて議会運営委員会を開催したいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時15分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

### ◎議事日程の報告

○議長(森野榮次郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎一般質問

○議長(森野榮次郎君) 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江 君

○議長(森野榮次郎君) 13番 瀧 すみ江君。

[13番 瀧 すみ江君登壇]

○13番(瀧 すみ江君) 13番 瀧 すみ江、一般質問を行います。

私は、次の4点について、合併してよかったと思えるまちづくりの立場での村西町長の政治姿勢をお伺いしたいと思います。

1点目としては、同和行政の終結についてです。

同和対策の残事業としては、山川原の残事業がありますが、あと数%を残すところです。この山川原の残事業を完遂することは必要で、その目的を達成するために議会でも同和対策特別委員会が設置されました。

しかし、それ以外の部分で固定資産税の同和減免等の同和と一般を区別する施策が継続されています。町

民は平等という観点や国や県では同和行政を既に終結していることを考えても、愛荘町で早期に同和行政の終結をしていくべきです。これについての町長の見解を求めますが、答弁をお願いします。

2点目としては、町内巡回バスを運行することについてです。

旧秦荘町には、高齢者や障害者が利用できるふれあいバスが運行されていましたが、合併に伴い廃止となりました。合併した今、分庁方式をとられた役場の機能は愛知川庁舎と秦荘庁舎に分かれ、それぞれの庁舎にサービス室が置かれても肝心な用事は担当課に行かないとわからないので合併前よりも不便になったことが明らかです。

また、合併して町が大きくなったのですから、町民の方が行き来する範囲が大きくなるのは当然のことであり、高齢者や障害者の方をはじめ、自動車に乗らない方々にとっては、一層の不便を感じる状況になりました。行政の都合で合併したのですから、合併によって町民の方が不便を感じることは許されないことです。私は秦荘のふれあいバスを廃止にするのではなく、だれでもが利用できる町内巡回バスとして、全町に広げていただくことを求めます。これについての町長の見解を求めますが、答弁をお願いします。

3点目には、就学前までの医療費完全無料化についてです。

これについては町長もよくご存じのとおり、湖北地域の自治体では既に行われています。滋賀県の方では一部負担が伴いますが、乳幼児の医療費助成を就学前までに来年度から拡大する見通しとのことも伺っています。若い方の子育てを応援するためには、県で決める負担金があれば、その負担分を町単独で助成をし、就学前までの医療費完全無料化を行うことについての町長の見解を求めますが、答弁をお願いします。

4点目には、障害者福祉事業における就学援助事業を旧秦荘町と同じ内容に戻すことについてです。

この就学援助事業は旧秦荘町だけにあった施策で、旧愛知川町にはありませんでした。愛荘町にもこの施策が受け継がれました。ところが、旧秦荘町では小・中学生の義務教育対象者、高校生、専門学校の生徒、大学生などの学校教育法の定める学校に通う学生が対象になっていたものが、愛荘町では義務教育を受けている者だけになり、助成金額も低くなっている合併によってサービスが後退してしまいました。障害を持ちながらも頑張るすべての学生を応援するためには、就学援助事業を旧秦荘町と同じ内容に戻すことが必要と考えますが、これについての町長の見解を求めますので、答弁をお願いしまして終わらせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) おはようございます。

それでは、最初の瀧議員のご質問のうち、同和行政の終結についてのご質問にお答えをさせていただきます。

基本的人権の尊重という課題は、地球上の人間が長い年月をかけ、血と汗で築いてきた貴重な宝物であると認識しております。そして、手を緩めると非常に侵されやすいものであります。同和問題にかかわらず、あらゆる人権問題に行政として常にかつ真摯に対処しなければならないと考えておるところでございます。

私は、これからの人権施策は同和問題をはじめとする男女問題、身体障害者、子供、外国人など、あらゆる人権問題を包括した取り組みへと発展させ、すべての町民が自己実現できることを支援する行政、人間の尊厳が尊重される社会づくりのため、町民の皆さんとともに進めていかなければならぬと考えておるところでございます。

新生愛荘町の組織でも、これまでの同和対策課から人権政策課に名称を変更しているところでございます。また、ハード面の同和対策事業についてでございますが、平成14年3月をもって33年間にわたり実施されてきました同和対策に対する特別措置は失効しました。そして、一般施策への移行がされたところであります。これまで同和対策事業として取り組んできた過去の経緯を尊重し、事業手法としては一般施策の手法で取り組んでまいり所存でありますが、この事業の完遂を期してまいりたいと考えておるところでございます。地域改善対策協議会の意見具申も特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。従来にも増して真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められると言つておるところでございます。

今後は行政の責務として残事業の早期完了を目指し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森野榮次郎君) 住民福祉主監。

[住民福祉主監 西川博司君登壇]

○住民福祉主監(西川博司君) 次に、町内巡回バスの運行についてお答えをいたします。

旧秦荘町で実施をしておりました外出支援サービス、いわゆるふれあいバスの運行であります。新町になりますと、この事業の存続につきましては、サービス範囲や対象者が倍増すること等により、従来の10人乗りのワゴン車のようなシステムのままでは同じサービスが提供できることや安全面など総合的に判断し、新年度から高齢者外出支援助成事業、高齢者通院支援助成事業、障害者社会参加促進助成事業に移行することとし、従来両町で行ってましたタクシーチケットによる助成や旧愛知川町の重度障害者の方々への燃

料費助成の考え方をベースに、また、現在赤字補てんをしております蚊野線、角能線の路線バスや近江鉄道にも使用できるチケットも加えた選択性の助成事業とすることで赤字補てんを福祉サイドからも支援できるよう合併協議会にお詫びをし、ご確認をいただいているところであります。よろしくお願ひをいたします。

続きまして、在宅重度障害者(児)通学援助費助成支給事業についてお答えをいたします。

重度の心身障害の状態にある方が就学する場合において、みずから之力で通学や通園することができないため、保護者等の送迎による場合、その送迎に要する費用の一部を助成するものでございます。

ご質問の旧秦荘町の要綱は、学校教育法に規定する学校に通う者が対象となり、新町の要綱では義務教育を受ける者を対象としております。

合併協議会の調整方針では、対象となる就学先は義務教育、またはこれに準ずる学校として調整してまいりました。これに準ずるとは、議員の要望されている学校教育法に規定する学校も含めた方がいいのか、再度要綱の整備を検討したいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、2番目の後段の巡回バスの運行につきましてお答えをさせていただきます。

巡回バスの運行につきましては、合併協議会におきまして愛荘町の将来ビジョンであります新町まちづくり計画を平成17年3月に作成をいたしております。

その中で、あすを開く都市基盤のまちづくりの公共交通の充実の施策として、公共施設などの有効活用と町民の交流を促進するため、これらを結ぶ輸送サービス等について検討することとされております。

今後は、総合計画及び実施計画を作成しなければなりませんが、経費や利用の効率性など十分検討している考えでありますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(森野榮次郎君) 住民課長。

〔住民課長 福田俊男君登壇〕

○住民課長(福田俊男君) 続きまして、3点目の就学前までの医療費完全無料化についてのご質問でありますが、乳幼児福祉医療費助成制度につきましては、昭和48年に県費補助事業として制度化をされまして、その後に制度改正が行われ、現行では子育てに伴う経済的負担の軽減を図る観点から住民の皆様にも無理のない範囲で自己負担をお願いしながら、入院につきましては、医療費の負担が大きいことから就学前までに、また、通院につきましては4歳未満までに制度の拡充が図られてきましたところでございます。

本制度の安定的な運営を図るとともに、引き続き福祉医療全体のあり方や次世代育成支援対策推進法等の趣旨を踏まえ、総合的な子育て支援対策を進める観点から通院にかかる対象年齢を就学前通学までに拡大することについては、平成18年度より導入に向けて県において検討されているところでございます。しかしながら、制度導入に当たっては、所得制限を設ける内容が示されており、実施されれば、膨大な事務量の増加と、対象となる世帯すべてに対して毎年更新手続をお願いしなければならないことになり、医師会、市長会並びに町村会から所得制限を設けず、年齢拡大の要望を行っているところでございます。

また、県下の一部自治体では単独事業として実施されているように聞き及んでおりますが、大変厳しい財政状況でありますことから、県制度に準じて一部負担をお願いしながら実施してまいりたいと考えております。子供たちは次代を担う社会の宝であり、社会全体で子育てを支援していくことは重要でございまして、これらの動向を見きわめながら、今後においても、福祉医療制度及び子育て支援等の充実が図れるよう県をはじめ、関係機関に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) 再質問を行います。

まずははじめに、同和行政の終結について再質問を行います。

町長がおっしゃられたことはもどかと思われますけれども、具体的な同和行政の終結という面においては、答弁がなされなかったように思います。

私は、旧愛知川町の時代にもたびたびこの問題について一般質問に取り上げさせていただきましたけれども、町長がおっしゃられるように同和行政は山川原の残事業が完遂してはじめて終了するという行政の見解があったのではないかと考えております。

しかし、山川原の残事業、先ほど町長も言われましたように、その事業費の大部分が町費支出となっており、行政の位置が同和対策事業であっても、財源的には一般対策で行っている事業と言えると思います。このような状況から言えば、山川原の残事業の進行と同和特別施策を切り離すのが筋であると考えます。大きなものでいいますと、固定資産税が半額になるという同和減免については、旧愛知川町では次元的、段階的に廃止の方向に取り組むとの見解が何年も前から示されていますが、いまだこその一步が踏み出せておりません。

国の方が終了し、県も同和行政を終了している中で、本来なら同和、一般的の区別がとっくになくなっているはずなのに、このような施策がある限り、いつまでたってもその区別はなくなりません。行政みずからがいまだに同和、一般を区別することは矛盾であると考えます。暮らしが大変な方に対しても、全町的に援助していくのが町民の奉仕者としての姿勢であると思います。

このようなことから、固定資産税の同和減免を早急に廃止し、同和行政の終結に向かうことを求めますけれども、町長の答弁を再度お願ひいたします。

次に、町内巡回バスの運行について質問させていただきます。

その前に私はこれは全体におけるものですが、町長の見解を求めておりますが、町長以外の主監、課長からも答弁をいただきしておりますけれども、これは町長の見解とどうえていいものかどうかということを確認しておきますので、答弁をお願いいたします。

それでは、ちょっと戻りまして、町内巡回バスの運行ということで再質問を行います。

先ほど総務主監の方からも答弁をいただきましたが、新町まちづくり計画の中で、そのことが決められていますので、今後は総合計画、実施計画の中で、経費、効率性を踏まえ、十分検討していくという答弁をいただいております。私が何よりも言いたいのは、やはりひとつの町の中で、このように合併して町が大きくなったので、公共機関の利用がしにくくなるという現実がございます。秦荘町地区の斧磨にお住まいの方が教養講座を受けたいからと山川原会館に行きたいとか、それとか愛知川地区の川原にお住まいの方がハーティーセンターに行きたいというときに、そのタクシー券やバスや電車の券、そのような券の普及、これで対応できかねる部分があります。そういう方にとっては、やはり不便が生じてまいります。

既にもう合併しているわけですので、このような状況を解決していくためにも、やはり早急に計画策定に取り組んでいただきたいと考えています。これについて答弁をお願いいたします。

そして、そのためには、ほかの市町の例、豊郷でもやっていますし、東近江もあります。そのようないろいろな例を視察なり、研究なりしていただき、本当に経済的にも効率的にも愛荘町に合った、適した巡回バスはどのようなものなのかというところを十分検討、協議していただくこと、これはもう今から始めていただきたいと思います。これを求めるけれども、答弁をお願いします。

巡回バスについてもう一つ質問させていただきます。

今もう既に4月からいろいろな場所で町主催の行事が開催されることがあります。その部分において、それに参加しやすいように当面その行事ごとにシャトルバスを運行していただきたい。これを求める。これについても答弁をお願いいたしまして、再質問を終わります。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、今般の答弁で各主監、各担当にも答弁をさせました。これは町長の補助機関として自治法にも位置づけられている、それぞれの職制の職員でございまして、当然この担当がお答えしたことは町長の見解と同一であります。

それから、本来の事業につきまして、同和対策事業で取り組んできた事業、これはやはり完遂するのが当然のこととして、そういう意味では、この事業は終了していないという認識をしております。手法は一般財源を活用しての手法ということになりますが、これはほかの施策でも一般財源を使って事業をどんどんやっていくわけですから、それと何ら変わりない事業と考えているところです。

固定資産税の問題については、今後積極的に取り組んでまいりたい。関係者ともよく話し合っていきたいというふうに考えてあるところです。

それから、巡回バスの点について担当主監からお答えしたところですけれども、全県的にもこの巡回バスというのは、はやりのようにやり出したわけですけれども、現実にはあちこちで人が乗らない、空気を運んでいくだけというのは結構多うございまして、大事な皆さん方の税金を使っていながら、極めて効率が悪いというのが実態です。ですから、やはり効率に見合った税金の使い方として有効な使い方、そして、皆さん方の足を確保できる、こういった施策を十分考えてまいりたいというふうに考えているところです。

行事等のシャトルバス、これにつきましても利用者の実態を勘案しながら、皆さんに利用していただきたい。そして、行事に参加しやすいような方法をぜひ考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) 再々質問を行います。

先ほどの答弁、1回目の質問で答弁がありました就学前の医療費、子供さんの医療費の完全無料化についてです。

こちらの方は県の制度に準じて単独はしないというような答弁だったと思います。滋賀県の所得制限という部分では、はっきりした答えが出てないようですけれども、この所得制限ということはちょっと置いておきまして、所得制限がないということを考えますと、滋賀県が現在の医療費補助を就学前まで広げることを前提に置きました。愛荘町の相場を基準で、1年間に生を受けた子供が最大限に見抜むべく、もつれの人ぐるびスム

多く見積もって250人くらいということで、就学前までの乳幼児数が1500人と見積りますと、そのすべての乳幼児に対し、1ヶ月に1人500円の負担とすれば、1年で900万円です。これは、すべての子供は1ヶ月に1回1診療をしたということを考えていますので、1人の子が毎月毎月1年中お医者さんに行く。それは全員ということはまず考えられないことですので、最大限に見積もって900万円ということです。子供たちの健やかな成長のために保護者の安心感と負担軽減を図り、子供を生み育てる環境づくりのためには、有効な出費であると考えますけれども、それについての町長の見解を求めますけれども、答弁をお願いします。米原の方ではされていたように思いますが、そちらの経験も踏まえて、答弁をお願いいたします。

次に、障害者福祉事業における就学援助事業を旧秦荘町と同じ内容に戻すことについての質問をします。福祉主監の方から再度要綱の整備に取り組んで検討したいということで答弁をいただきました。前向きな答弁だということで評価するところです。やはり、障害児学生を持つ保護者の負担は子供を育てるすべての親以上にあらゆる環境に対応されています。すなわち、健常児学生の保護者と生活スタイルが違うですから、行政支援をしっかりすることが地方自治の役割と考えます。愛荘町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の第6条規定で、1キロメートル37円が算出基礎となっており、旧秦荘町の就学援助事業でも、この算出方法が用いられています。

先ほどは対象者の見直しということで言われていたわけですけれども、補助金額の方も後退されています。この旧秦荘町の施策に戻したからと言って、多額の予算を必要とはしませんので、補助金額の方も4月からもとの秦荘町の形に戻すと。そして、対象者も戻していただく。両方前のままの形に戻していただくということを求めるけれども、再度答弁をお願いいたします。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 就学前の医療費のことにつきましては、私の方から答弁させていただいた、障害者にかかることについては担当主監の方からお答えをさせていただきます。

この就学前の医療費の軽減といいますか、無料化対策の点については、私としては充実をしていきたいなと思っていますので、まずは、財政削減の段階でどういう財政状況にあるのか、愛荘町の状況をよく考えながら、こういった施策の充実は、今後必要であると認識しております。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君) 助成事業の減額につきましてですが、ご指摘のとおり、最寄のステーションまでの送迎は月額基準額におきまして、1,000円減の3,000円のみとなり、距離のカウントは取りやめとなります。対象者の身体都合により、直接学校へ送迎する必要がある方は、月額1万円の支給制度を新たに設け、実施をしていきたいと考えているものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長(森野榮次郎君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時52分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

◇ 西澤久仁雄 君

○議長(森野榮次郎君) 4番 西澤久仁雄君。

[4番 西澤久仁雄君登壇]

○4番(西澤久仁雄君) 4番 西澤久仁雄。

一般質問の前にちょっと町長にお祝いの言葉を申し上げます。

新生愛荘町初の町長に就任されたこと、まことにおめでとうございます。多くの町民さんにご信任を受けられて重責が重かろうと思いますけれど、合併後の課題や懸案事項、数多くある中、今後町政をまずもってお願ひしておきます。

それでは、一般質問に入らせいただきます。

まず、町役場のサービス向上を望むと題しまして質問いたします。

町民の方から聞いた話をさせてもらいますと、用事があるから役場に行くと。そうしますと、職員さんの態度が冷たい。愛想が悪い。親切心がないなどと言われました。もちろん一人ひとりの違いはありますけれども、町民さんにそのような感じをさせないことが大切かと思われます。私がある役場に行ったとき、こういう話をします。年のころ、50歳くらいの女性、物静かな方が寄ってきて、「どの課をお探しですか」とお尋ねいただきました。「〇〇課」と言いますと、優しく丁寧に教えていただき、「あっこいうサービスがあるんだな」と思い、その日は1日爽快でした。愛荘町も明るく、親切、町民さんにサービスの向上を図っていただくようにしてもらい

たいものと思います。

次は、分野分野によって資格を持った職員が必要と思われますが、町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、指定管理者制度についてお尋ねいたします。

旧愛知川町議会昨年第3回定例会で指定管理者制度の適用について質問の中で、当時の町長は事務対応について、県の助言を仰いだところである。県の助言として、1、愛荘町の指定管理者の議決を合併前の議会において議決を得ることはいかがかと。2、秦荘町と合併されることから指定管理者導入に向けての調整は進められたいと。3、合併事務調整により、指定管理者の導入があられたということは許されないものと。当町は公の施設における管理者の指定手続等に関する条例を平成15年第4回愛知川町議会定例会において議決をいただき、平成15年12月9日に平成15年条例第27号として公布施行したものである。

一方、秦荘町においては、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例が未制定であることから、秦荘町の早急なる検討をお願いしているところであります。いずれにせよ、県の助言があった時点で十分留意しつつ、指定管理者制度への移行を進めていきたいと考えているとの答弁をされております。

新町長は、さきの所信表明の中で、指定管理者制度の導入を積極的に取り組まれようと考えておられるようです。また、平成18年9月2日までの経過措置とすれば、愛荘町としての公の施設の管理に関する条例制定が去る15日に承認されましたが、指定管理者を直接指名するのか、また、公募するのか、はっきりとしていません。

一方、いったん内定した業者が辞退を申し出ても、明確な処分基準がない。内定段階で指定管理者の候補が辞退しても、何の罰則もない。こうした事態を想定した場合、愛荘町としてはどう考えているのか、お伺いいたします。

次に、旧秦荘町の有線放送施設破壊についてお尋ねいたします。

10日午後11時ごろ、旧秦荘町有線放送農業協同組合の建物に何者かが窓ガラスを割って侵入し、放送施設など壊されていた。東近江署は建造物侵入と器物損壊容疑で捜査を始めたと新聞で報道がありました。大変残念な事件が起きました。驚いているところでございます。農業協同組合であるが、新生愛荘町で起こった出来事なので心配しております。

そこで、町長にお伺いいたします。現段階で答えられる範囲でお答えいただきたい。この状況をどういうふうに思っておられるのか。また、この事件は物取りではない。何か意図的ではなかったのか。そして、今後の対応はどうなさるおつもりか、この3点をお伺いして、質問を終わります。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) ただいまは西澤議員から就任についてのご激励を賜りまして、本当にありがとうございます。精いっぱい2万人住民のために頑張ってまいりたいと思ってあるところでございます。

最初に、この町民サービス等についてのご質問がございましたが、私も就任早々の3月6日、初出勤させていただいた際に早速に職員に訓示をということでさせていただきました。その中で、まず最初に職員に贈らせてもらう言葉として、「無財の七施」という、これは仏教の言葉でございますけれども、それを引用して職員の皆さん方にお願いをしたところであります。

ちなみに少し紹介させていただきますと、これは、施すべき財がなくてもだれにでもできるという施しの教の一つでございますけれども、一つは眼施(がんせ)、目を施すという意味で、優しい思いやりのまなざしで接すること。そして、和顔施(わけんせ)というのがございます。穏やかな優しい笑顔で人に接すること。そして、言辞施(げんじせ)、施というものは皆施すということですけれども、優しく温かい言葉で話すこと。そして、身施(しんせ)、みずから進んで手足を使い奉仕をすること。そして、五つ目が心施(しんせ)、心です。思いやりと感謝の心を込めて接すること。そして、六つ目が牀座施(じょうざせ)、居心地のよい席や場所を提供すること。七つ目が房舎施(ぼうしゃせ)という言葉ですが、家に迎えて休んでいただくこと。これが釈迦が教えた財がなくても施しができるでしょうという教えの中から、ぜひ職員の皆さん方、住民の皆さんと接するときの心構えとして、ぜひこういう気持ちで接していただきたいということを申し述べたところでございます。

それでは、ご質問のうち、旧秦荘町有線放送施設の破壊事件についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

去る3月10日金曜日、午後11時過ぎ、秦荘町有線放送農業協同組合の本部事務所に何者かが侵入し、放送設備などが破壊され、その上放火された事件が発生しました。私は翌日、11日土曜日、昼の12時ごろ役場の町長室で知らせを受けまして、現地に急行いたしました。現地では、警察の調べも一通り終わっておりますし、金子組合長さんが待機されておられまして、室内を案内してくれました。侵入者は北側の窓を割り、スタジオ、休憩室、事務室に次々入った模様で、放送用、あるいは制御用、編集用のパソコン、ディスプレイ、各種デッキ、チューナーなどの放送用機器類、テレビ、電話などにバール状の物で突き刺したような穴がたくさんあいておりました。

また、冷蔵庫のドアは引きちぎられ、中にあったジュース缶のふたを一つ一つご丁寧にとって床にまき散らし、さらに木製のサイド机の家具が丸焦げになってしましました。そばには、細く火をつけ燃やした跡があっ

たとのことでしたが、もうその細は警察が持っていました。

被害額は新品計算で800万円を超えるということでございます。この有線本部はセコムの警備がされておりまして、異常の知らせで20分以内に現地に到着したが、侵入者は見当たらず、室内に煙が充満していたので消火器で消したということでございました。

また、その侵入者は引き出しをあけたりはせず、少額の金もあったそうですけれども、これには目もくれず、何も持って出でていなかったということでした。単なる物取りではないことは明白で、何かを意図した嫌がらせか、放送機器を破壊し、放送を妨害しようとしたのか、その目的や犯人は現時点でわかつておりません。

あたりは役場あり、学校あり、ホールや図書館あり、さらには保健センター、商工会などが集中したところで、なぜ放送局をねらったのか、警備員が到着するわずか20分ほどの間にあれだけの多くの物がつぶせたのは計画的だったのか。また、3月5日の選挙後町長のインタビューや当選議員の声を7日から朝晩2回放送中でございました。当日は4日目で、あと1日、2日で最後の方が終わる予定で、途中ではありました。

金子組合長も物取りでなく気味が悪いと言っておられるように、小さくとも住民に密着した情報を流し続けている機関があののような暴力や威嚇行為で破壊されることは民主主義を否定するまことに卑劣な行為であり、強く憤りを感じるところであります。

1987年5月、今から18年前に朝日新聞阪神支局の記者が襲撃された事件を思い出したところでございます。民主主義の原点は、言論や報道が力で封じられることなく、自由が保障されることであり、今回の事件が自由闇達な言論を封鎖しようとする意図があったとすれば、絶対に許されることではなく、警察当局の徹底的な捜査を期待するものであります。

今後このようなことが起こらないよう細心の注意を払ってまいりたいと考えてあるところでございます。

そのほかの件につきましては、担当からお答えさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、職員のサービスの向上及び専門職員の採用につきましてお答えをさせていただきます。

職員のサービスの向上につきましては、地方公務員として全体の奉仕者である自覚を持ち、公平、公正な職務を遂行しなければなりません。

特に住民の皆さんに身近な市町村におきましては、住民の視点に立って親切な応対が重要であり、住民と行政との隔たりをなくし、町民の信頼を得なければならぬと思っております。不愉快な思いをされ、申しわけなく思っている次第でございます。

新しく愛荘町がスタートをいたしました。職員も心機一転、さらに住民サービス向上に努めるよう促しておりますが、今日まで立ててまいりました研修計画をさらに工夫を凝らした研修計画を立て、より一層意識の改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、専門職員の採用についてであります。行政の複雑、高度化や住民のニーズの多様化など、あらゆる分野に高い専門性が必要になってまいりました。

特に福祉関係におけるたび重なる法改正など、保健師等福祉部門や国際化への対応や専門的な資格を有する職員の確保が求められております。このようなことから職員の定員適正化計画のもとに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 総務課長。

〔総務課長 山田清孝君登壇〕

○総務課長(山田清孝君) 指定管理者制度についてお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、行政改革の一つとして取り組んでいきたいと考えております。

指定管理者制度の導入に当たっては、現行の公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がございますが、ご質問のとおり、平成18年9月3日以降においては、現在管理委託している公の施設すべてについて指定管理者制度に移行する必要があります。したがって、早急な対応を行うこととしてあります。

また、ご質問の指定管理者は直接指名か、公募するのかでございますが、原則公募とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、指定管理者の内定候補者が辞退しても何の処罰もない。それをどのように考えているのかというご質問でございますが、当然そのような事態を想定し、進めいかなければと考えております。具体的な方法につきましては、県の助言をいただきながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、質問の中で、さきに秦荘町では、この条例関係が未制定ということでございましたが、昨年の12月定例会におきまして議決をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしくお願ひをいたします。

○議長(森野榮次郎君) 4番 西澤君。

（西澤ケイ一郎君） 4番 西澤ケイ一郎です

再質問というよりも、こうだった経緯と要望という形でおとりいたら結構でございます。

なぜ、こういう専門職をという希望を持ったかと言いますと、昨年幼稚園の増改修のときに全員協議会で私が質問いたしましたとおり、それによりますと、増改築に関連して仕様書は町はつくっているのかどうかと質問したところ、仕様書はありませんというような返事が返ってきました。業者設計の特記事項のみで、町職員だれ一人として、どこにどんな材料が使用されるのか、また、どういうメリット、デメリット、そういうものがあるのかないのかということが町職員としての返事が返ってきませんでしたので、これは、2級建築士を持った程度の方でも採用していただきて、ある程度、増改築に関して詳しい説明をいただきたかったということと、もう1点は、一応電気関係におきましても、電気図面、これはシーケンスというんですけれども、それを読める方が中にはおられるけれども職についておられないという事情が町職員の中であります。

それで、いろいろとこの図面の中で条件が出てきます。そうしたときに、県のそういう条例等を見てみると、電気製品に関しては、同等の製品とか、いろんな表現がされておられます。そのときに同等の製品であるか、ないかということがわかるような技術を持った職員さんを採用していただきたいと、こういうふうに思ったから質問させていただいたんでございます。

以上、検討をひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上をもって終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◇ 本田秀樹 君

○議長(森野榮次郎君) 6番 本田秀樹君。

(6番 本田秀樹君登壇)

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹、一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、人権擁護法案についてお伺いいたします。

人権擁護法案は、人が生まれながらにして持っている権利としての人権を守るため、人権侵害に関する相談このったり、加害者に人権侵害をやめさせ、あるいは、被害の回復を得られるよう人権侵害の被害者を援助する仕組みとしての人権救済手続を整備することと、その担い手として独立行政委員会としての人権委員会を中心とする人権擁護のための組織体制を整備することなどを目的とする法案です。

言うまでもなく、人権侵害の救済についても、最終的な紛争解決手段であり、人権のとりでとしての裁判制度が用意されていますが、差別、虐待の被害者等の弱い立場にある人々にとっては、みずから之力で裁判制度を利用するすることが困難な場合が少なくないなど、実際にはさまざまな理由から裁判上の救済だけでは実効的な救済が困難な場面があります。

このような事情から、裁判制度を補完する目的で、さまざまな行政上の人権救済にかかる制度の整備が進まれているところであります。我が国においても、人権救済制度を整備しようとするものです。しかし、早期整備の必要性から人権擁護の法律制定の成立のめどが立っていません。

こうしたことから、愛荘町独自の救済制度を設けることが町民の皆さんも望んでおられると思いますが、町長の答弁を求めます。

次に、2点目ですが、山川原小集落地区改良事業についてお伺いします。

山川原小集落地区改良事業ですが、当地区の住環境整備の改善を図るため、昭和44年に旧同和対策事業特別措置法が制定され、翌年には同和対策長期計画として本格的に旧愛知川町において同和対策事業がスタートいたしました。

環境改善事業を昭和47年ごろに着手を行い、面整備事業である小集落地区改良事業を昭和54年度よりスタートいたしました。また、平成6年ごろには、山川原小集落地区改良事業推進委員会とは別に、残地処分委員会が設置されましたが、この委員会についても、事業当初に事業協力者への代替地処分以外の残地処分につきましては、事業が100%完了するまではしないとの申し合わせ等があるため、設立はされましたか、現在は機能していません。

しかし、平成9年3月末をもって、当地区の残された事業については、地対財特法の補助対象外となったことから、以後町単独の同和対策事業として取り組んできたと思います。

推進体制についても、1年限りの自治会役員から小集落地区改良事業推進委員会の役員組織のもと、進捗率97%まで事業を進めることができました。この事業は、旧愛知川町の問題ですが、同和問題の解決のための本旨から考えれば、何をさておいても、早急な解決をしていかなければ心の解決にも至らないと考えます。

そうしたことは、同対審答申の中にもあるように行政の最重要課題として十分に認識されていると考え、対応するものと考えますので、その方針について町長の答弁を求めます。

次に、3点目ですが、山川原地区ほ場整備事業の今後の事業計画についてお伺いいたします。

山川原地区ほ場整備事業は、土地改良総合整備事業の同和対策基盤整備事業として、昭和52年度に事業採択され、事業着手以来29年が経過しています。

地権者の状況等も変化していることから、ほ場整備事業推進委員会や関係機関と協議し、土地改良法第

123条の2項に基づく強制執行も視野に入れて、事業完了を図るとともに、また、川原工区の推進委員会を設置され、関係機関、受益者等が一丸となって事業完成に向けて取り組んでおられると思います。事業計画の変更については、地方公共団体の議会の議決もされており、事業推進の手続が図られていると聞いておりますが、さきの質問でも申し上げたとおり、この事業は旧愛知川町の問題ですが、同和問題の解決のための本旨から考えれば、何をさておいても早急な解決をしていかなければ心の解決も至らないと考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 本田議員のご質問のうち、人権擁護法案についてのご質問にお答えいたします。人権の世紀と言われる21世紀において、個人の尊厳と人権が尊重される協同社会を実現するため、心ふれあい笑顔いっぱいの元気な町、愛荘町の実現に向けて、人権擁護施策を推進していく所存でございます。さて、人権擁護法案は、議員ご指摘のとおり、人権侵害の被害者を援助するための人権救済手続を整備すること、その方法として中央と地方に人権委員会を組織することを目的に法務省で考えられた法案です。この法案は平成14年3月に国会に提出されましたが、マスメディアから報道を規制されるということで強い反対に遭い、翌年の平成15年10月の衆議院の解散により、廃案となった法案です。

私は、この法案に強い関心を持っていました。なぜなら、人権擁護に関する現行の法律は、1949年に制定された人権擁護委員法があります。愛荘町にも旧2町から3人ずつ引き継いだ6人の人権擁護委員がおられます。米原町時代にこの委員の改正がございまして、グローバル化が進む地域社会において外国人が相談しやすくなるため、委員の1人に外国人を入れようとしたところ、この古い法律は人権擁護委員に外国人人はなれないということになりました。

早速法務省に出かけ、外国人に開かれた米原町は規制改革特区として外国人の選任を認めてほしい旨申し入れたところあります。ところが、このとき法務省では、人権擁護委員法にかわる今回の人事擁護法が準備されていて、その法案には日本人でなければならないという国籍条項を撤廃する考えがあると、地方からも後押ししてほしいと言われてびっくりしたところでございます。そして、さきに申しました国会に提出された法案には、国籍条項は見事に撤廃されていたのであります。

法務省は、昨年の春ごろ、廃案となった法案にかわり、報道機関のメディア規制を緩和した修正案の再提案を画策いたしました。ところが、今度はこの間に大きくなってきた日本人拉致問題や竹島領有問題といった国際問題のありを受けまして、外国人に人権擁護委員を認めるべきでないといった逆戻りの議論が台頭し、いまだ成立のめどは立っていないという状況であります。

手前みそではありますが、昨年6月朝日新聞の全国版オピニオンニュースプロジェクト、私の視点という欄がございますが、そこに投稿した人権擁護委員に外国人をと題した私の一文が登載されたこともございました。本田議員の救済制度が国でできないなら、町独自でも制度化できないかとのご提案だと思います。地方の動きとして、昨年10月鳥取県で人権侵害救済推進及び手続に関する条例が議員提案で見事に成立いたしました。18年6月から、今年の6月でございますけれども、この施行予定となっていると聞いているところでございます。

私は人権侵害に対する対策は、それぞれの自治体でも考えなければならない課題であると思いますし、鳥取県の条例について本気で今後勉強をしてまいりたいと考えているところでございます。

○6番(本田秀樹君) 議長、動議を申します。

○議長(森野榮次郎君) 6番 本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹。

議会会議規則16条の規定により、動議を発します。

ただいまの一般質問は町長に対して施策の姿勢を質問しているのであります。一般質問の内容全文の中にも私は町長に答弁を求めますと書いてあります。

同和問題は重要課題であります。また、今後、主監や担当課長は答弁されることは大変遺憾であります。よって、この動議を受けられるよう強く要望いたします。

○議長(森野榮次郎君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

ただいま本田議員より動議が提出されました。つきましては、賛成の議員があれば、動議として採択されます。

〔「賛成」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 動議として取り上げ、採択いたします。

ただいまの動議について町長より答弁をいたします。

町長。

○町長(村西俊雄君) 今回の質問の中でも40項目を超える質問をいただいておりまして、これは、すべて責任者であるこの私に対する質問ということで、それは認識をいたしておるところでございますが、はっきり申しまして、この40数項目に皆さん方に丁寧なお答えをしようと思いますと、この細部にわたることについては、まだまだ不勉強な点もございます。そういう点から、その会議を開きまして、この点について、私が答える。この点については主監、担当課長がお答えをさせていただくと、こういう打ち合わせをいたしまして、それぞれ丁寧な答弁をやらさせていただいているところでございます。

そして、あくまでもこれは担当主監、担当課長がお答えしたことについては、全部私が全責任を負っておりまし、私がお答えさせていただくのと全く同じことでございますので、そういう意味で、担当課長、担当主監にお任せしたことについては、私の言ったことと同じようにとらえていただいて答弁とさせていただきたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 人権政策課長。

[人権政策課長 西川都々子君登壇]

○人権政策課長(西川都々子君) 2番目の山川原小集落地区改良事業についてお答えをいたします。

山川原小集落地区改良事業についてでありますと、昭和53年度に基礎調査業務を行い、昭和54年度に旧建設省へ事業認可申請をいたしまして、同年11月2日付で事業計画承認をいただきました。以後、今日まで住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、また小集落地区改良事業推進委員会委員として行政とのパートナーシップによりまして、全体計画の約97%まで事業の進捗を見たところでございます。

しかし、残念ながら、平成9年3月末をもって、当地区の残された事業につきまして、地対財特法の補助対象外となったことから、以後町単独の同和対策事業として取り組んでいるところであります。

また、小集落地区改良事業につきましては、行政だけが進める事業ではなく、小集落地区改良事業推進委員会はもとより、地区住民、自治会の協力をなくしては推進できないことから、さらに地元関係役員さんや関係者のご理解、ご協力を得ながら一日も早い事業の早期完成を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

どうかご理解いただきまして、貴職が字民の代表として、また地域のリーダーとして残された事業の早期完成を目指し、事業推進にご指導賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長(森野榮次郎君) 農林建設主監。

[農林建設主監 姓農明彦君登壇]

○農林建設主監(姓農明彦君) 続きまして、山川原地区ほ場整備事業の今後の事業計画についてのご質問でありますと、議員のご質問にありますように山川原地区ほ場整備事業は土地改良総合整備事業の同和対策農業基盤整備事業として昭和52年度に新規採択され、事業着手以来、本年で29年が経過しております、関係受益者に対しまして、大変ご迷惑をおかけしているところでございます。

現在の事業内容や施工状況が当初の事業計画と合致していないことから、事業計画の変更をする必要があり、平成17年9月議会において議決をいただき、事業計画変更に係る同意を徵取しており、現在91.4%の同意をいただいておりますが、事業計画変更におきまして非農用地の設定をしており、その該当者で未同意者があり、現在、その同意徵取に鋭意努力しているところであります。

未同意者から一日も早く同意をいただき、県に事業計画変更の同意申請を行い、県からの認可同意があり次第、工事に着手していきたいと考えております。

一方、工事未施工地の未同意者に対しても、地元役員の皆さん、並びに受益者の方々のご協力を得ながら、ご理解していただけるよう引き続き折衝に努めてまいりたいと考えております。

今後も関係機関と連携して、法手続を進め、最重要課題として取り組み、早期に事業完了が図られるよう努力を傾注してまいりますので、ご理解くださるようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 6番 本田君。

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹、再質問をさせていただきます。

人権擁護法案について再質問をいたします。

町長は、愛荘町初会議あいさつの中で就任の所信一たんを述べておますが、人権施策についての答弁がなかったと思います。新町まちづくり計画の中では、これまでの人権尊重のまちづくりを継続しながら、家庭、学校、地域、職場などのあらゆる機会を通じて、人権教育、啓発を推進いたします。また、基本的人権の侵害を防止するための人権啓発活動や関係機関との連携による人権相談などの人権擁護施策を推進するところです。

再度町長の人権施策について、もう少し詳しく答弁をお願いしたいと、このように思っております。

2点目ですが、山川原小集落地区改良事業について再質問をいたします。

小集落地区改良事業については、行政だけが進める事業ではなく、小集落地区改良事業推進委員会はもとより 地元住民 自治会の協力なくしては推進できませんから、今後地元関係役員や関係者にごのよろこ

理解と協力を求めていくのか。また、早期完了を目指されていると思いますが、完了時期についてもお伺いしたいと、このように思っております。

また、小集落地区改良事業については、今後完了するまでは町単独の事業として取り組みをされるのか、町長に答弁を求めます。

3点目ですが、山川原ほ場整備事業について再質問をさせていただきます。

旧愛知川町はほ場整備事業推進委員会に報告されていることは、夏季施工を実施されると聞いております。本当に夏季施工で行うのか、町長に答弁をお願いいたします。

また、作付に間に合わなければ1反につき補償するか、もしくは町有地にて一時小作をするかということも聞いています。さらに、今年度に工事をされ、完了後においては確定測量や換地処分手続を行いながら、換地処分までは2ヵ年程度要すると聞いていますが、町長の考え方を教えていただきたいと、このように思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 1番目の人権施策については、やれることを着実にやっていただきたいというように考えております。

2番目の小集落事業については、これはもう町の単独事業で完遂するまで頑張って取り組む所存であります。

3番目のほ場整備事業等についても詳しい内容については、また主監からお答えをさせていただきたいと思いますが、解決に向けて精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

○議長(森野榮次郎君) 農林建設主監。

○農林建設主監(姓農明彦君) 3点目のほ場整備の関係でございます。

先ほど答弁させていただいたようにまだ未同意者がございます。

あと2人の未同意者があるわけでございますが、何とか同意をいただきまして、夏季施工をしていきたいと、こう考えております。

また、既にその工事区間については、作付をしていただかないということでありますので、万一夏季施工ができない場合は補償もしていかざるを得ないと、こう考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、地元役員さんと連携をとりながら、ぜひ夏季施工できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 6番 本田君。

○6番(本田秀樹君) 6番 本田秀樹、再々質問させていただきます。

先ほど再質問のときに山川原小集落地区改良事業についての再質問をいたしました。そのときに私は、地元関係役員や関係者にどのように理解と協力を説明していただくのかというような答弁はなかったと思います。

そしてまた、早期完了を目指していると思いますが、その時期についてもお伺いしていたわけです。それの答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 小集落の残事業について、まだ就任して間もないことからまだ十分どこにどんな問題点があって、何が残っているのか。十分今後把握してまいりたいと思っております。

時期等については、そういうことを十分勘案して、めどを立てていきたいという思いでございます。

◇ 河村善一 君

○議長(森野榮次郎君) 5番 河村善一君。

[5番 河村善一君登壇]

○5番(河村善一君) 5番 河村善一です。4点について一般質問を行いたいと思います。

今回の愛荘町議会議員選挙につきまして、多くの方のご支持をいただきまして、当選させていただきましたことを住民の皆様にまずもって厚くお礼申し上げたいと思います。

選挙期間を通して、皆様に訴えさせていただきました環境、福祉まちづくりに全力投球で取り組み、質問させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

選挙期間中、愛荘町のすみずみまで選挙カーで回らせていただきましたながら、特に感じましたことは田んぼや道端に空き缶やごみが多いことでした。これでは田んぼが泣いている、愛荘町の土地が泣いていると思いました。田んぼでおいしいお米をつくるには、きれいな水とごみのない田んぼが必要です。田んぼだけではありません。あらゆる産業におきまして、きれいにすることは大切なことです。先祖からいただきました大切な土地を汚してはいけない。きれいなまちにしなければいけないと思わせていただきました。

アメリカのニューヨーク市では、落書きだらけの地下鉄を落書きを消し、きれいで明るい地下鉄にすることによって、まちが明るくなり、事件が激変したと聞いております。

私は今まで皆掛の地域の皆さんとともに、毎月第2、第4の日曜日の早朝、ごみゼロボランティア活動を行い、ごみのないきれいな地域を目指してきました。参加していただく方の中には2人の小学生の子供さんとご夫婦の4人で参加していただいている方もおられます。1家族だけではなく、2家族、3家族と多くの方に参加していただいております。親子でのごみ拾いは新しい家庭づくりであり、親子での大切な共同作業であると、参加していただいた親の方は話を聞いています。

今までごみゼロボランティア活動を行ってきました、今後続けていくことについて一番大切なことは、田んぼや道端に落ちていたごみを仕分けして処分することです。皆さんのが集めてくださったごみを二、三人の役員が残って仕分けするのですが、結構時間がかかり、燃えるごみ、空き缶など簡単に仕分けできるものはいいのですが、ボロ傘や靴など、また、タイヤなど処分に困るものが多く捨てられています。

今まででは、そのごみを業者の方に無理を言って処理をお願いしたり、彦根市の会社に勤めている方にお願いしてごみを処分していただきましたが、今後はそんな無理なことを続けてお願いするわけにはいきません。

聞くところによると、彦根市では平日事前に連絡しておけば、行政、清掃センターの方がとりに来られます。日曜日でも清掃センターの指定場所に置いておけば、収集日にとりに来られると聞いてあります。

また、近江八幡市では、平日持ち込み申請しておけば、無料で引き取ってくれます。日曜日でも指定場所に置いておけば、月曜日に収集に来てくれると聞きました。その際のごみでも、分別する必要はなく、ごみを放り込んでおいても引き取って貰えると聞いてあります。

今後愛荘町でも彦根市と近江八幡市のようにごみゼロボランティア活動などで集められた田んぼおよび道端のごみを町で処分していただけるようにお願いしたいと思いますが、そのことについて町長の考えをお伺いいたしたいと思います。

第2点目につきまして、今回の愛荘町の町長、町議会選挙における体の不自由な障害者の方および高齢者の方の投票についてお伺いいたします。

明るい選挙推進の手引きの小冊子の1ページに国の政治に国民は参加して、国民の意思によって政治が行われることを民主主義といいます。これは主権が国民に存するということであり、国の政治を決定する最高の権力は国民にあることを意味します。我が国の憲法は、この民主主義が原則であり、国民主権を明確に定めていますと述べています。この意味でも健常者、障害者にかかわらず、国民一人ひとりが投票することは最も大切な権利であると思います。

私の長男は23歳ですが、脳性マヒの重度心身障害児です。喉頭気管分離手術をしているため、声を出すことはできません。20歳になって、今まで何回か前回の町議会議員選挙、県議会議員選挙、国会議員選挙など投票用紙が送られてきても、投票の仕方がわからず、最初から無理だからとあきらめ、国民の最大の権利である投票をしていませんでした。

今回の町議会選挙において、皆さんにお聞きすると、何とか投票できるのではないかと言われ、選挙管理委員会に問い合わせをし、期日前投票をすることはできました。投票したこの長男は大きな仕事をした安堵感でいっぱいでした。長男は手も足も使えません。また、声を出すこともできません。しかし、全身で意思を伝えることはでき、投票することは今回できました。こんなに障害の重い子供も投票に行ったと聞いて、今まで投票は無理だと思われた体の不自由な障害者の方や高齢者の方が投票に行かれたと聞いております。

今回の選挙において、体の不自由な障害者の方や高齢者の方がどれだけ投票されたでしょうか。確かに意思表示のできない方の投票は無理でも、意思表示のできる体の不自由な障害者の方や高齢者の方なら投票できるということを選挙管理委員会は投票の仕方をわかりやすく説明していただき、一人でも多くの方に投票、国民の大切な権利をしていただくよう努めていただきたいと思います。

大切な一票を棄権されることのないよう、投票率アップに努めていただきたいと思いますが、そのことについて町長の考えをお伺いいたします。

第3点目、今回の愛荘町の町長、町議会議員選挙における選挙公報の効果についてお伺いいたします。

今回の愛荘町の町長、町議会議員選挙において、初めて選挙公報が出されました。今までですと、選挙力による連呼、800枚の選挙はがき、掲示板でのポスターでしか住民の皆様は候補者を知り得ませんでした。しかし、今回は選挙公報が愛荘町の全世帯に配られたので、今まで以上に候補者を知っていたらしく投票していただいたのではないかと思います。その意味でも、今回の選挙公報が今回の候補者を選ぶ材料になったのか。今後の選挙の参考にする意味でも調査を要望したいと思いますが、そのことについて町長のお考えをお伺いいたします。

第4点目、重症心身障害者ならびに障害児のデイサービスや緊急時対応がまだほとんどない状況ですので、老人福祉と同じようにこちらの方にも力を入れていただきたいということについてお伺いいたします。

ここ10年くらいの間に福祉行政も大きく変わり、重度心身障害者(児)を持つ家族もだいぶ社会参加できるようになってきました。重度心身障害者(児)の地域福祉を進めるライブの会が、これは任意の団体ですけれど

も、ライブの会ができたのは、ちょうど10年ほど前のことです。当時、八幡義護の卒業を目前にした2人のお母さんが「この子たちが卒業したら行くところがない。何とかしてください」と行政の方にお願いに行かれたのが事の発端でした。当時は、作業所に行けない重度の子供たちは施設に入るか、在宅で1日中家で過ごすしかなかったのです。一人ひとりの力は小さいけれど、同じような重度の障害を持った親御さんが集まり、力を合わせれば、ひとりでできないこともきっと何かできる。そして、励まし合い力を寄せ合って頑張っていこうと、最初は10人ぐらいいから出発したのです。

そして、行政の方にお願いするばかりで申しわけないということで、私たちも何かできることがあればということで、何かあったときに少しでも資金ということでパンの販売とか、そういうボランティア活動を行ってまいりました。

また、行政の方も1市7町が連絡協議会をつくってくださいり、内容については、琵琶湖学園に委託という形で平成6年に1市7町の運営で彦根通園を立ち上げてくださいました。おかげで重い障害を持った子供も卒業後に行くところができ、そこでリハビリや療育が受けられ、親の方も1日つきっきりでなくてよくなつたので、本当にありがとうございます。

でも、基本的にはお風呂送迎はありませんので、そこを何とかしてほしいと思っています。

また、平成9年には彦愛犬地域障害者支援センターができ、緊急時の一時預かりや家での入浴介助、外出支援といろんな手伝いをしていただけますようになりました。平成15年には支援費制度ができて、障害者も福祉サービスを受けるための事業所が少しふえ、今まですべて家族の手で抱えていた障害児の世話をだいぶ福祉の方で助けていただけるようになりました。

それまで字の行事や兄弟の学校行事など、ほとんど出席できなかつたけれど、早目に予定がわかつていれば、一時ヘルパーさんに子供の面倒を見ていただいて、それらの行事も参加できるようになり、大変喜んでいます。でも問題はまだまだあります、支援費制度ができるからは、支援センターでの子供の一時預かりができなくなつたことや事業所によっては長時間、半日とか1日のホームヘルプサービスがなかなか受けてもらえないなつたことなどございます。

平成19年には、今の通園も定員がいっぱいになつてしまつた。また、十分な議論のないまま、今国会で通つてしまつた障害者自立支援法により、琵琶湖学園の形も大きく変わろうとしている中で、通園事業もこの先今までの形で存続できるかどうかわからない状態です。障害者が住みやすい社会は健常者にとって、なお住みやすいはずです。福祉とは何か、福祉社会とはみんなの問題として考えていただきたいと思います。

障害のある人もない人も同じように人と生まれてきてよかったです。よい人生が送れたと思えるようなそんな社会をつくっていただきたいと思います。

重い障害を持った子供と二人三脚で23年、今まで多くの人々に助けられ、支えられて生きてきましたが、本当にありがとうございます。心より感謝を申し上げたいと思います。

心に強く響いたある人の言葉で、「寝たきりでも最後まで生き抜くことに価値がある。人は生きていること自体に意味があり、みんな尊い命をいただいているんだと思います。」

新町愛荘町行政にお願いすることは、重度心身障害児のデイサービスや緊急対応はまだほとんどない状態です。老人福祉と同じようにこちらの方にも力を入れていただき、より多くの人が社会参加できるように、また、みんなが愛荘町に住んでいてよかったです。思えるようなまちにしていたことを要望いたしました、そのことについての町長の考えをお伺いいたしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 河村議員のご質問のうち、重度心身障害者(児)に係るデイサービスや緊急対応についてお答えをいたします。

河村議員が重い障害を背負われた子供さんと23年、奥様ともども二人三脚ではかり知れない幾多の困難を乗り越えて述べられました感謝の弁は、聞く者の心を打たずにおれません。

私もちょうど5年前に脳梗塞で全身不隨になり、言葉も失った寝たきりの満90歳の母が長期療養型で入院をいたしております。福祉の恩恵に預かってあるところでございますが、そんな母ですけれども、病院へ行けば、どこへ行かずに必ずそこで会える。そんな安堵感を覚えて話しかけているところでございます。

さて、豊郷町にある施設ステップアップ21にお願いをしています重度心身障害者(児)のデイサービスであります、議員ご指摘のとおり、送迎や入浴については参加者や家族の満足度を得るまでには至っていないと承知しております。

また、緊急対応につきましても、支援費による短期入所等が受けられない場合の措置として、24時間対応型利用制度支援事業を同所で展開しておりますが、この事業にあっても十分とは言えない状況であります。

今年度、関係市町がそれぞれ策定をいたします市町障害福祉計画に基づきまして、ステップアップ21全体の運営についても関係する2市4町で十分論議し、障害を持った方に平等な支援ができるよう努力をしたいと考えてまいります。

その他の質問については、担当の方から答弁させていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 総務課長。

[総務課長 山田清孝君登壇]

○総務課長(山田清孝君) 選挙の投票並びに選挙公報についてのご質問でございますが、選挙管理委員会の所管でございますので、選挙管理委員会の書記長として答弁をさせていただきたいと思います。

今回の選挙につきましては、身近な選挙であったことから、多数同様の問い合わせをいたいたいところでございます。各投票所には、入口にも段差があることから両庁舎における期日前投票をお願いしたところでございます。

今後におきましても、体の不自由な方や障害者の方、高齢者の方に投票ができるよう、投票の仕方をわかりやすく説明し、投票率の向上に努めたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、選挙公報の発行については、滋賀県選挙管理委員会が平成16年12月に行った選挙に関する意識調査の結果に基づき、導入したものであります。

これによると、平成16年7月の参議院議員通常選挙の際、投票する人を決めるに当たって役立ったことは、選挙管理委員会が発行する選挙公報が29.5%となっております。このようなことから、選挙人が投票する候補者について判断しやすくするものとして選挙公報の発行を行うものといたしたものであります。

また、衆議院議員総選挙の平成17年12月に滋賀県選挙管理委員会が選挙に関する意識調査を行っており、その結果を見ますと、投票する人を決めるに当たって役立つことの問い合わせに選挙管理委員会の発行する選挙公報が28.5%となっております。

さらには、今後の投票の判断材料として増やしてほしい情報の問い合わせにも、選挙管理委員会が発行する選挙公報が19.3%という要望がございます。

こうしたことから、今回選挙公報を採用したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、参考までに県下の町における町長選及び町議会議員選挙における選挙公報を発行している団体につきましては、愛荘町のほか、安土、日野、竜王町というふうな形になっておりますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 住民課長。

[住民課長 福田俊男君登壇]

○住民課長(福田俊男君) 続きまして、1点目のごみゼロボランティア活動等で集めた田んぼや道端に落ちているごみの処分についてのご質問でありますが、ごみのないきれいな地域を目指して、議員はじめ関係地域の皆様には、毎月第2、第4の日曜日の早朝にごみゼロボランティア活動に率先垂範いただいてありますことに、まずもって感謝と敬意を申し上げます。

特に、散在性ごみにつきましては、平成12年度からクリーンパトロール隊を設置し、町内全域を定期的にそれぞれのシルバー人材センターに業務委託して、分別収集をいたしております。集落及び団体における収集ごみにつきましては、燃えるごみ、燃えないごみ及び資源ごみに分別していただければ、日曜日でも町役場の指定場所に持ち込んでいただければ対応をいたしたいと考えております。

なお、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例により、美化推進地域を指定し、ボランティアによる美化活動や廃棄物不法投棄監視員によりますパトロール活動などを行っているところでございます。

今後とも豊かな自然環境、快適な生活環境の保全など、自然と共生した環境保全への取り組みが重要であると思慮いたしておりますので、ご理解くださいようお願ひいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

◇ 辰己 保 君

○議長(森野榮次郎君) 1番 辰己 保君。

[1番 辰己 保君登壇]

○1番(辰己 保君) 1番 辰己 保、一般質問を行います。

私の一般質問は、愛知川と秦荘が合併して新しい町、愛荘町となっての初の議会、また、行政全般に対しても指導する議会となるわけです。ですから、やはり村西町長の所信表明、それについてお伺いをする、全般としてはそうしております。

そこで、私は町長は、今こそ変革のとき、合併がその起爆剤、もしくは誘発媒体であり、同時に、住民主体の自治体を形成するには、自治体にかかわるすべてが意識変革を行えてこそ、地域の再生に勝てるのだと、こ

のように発言されているというふうに私はとらえています。

そこで、私は町長にお尋ねします。私は愛荘町になったことを論じる考えはありません。ただ、町長の言う地域がみずから考えて行動する、自立できる地域を築くことであるならば、合併の是非及び合併の大小について、どのような考え方を持っておられるのかをお伺いしておきます。

次に、地域がみずから考えて行動する。このテーマは大変重要です。このテーマは時が移り変わっても不变である。残念ながら、国と地方での使い方の意図が違うように思います。国が使う場合は、国の責任を転嫁させて、国民に自己責任を求めているのであります。すなわち、社会保障制度や教育制度など、国民生活にかかわる重要なところで強調をいたしています。

では、地方ではどうかといいますと、行財政改革という言葉で総称をしているだけで、結局は国と同じように市民の暮らしを背かすことにしかならないのであります。当然、地方の政は限界があります。よって、地域がみずから考えて行動する。地域の再生を図るのであれば、国に対し、地方交付税や国庫補助金、教育補助金など国が果たすべきところをしっかりと遂行させる財源の確保をまず求めていくことが道理だと考えています。町長の見識をお伺いしておきます。

地域がみずから考えて行動する課題は、行政にかかわるすべてがどのような認識と見識を持っているのかで大きく変わってきます。そして、それに基づく行政関係者の意識改革と行動、その基本が欠如していれば、市民の協力、協働のまちづくりは構築できません。ましてや、市民の底力、創造したまちづくりの芽を摘んでしまうことにもなりかねません。町長、私たち議会は当然であります。また、合併して新しい町議会、そうした中で、愛知川、秦荘それぞれの経緯を尊重した中での議会活動のあり方、議員としてのあり方、これの意識改革はもとより、執行部と職員への督励を行うことが先決だと考えていますが、町長の答弁を求めておきます。

次に、村西町長は、自立できる自治体を目指すためには、行財政改革を進めなければならないと表明されています。村西町長の行財政改革構想の中に、入札制度の見直しを表明されている、このことについては評価をいたします。しかし、改革構想の基本は、市民生活を守る目線でないことをあえて指摘しておきます。合併は財源が大きくなつて、市民生活を守るために必要な専門職の確保等が図られるのではなかったのか。それらの意義、組織のスリム化や行政運営の効率化を表明されています。村西町長の行財政改革論、これについてお尋ねをしておきます。

次に、村西町長の国のあり方に対する見解も求めておきます。

地域がみずから考えて行動する、自立できる自治体を目指すには、平和な国の確保とそのもとでの国民生活を守る施策が実行されてこそ、地方は目標に向かって大胆かつ繊細な取り組みができます。今、国会では憲法9条の改定論が本格化してきています。戦後60年のスタンスで見た日本の経済発展を築いてきたのは、戦争をしない平和な国だったと私は考えています。村西町長は、21世紀の平和な国際社会を築く上での日本の憲法9条の意義及び価値をどのように認識されておられるのか、見解を求めておきます。

最後に新町総合計画並びに実施計画に組み入れていただきたい施策及び即解決していただく、こうした事業について質問を行います。

町長は、新町まちづくり計画を念頭にしたまちづくり構想を表明されました。

まず、町軸道路の整備と子供の通学、通園における安全対策は重要であります。交通体系の整備として愛荘町総合計画及び実施計画の中で、国道8号線コカコーラ付近に地下道及び歩道橋の設置、西部開発道路と東近江市を結ぶ架橋設置、町道常安寺元持線の常安寺から秦荘東小学校までの歩道設置の計画を行うことを求めておきます。

とりわけ、安全対策の観点から愛知川幼稚園送迎バスの利用区分の拡大を4月より実施をしていただくことを求めておきます。

現在、愛知川幼稚園の送迎バスの利用対象園児の区分適用について、国道8号線以西の園児で、送迎バスが利用できない園児は国道8号線を横断して通園しています。交通安全だけでなく、子供たちにしのび寄る社会環境の悪化から安心・安全を確保する上からも早急に対応されることを求めて、一般質問といたします。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 辰巳議員のご質問のうち、地域がみずから考えて行動することに関連する一連のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、合併の是非、合併の大小についてのご質問でございますけれども、愛荘町合併の判断については、臨時議会の所信表明で述べさせていただいたところでございます。

町村合併は国、地方の事実上の財政破綻の打開策として浮上してきたところでありますけれども、押しつけられた合併ととらえるのではなく、住民の皆さんの思いを結集し、力強い新しい地域を創造するチャンスであると認識すべきと考えているところであります。

合併規模につきましても、全国的に見て大きく町村数の多い合併協議会は全国的にかなり破綻した例が多

かったようあります。平均いいたしますと、郡単位、ないし4町村の合併が成功していることを見ますと、住民の皆さんには生活圏域がほぼ同じで顔が見え、声が届く範囲、ごみや消防、水道など生活に密着した広域行政の範囲を選択されたのかなと思っているところあります。

北海道や東北など、広い地域では余り進んでいないことを見ましても、合併は規模だけが判断基準でなかつたということが伺えます。基礎自治体の国際比較におきましても、日本は大きい方の部類に入ると言われておりまして、フランスのコミューンは1,500人ぐらい、イタリアで7,100人、オランダで1万8,000人、イギリスで1万1,900人くらいだそうです。

私は2町合併2万人の町が一番よかったですと後世言ってもらえるまちづくりの基礎を固めるつもりで皆さんとともに頑張りたいと考えてあるところでございます。

次に、国が果たすべき地方の財源確保についてですが、地方交付税、補助金、税源の地方移管という三位一体改革について、国は約束をきちんと守っていないし、説明責任も果たしていないと思います。もっと地方に明確に説明をしてもらいたいというのが本音であります。先代の全国知事会長であった岐阜県知事の梶原拓さんは戦う知事会として地方の代弁者がありました。行動力あり、影響力あり、国にも地方にも発信し続けてくれました。私たちは拍手喝采で送り出したひとりであります。地方6団体が一致して、もっと頑張らなければ地方の声がかすんでしまいます。私は大変微力ですが、町村会を通じて頑張ってまいりたいと思っておるところであります。

次に、職員の意識改革への賛同についてであります。意識改革というのは、言うにやすく、実行は難しい課題であります。毎日の業務を通じながら、地道にやるしかありません。

先日も近江未来塾の案内をいただきました。それをもって早速職員の皆さんや若手の議員さんにもお勧めをさせていただいたところであります。私自身も研さんを怠らず、範を示せるよう努力しなければならないと気を引き締めておるところであります。

次に、組織のスリム化についてであります。合併で職員数は肥大化しました。最少の経費で最大の効果を上げることは、納税者が最も期待されることであり、これにこたえていく義務があります。民間なら現代版レイオフ早期退職勧奨といったところでしょうかけれども、公務員は定年退職による自然減を待たなければなりません。人口2万人の町の職員数は150人ぐらいが適正と言われておますが、現在190数人であります。40人ほど多い状況であります。

一方で、合併は政策能力と専門性を高め、住民の新たなニーズに対応できることが大事であり、保健師や理学療法士、社会福祉士、先ほどは建築士の話も出ておりましたけれども、そういう技術的な、専門的な職員はまだまだ充実する必要があると考えております。

また、行財政改革の一環である指定管理者制度の実施は、法律の期限も差し迫っており、早期に実施に移さなければならないと思っておるところでございます。

次に、国のあり方、憲法9条の意義及び価値について、私の考え方を述べさせていただきます。

世界で唯一核の被爆国となった日本が憲法9条を定め、非戦、平和の理念を貫いた世界に誇れる日本国憲法は、戦後の我が国日本を経済大国に押し上げ、豊かな社会资本と日本人の暮らしを築き上げた原動力であったと思っております。もはや戦後でないと言われながら、60年がたち、戦争体験のない日本人の方がはるかに多くなってしまいましたが、イラク派遣まではまだ地球上の各地で起こり続ける紛争にも関与せず、一途に働き続けてこられたのもこの憲法のおかげであったことを忘れてはならないと思います。

今改憲論議が活発になってきました。私は全体的に見て、この国のあり方や自治体、地域のあり方など、現状認識を見据え、憲法の改正は必要と考えます。

9条について、私の考え方を述べさせていただくなら、自衛隊は今さら否定しきれない存在であり、多くの国民の目からも自衛のため、戦力を持った軍隊であり、憲法のねじ曲げ解釈でなく、はっきりとするべきだと思います。

国は半世紀にわたって断続的に憲法を拡大解釈し、当初の崇高な理念は形骸化しましたが、それでも違憲状態の軍隊は持ってても他国を攻撃する目的にしか使わないような核はかろうじて3原則を守っております。一方、踏み込んだイラク派兵、私は反対の立場をとりましたが、国は戦争に行くのではない。アメリカの言うことを聞いて国際貢献という名目で、戦後復興支援を目的に行くということであり、9条が泣きながらも最小限度の良心は失わなかったかなと感じておるところであります。世界の各国が撤退する中で、我が国も早く撤退してほしいと思っておるところであります。

国際貢献、復興支援というなら、10数万人が波に飲まれて、財産もとも命を奪われたインドネシアの大津波被災地にこそ派遣るべきであります。集団的自衛権とか、わけのわからない理屈を持って、海外で戦うことさえ議論をされておりますけれども、拡大解釈どころか曲解と言いたくなります。

中学生が憲法を読んで、解釈で読むのではなく、素直に日本語で理解できる表現にしていただきたいと思っています。私は自衛のための軍隊は明文化するとしても、唯一の被爆国として真に世界の平和を希求してきた日本国民の世界に誇れる平和憲法の理念は失わないでほしいというのが偽らざる気持ちです。

合併前の愛知川町では、昭和60年3月1日に、また、春井町では平成3年、最近でありますけれども、12月

20日に平和都市宣言を採択しております、合併後検討機関を設け、新たに定めるとなっておりまして、ぜひ前向きの検討をお願いいたすものであります。

今改憲論議が進み、国民投票法の議論が深められております。私は住民投票の経験者としてフォーラムなどに呼ばれることもございますが、昨年の秋には米原市に参議院の憲法調査会事務局の調査視察もあったところであります。国民投票の仕方も憲法改正について、一括賛否を問うのでなく、条項ごとに、あるいは項目ごとに賛否を問う考えが主流になってきたと報じられていましたが、ぜひ、その方向で具体化していただきたいと考えております。今後の推移を注意深く見守ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 農林建設主監。

[農林建設主監 姓農明彦君登壇]

○農林建設主監(姓農明彦君) 続きまして、6点目の新町まちづくりに取り入れる施策と早急に解決すべき施策についてでございますが、主要道路の整備と児童・生徒の通園、通学における安全対策が重要であるということは認識し、逐次事業を進めているところです。

まず、国道8号線コカコーラ付近に地下道、または歩道橋の設置についてでございますが、今まで議員さんから数回にわたりご質問していただいております。歩道橋、または地下道の設置については、設置基準のクリアができない状況であり、町費で実施するにしろ、健常者だけでなく、障害者、自転車のことを考えますと、どちらを設置するにしてもスロープを設置するなどの配慮も重要であり、条件に合う相当量の用地の確保が必要となり、用地交渉、用地取得に時間がかかると考えます。

今後の検討課題であると考えますが、昨今は歩行者の安全確保を考え、信号機の設置により、歩行者、自転車の横断、歩車道ができるようになります。歩行者、自転車の安全確保に必要な歩行者だまり、歩道が必要であることから、国道事務所にお願いして用地取得に取り組んでまいりました。おかげで1地権者の協力を得て、暫定的ですが、歩行者だまり等の整備が完了いたしました。

しかし、まだ完全なものではありませんので、継続して同意していただいている地権者の用地取得に取り組み、一日も早く歩行者の安全確保のため、国道工事事務所と連絡調整を図りながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、(仮称)能登川彦根線道路整備に伴う架橋ですが、この道路整備につきましては、平成13年に同盟会を結成して、県道として早期に整備されるよう要望活動を実施してまいりました。その結果、平成16年3月に能登彦みちづくり協議会において、住民の意見を取り入れながら、また、地域の合意形成を図りながら進めてきた結果、最適ルート等が決定されたところです。

現在においても早期整備の実現を図るために(仮称)能登川彦根線道路整備促進期成同盟会を中心として県に要望活動を展開しているところであります。

当然総合計画の中に位置づけ、継続して同盟会を中心に促進してまいりたいと思います。今後は、平成18年度以降の早期に都市計画決定を行い、事業化のための路線認定等の手続きを県サイドで進められることになっています。これからも地元の皆さんのご協力が不可欠でありますので、一層のご協力をお願ひします。

次に、旧秦荘町の町道常安寺元持線の常安寺地先から秦荘東小学校までの間に歩道設置の計画を行うことについてでございますが、県道雨降野今在家八日市線から秦荘東小学校までの約570メートルの区間に歩道を設置してほしいとのことで、平成17年5月6日付で近隣関係区長3名及び町議会議員2名の5名連記で秦荘町長あてに陳情書が出されているところでございます。

これにつきましては、過去にも要望があったこともあり、検討してきましたが、道路の東側に小学校があることから道路横断しないよう東側に歩道をという考えでいました。計画は道路の東側にはのり面つきの深さ3メートル、幅約3メートルのアーム水路があり、用地を求めなくても済むことから水路側ののり面にオーバーハング的な張り出し歩道を設置という方向で検討してきましたが、工事費が高額になることから足踏み状態になっていたところでございます。

しかし、西側に歩道を設置するための用地が求められそうなことから、今後実施計画に載せるべく協議検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 教育次長。

[教育次長 山岡勇市君登壇]

○教育次長(山岡勇市君) 愛知川幼稚園の送迎バスの利用対象区分の拡大についての答弁をさせていただきます。

愛知川幼稚園のバスの利用につきましては、愛知川幼稚園通園バスの使用に関する規則によりまして、幼稚園からの距離が1キロメートル以上の区域を援助送迎すると、こういうふうに定めております。そうしたことから規則対象区域以外の園児は保護者の方に送迎をお願いしているところでございます。

ご質問の利用地域の拡大につきましては、送迎バスの運行開始した時期と比べますと、社会情勢の世情等が非常に変化しているといいますと、例えば、新築されたり、オーバーかん、アパートの増加等

は大きく変貌を来し、該当園児も多いと承知をいたしております。

そうしたことから、今日までの経緯や実態、保護者の方々の意見をも踏まえて、安全な通園方法について研究をいたしました考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長(森野榮次郎君) 1番 辰巳君。

○1番(辰巳 保君) 1番 辰巳、再質問を行います。

町長の所信表明に関する答弁、ただひとつ、憲法9条については、それなりの考え方を示され、それに伴つて憲法改正論に対しても否定的でないと。当然、言われるところは国政全般を見ての発言であろうとは思います。しかし、その国会においてもそうした考え方があることも事実で、逆にその考え方方が憲法9条を変えるという引き金にもなっている。そうした不安を持っています。

その点では、首長としてそうしたところも注意深く見守っていたい、やはり憲法9条の持つ意義、また、町長みずから平和都市宣言の発言もありました。同時に、こうした流れの中で非核都市宣言、こうしたものも一体的に、やはり我々議会としても努力をしていかざるを得ないところですが、町長もそうしたところからも議会と執行部が一体になって國のあるべき姿を愛荘町として表明していくべきではないかというふうに思います。そうしたところで、一定の憲法9条についての空洞化、それに対して本当に私も同意あります。本当に無責任なわけではありません。本来あるべき姿というものが何であるのか。国際貢献が、現実に16年度、17年度において国連の場所でも150ヶ国だったと思うんですが、世界の団体、また、政府、党が入って日本の憲法9条の本当にすばらしさ、これが高い評価を受けているわけですから、そうしたまさに21世紀の平和な国際社会のあり方が憲法9条の持っているものが各分野から評価を受けているんだという現実をあえて言っておきます。具体的な問題に入らせていただきます。

実施計画、総合計画の中に組み入れてもらう問題で、コカコーラ前の地下道及び歩道、これについては、非常に難しさは承知しています。されど、その総合計画の中に組み入れておくべき内容ではないかということは思いますので、あえて総合計画の中に組み入れられるように政治判断をしていただきたいというふうに思ひ、その点で再度答弁をいただいておきます。

幼稚園の送迎バスについては、当然今までの経緯があります。また、秦荘幼稚園での対応、そうした全般を見てでの対応が必要に迫られてくるだろうとは思います。しかし、愛知川幼稚園の対象園児の中には、やはり幹線道路である国道8号線と、しかも、交通量の多い問題を抱えています。また、横断するために今、農林建設主監の方から答弁があったように非常に対策を練るにも障壁が大きい問題があります。しかし、その障壁を取り除く、もしくは整備するまでは、やはり国道以西全般をにらんでの対応策をあえて早急に、4月から新学期が始まるわけですから、できる限り、そう遠くないところでの解決を望むところです。その点についても一定の期間とは言いませんが、今後もう少しもし考えがあるならば、お聞かせを願うということで答弁をいただいておきます。

○議長(森野榮次郎君) 教育次長。

○教育次長(山岡勇市君) まず、幼稚園の利用拡大の部分でございますが、今議員ご指摘ございましたように該当区域以外、西部地域といいますか、国道8号線以西の方々については、今対象となるのがおおむね30人ほどあるように思っております。

今ご質問の中でもお話をありましたように愛荘町内には2園がございますし、両園とも幼稚園バスを運行しているという実態もございますので、その辺を踏まえて再度検討課題として取り上げていきたいというふうに思ひます。

ただ、実施の時期につきましては、一定の猶予はいただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 国道8号線の非常に危険なところを子供たちが往来しているということは私も承知いたしておりますし、また、若いお母さん方から過去にも強い要望を国にも出されたというお話を承っております。子供の大事な命、安全を守るためにには、ぜひ改善をしてまいりたいと思いますし、国にも強く働きかけてまいりたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

◇ 森 隆一 君

○議長(森野榮次郎君) 3番 森 隆一君。

[3番 森 隆一君登壇]

○3番(森 隆一君) 3番 森 隆一です。一般質問を行う前に、このたび合併後初めての町長選挙並びに町議会選挙が同時に行われまして、私は議員選挙に立候補させていただき、多くの皆様のご支援を賜り、当選の栄誉に浴することができました。ここに改めて町民の皆様をはじめ、関係の方々に心より感謝申し上げます。

また、議員各位ならびに町執行部の皆様の格段のご指導のほど、どうぞよろしくお願ひを申し上げる次第で

あります。

さて、村西町長様におかれましては、このたびは初代愛荘町長にご就任をされ、国の三位一体の改革や長引く景気低迷の中で、財政状況極めて厳しい中、かつ複雑、多様化する住民ニーズのある中で、地方自治体の経営者にあえてご就任されましたことは、深く敬意を表するものであります。どうかストレスのたまることなく、健康には十分にご留意を賜り、ご活躍されますようご祈念を申し上げる次第でございます。

前段は、この程度にいたしまして、早速質問に入りたいと存じます。

愛荘町の経営者としての基本理念であります町長の公約についてお尋ねいたします。

1点目に、流れを変えよう愛荘町について、どういったご認識をお持ちなのか。

2点目に、住民参加が基本ですの中で、審議会やパブリックコメントについては旧愛知川町では早くから導入をいたしておりますが、今後どのように充実されるのか。また、町の将来を左右する重要案件では、住民投票を実施しますとあるが、重要案件の定義は何か。また、法秩序は議会議決が優先するが、法律との整合性をどのようにお考えなのか、お答えを願います。

3点目に、行政情報は住民と共有しますとありますが、具体的にどういう方法を用いて行うのか、明確な答弁を願います。

4点目に、皆さんのが行き届き、行政の中身が丸見えの町、小さくとも住民の満足度ナンバーワンを発信できる町とあるが、どのような施策を講じていくのか、具体的に述べてください。

5点目に、名神インターチェンジの早期着工とあるが、年次計画について、どういったお考えをお持ちなのか、明確にお答えいただきたい。また、この案件については、期成同盟会を設立して運動を開催しているのはご承知だと思いますが、町長は設置当該町のトップとして会長に就任する意気込みのほどをお聞かせいただきたい。

次に、企業誘致とありますが、どのような企業をいつごろにどの辺に誘致されるのか。それに基づいて財源はどの程度増大するのか、答弁を願います。

6点目に、福祉面で独自の少子化対策、子育て支援とありますが、独自とは何を指しておられるのか、明確な答弁を願います。

7点目に、透明で公正な入札制度の導入とありますが、具体的にはどういった方策をとられるのか、ご説明願います。

8点目に、総合公園を白紙に戻し、土地利用は住民対応で徹底検討とありますが、この件はさきの合併協議会の中で覚書によって、そのようにいたしておりますが、ご承知ですか、お尋ねいたします。

次に、この公園整備については、旧愛知川町の案件でありまして、平成16年3月までは全議員とも長野県や福井県の公園を視察研修し、積極的に取り組んでおりました。町長、この公園整備について、愛知川町第3次総合計画に位置づけるまで、及び今日までの経緯、経過の詳細なご説明を願います。

また、香之庄地先に約3ヘクタールの町有地が塩漬けになっていると聞きますが、この土地は何年ごろに、何の目的で購入されたのか、そして、買収金額は、今後の有効活用はどうされるのか、答弁を願います。

最後に、ミニコミ、マスコミにかかわらず、報道機関とはどうあるべきか、お尋ねをして1回目の質問といたします。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 森議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目、「今こそ変革のとき、流れを変えよう愛荘町」というスローガンの認識についてであります。

この発想の原点は、実は米原町長時代に東京で行われました町村会主催の講演会の内容であります。講師は地方自治論が専門の佐々木信夫先生で、テキストは「地方は変われるか、ポスト市町村合併」と題した先生の著書でした。その内容は、今、市町村は合併で変われるかが問われているというものです。平成の大合併は、国に押しつけられたということではなく、地域にとって構造改革のチャンスであり、いかに再生を図れるかにかかっているという主張をされてあります。首長も議会も職員も、また、住民も意識を変革し、住民自治の原点に返って、生き生きした地域が構築できるかであると力説されているところであります。

最初考えたフレーズは、「今町が変われるかが問われている」というスローガンでした。その後、この町長選に出るか決断しかねているところ、あるグループが流れを変えるなどキャンペーンを張っているということを耳にいたしました。そのときひらめいたのが、この「流れを変えよう愛荘町」であります。私はその原動力の視点を住民参加に置きました。

2点目の住民参加のあり方はいろいろな方法があると思います。審議会やパブリックコメントのほかに、一時期国ではタウンミーティングなども実施をされました。私が提案しております100人委員会や住民投票もその一環であります。

我が国の住民投票は歴史が浅く、この2月はじめ、NHKのETV特集の45分番組で、住民投票この10年民主主義はどう変わるかが放映されたところであります。NHKはこの番組作成のため、昨年暮れ、米原市に3日間こわたり取材をされ、そのうち1日は拙字にも取材がありました。合併問題をテーマに各地で行われた住

民投票はすっかり市民権を得た状況になりましたが、つい先日も岩国市で実施されたことは記憶に新しいところあります。

今、全国で360を超える市町村で実施され、大事なことは住民投票で民意を確認するという常設型住民投票条例を持つ自治体も30を超えております。住民投票は主権者の意思を問い合わせ、政策決定に反映させる住民参加のいち手段であり、住民自治の理念に基づく直接的な意思反映方法であって、住民との信頼関係の形成に寄与するものと思っております。

さて、ご質問の重要な案件の定義は一般的には明確になっておりませんけれども、私は住民の将来に大きな影響を及ぼすような事柄、例えば市町村合併などはその対象であると考えております。

また、住民投票と議会との関係ですが、憲法でも地方自治法でも間接民主主義である代表制だけを根拠として言うものではなく、直接請求や住民集会などの直接民主制を否定しているものではありません。日本の住民投票は法的な拘束力は持っておりません。あくまでも政策決定の過程で住民の意思を確認し、尊重することによって住民と首長、住民と議会の信頼関係を高めるもので、間接民主制を補完するという位置づけであります。

したがいまして、住民投票をやったと言えども、住民に決定権を与えていたりなく、首長や議会の政治的責任が回避できるものでないとされているところであります。アメリカやヨーロッパ諸国が住民投票結果に従う拘束性を担保している国が多いことと比べ、かなり違いがあるところであります。

次、3点目、4点目の行政の中がよく見える町、行政情報の共有についてのご質問ですが、行政が持つ多くの情報は住民の資産であります。消極的公開でなく、広報やマスメディア、いろいろな会合の場などあらゆる方法を活用し、積極的提供を目指したいと考えております。住民の満足度ナンバーワンを発信できる町は、福祉、子育て、教育など小さな町でもオントリーワンの施策をこつこつ積み重ねながら、展開できる町を目指し、住民の皆さんのお意見を聞き、職員の知恵を磨きながら実施に移していくことを考えております。

5点目の名神インターチェンジにつきましては、現在期成同盟会長であります大野豊郷町長と今後の方針について早速に相談をさせていただきたいと考えてあるところであります。

企業誘致につきましては、これから財政的にも自立できる町、若い人たちが地元で働き、定着できる町を目指すため、米原でやってきた経験を生かし、トップセールスで汗をかきたいと思っております。

6点目の子育て支援独自策につきましては、愛荘町で住んでみたいと思ってもらえるような施策を住民や職員で知恵を絞りたいと考えております。

7点目の透明、公正な入札制度につきましては、公共事業をおくらせませんので急がなくてはなりませんが、透明で自由な競争が確保できる入札方法や常時住民の皆さんのが監視できるシステムを委員会が懇話会を開催、検討することが必要と思っております。

差し当たって消防センターの入札がございます。どのような方法で実施するか、担当課に検討をさせているところであります。

8点目の公園問題について、議員の御指摘がございましたので、早速担当者に公園問題に係る合併協議会の覚書を見せるよう指示いたしました。それを確認いたしました。その要旨は、取得した土地は愛荘町に引き継ぐこと。土地の使用方法は愛荘町において検討機関を設置し、協議すること。合併後総合計画を策定するが、町民が望む利活用に努めることと記載されておりまして、平成17年9月22日付で愛知川町長、議長、秦荘町長、議長の4氏による署名、公印が押されております。

私はこの覚書は尊重されるべき内容と再確認させていただきました。公園計画の経緯、経過の詳細及びこの処置策の町有地についてかかるご質問については、担当の方から答弁させていただきます。

最後に報道機関とどうあるべきかについてですが、住民や町の動き、行政情報を提供する上において、町の持つ広報機能だけでは不十分で、テレビや新聞などに積極的に提供し、採用していただけるよう努力していくことを考えております。

以上でございます。

○議長(森野榮次郎君) 総務主監。

【総務主監 細江新市君登壇】

○総務主監(細江新市君) それでは、公園問題の今日までの経緯、経過につきまして、その概要を申し上げたいと思います。

(仮称)東部地域公園整備事業につきましては、旧愛知川町がまちづくりアンケート調査や住民参加のもと策定いたしました。第3次総合計画に位置づけをされ、都市計画法に基づく諸手続を経て、都市計画決定、事業認可が行われてまいりました。

しかし、この建設の凍結を求める請願が提出され、たび重なる議会、また、常任委員会、協議会、合併協議会で協議をされ、建設設計画につきましては、白紙とする。用地については取得することで確認はなされました。今後につきましては、検討機関を設置し、総合的な見地から町民が望まれる利活用に努めることとされておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

トドカズ

○議長(森野榮次郎君) 管理課長。

[管理課長 宇野太佳司君登壇]

○管理課長(宇野太佳司君) ご質問の町有地の中の香之荘地先の町有地のご質問でございますけれども、旧秦荘町が昭和45年ごろに工場誘致のために内陸工場用地として進められまして、その土地の面積は5万6,400平方メートル余りであります。

この土地につきましては、既に企業が所有されているものでございます。

ご質問の中の町有地につきましては、それに隣接している隣地などであります。当時の区の役員さん等から工場用地として町に要望されまして、買収取得したものでございますが、すくべての土地について協力を得ることができず、今日に至っている状況でございます。

この土地につきましては、買収済みの町有地が3万130平方メートル、未買収地の個人所有地が1万3,457平方メートルございます。

買収金額につきましては、2,142万1,950円でございました。この町有地につきまして、今後総合計画等の中で活用方法を見出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 3番 森君。

○3番(森 隆一君) 再質問をいたします。

再度確認も含めての質問ですので、ちょっと重複する場合もあるかもわかりませんが、よろしく頼みます。

1点目ですが、愛荘町という町は2月13日に発足していますので、流れを変えようではなくて、流れをつくっていくものと私は認識していますが、今まで1カ月余り、どういった流れであったのか、そして、どのような流れにしようとお考えなのかを教えていただきたいと思います。

2点目におきましては、行政の事務事業はすべて重要であると私は考えているんですが、先ほどの定義のご説明では意を尽くしていないようにも思われます。再度明確なまた町長のお考えのように重要な案件とそうでない案件があるのであれば、重要と言わぬ案件はスクラップにして、効率性を追求してはどうか。

また、次に、法律との整合が少しあいまいであると思いますし、明確に答えていただければいいかなと思います。

3点目、4点目は、ちょっとぼーっとしていましたので、もっと具体的に方策を述べていただければと思つたりします。中身が丸見えであることの確認はどのようにするのか。満足度ナンバーワンはどこに発信し、達成感はどうやって確認するのか、それによって、何を得ようとするのか。その辺までもし聞かせていただければと思います。

5点目に町長の熱い思いが少し伝わってこないような気がいたします。詳しく説明していただけたことに対する感謝いたしておりますが、実現に向けてのこの年次計画をもう一度詳しく述べていただきたいなと思うしますし、また、この件については、事業主体をどこにしようとしているのか、また、負担割合については、どのようにお考えをお持ちなのか。休遊地の件については一応詳しく聞かせていただきましたので結構です。

6点目に、あなたの言われる独自の定義、これは何なのかということをもう一度、再度確認したいと思いますし、財源手当をどうお考えなのか。これも聞いておきたいと思います。

8点目です。これは割と詳細に説明していただきましてありがとうございました。すべてのプロセスを踏んできている案件であると町長はご認識をいただいてあると確信しております。

ミニコミ誌による論評は偏った論評であるとご理解されておると確信しておりますが、町長のご認識にもそういうような理解をしていただけているならば、敬意を表したいと思いますし、町長より機会あるごとに市民各位に詳しい説明をしてくださいますよう、この件についてはお願ひしたいと思います。

報道機関については、真実、事実を伝え、あくまで中立でなくてはならないと思います。そこで、選挙期間中の町長の個人演説会の弁士の件ですが、ミニコミ誌の代表者であるあなたの応援弁士でありました方があなたが依頼されたのか、もしくは先方さんが押しかけてこられたのか、お尋ねします。

また、町長選挙においては、法定ビラが認められておりませんが、あなたの個人演説会では、個人情報保護法に抵触するようなビラが配布されていたと、あなたの個人演説会に参加した人から聞いておりますが、このことについてどのような見解をお持ちなのか、ご説明を願います。そして、そのことが事実であれば、公職選挙法に抵触しないのかどうか、あわせて見解をお尋ねします。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 流れを変えるというのは、もう私の全体的な施政の方針であります、その基本は先ほども何度も申しましたが、住民自治の原則にのっとった方策をそれぞれ進めていくということでございます。

重要案件、これは住民投票にかける重要案件のお話、再質問だったでしょうか。そうだと思いますけれども、これは全国で幾つももう常設型住民投票、あるいは、自治条例等ができるおりまして、それぞれ住民投票は自治条例の中にも盛り込んだ団体が多うございますが、何を重要案件にするかということはまだまだ定説が

のするモノとしては何がよし、何が悪い。

例えば、この前の岩国で行われたものについては、かなり国策的な問題もありますし、これも議論がありまして、原発とか、基地の問題とか、国策にかかわるもの、国策にかかわるものに住民投票はなじむのかどうかといった議論もあります。また一方、産廃処理場とか、ダムの問題とか、そういうことに住民投票がかかることもありますが、これは地域の決定権のないものについても住民投票の対象になるかならないのかということもいろいろ議論があるところですけれども、現実は住民の思いとしては、やはりそういったものについても我々の思いを国であれば、国に伝えたい。地域であれば、自治体に伝えたい。そういう自発的なものでありますから、定義はないのが現状であります。

ただ、効率性の点から言っても、一つひとつを住民投票にかけてやっていくというようなことはなかなかできませんし、それはやはり、住民の皆さんにとって将来の子や孫にとっても大きな問題、こういったものについては、そういうものに民意を聞いていくというのがこれからの方かなというふうに考えておるところであります。

それから、4点目、5点目のところも再質問されまして、特に満足度ナンバーワンとか、あるいは、独自の定義とかを聞かれたと思いますけれども、行政情報はできるだけ積極的に展開をしていきたいというふうに思っています。

私もここ就任させていただきてまだ1ヶ月もたたんのですけれども、職員のみんなと話し合いが何回かありますけれども、まだまだ職員の意識がそういう方向に向いていないというのはいつも感じてあるところでして、それをどういうふうにして開いてもらうか。意識を改革してもらうのか。これは私も大変な課題だなということを認識いたしておるところであります。

それから、負担割合、これは何の負担割合かな。6点目の独自策のことをおっしゃったと思います。子育てとか、少子化対策、教育、そういうことだと思いますけれども、今国や県はどんどん補助金をカットしてきてあります。そういう中で、財政状況も見ながら、この地域にとって必要なこと、これは国や県はどうしても全国一律、県下一律のことを考えますけれども、愛称町地域の住民にとって今何を望まれているのか。あるいは、子育てするためにはどういった施策が有効なのか。それはやはりその地域に合った施策があるはずだと思います。そういうものをやはりこれから知恵を絞ってやっていくことが大事かなというふうに思っておりまして、ぜひ愛荘町に行って住んでみたいなど、よそからの人も思ってもらえるような施策が展開できたらいいなというふうに考えておるところであります。

それから、ミニコミの話がございましたが、あるいは報道機関との関係、私は現在の報道、森議員おっしゃるミニコミ誌も含めて、決して偏っているとは思いませんし、正しいこと、いろんなデータ、あるいは情報に基づいて提供されているんだというふうに思っているところであります。報道機関との関係については、積極的な情報提供を私も今後ともやっていきたいと。町の広報等では、住民の皆さんにお知らせする内容が非常に少ない。やはりマスコミに取り上げていただけることの方がはるかに大きな情報量があるというふうに考えております。

それから、選挙期間中のことについても聞かれたと思いますけれども、選挙期間中の個人演説会等のことについては、後の質問予定の議員さんもおられるようですけれども、考え方としましては、個人演説会の弁士は私からお願いをいたしました。その弁士がしゃべられる内容については、私は一切指示をいたしておりません。独自の弁士さんの責任でやって展開をされたところであります。

そのビラのこともおっしゃいましたけれども、それについても弁士が自分の判断でやられたことというふうに判断をいたしておるところであります。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 3番 森君。

○3番(森 隆一君) 3番 森、再々質問をいたします。

町長もさらに研さんを積んで努力をしていただきたいということであります。

報道機関の件でありますけれども、報道機関と称するのであれば、やはり中立を保たねばならないと思っております。その代表者が特定の候補者の応援をするということは中立ではないという判断ができると思います。

町長はこのことについてどのようにお考えなのか。視点、論点も論評にあらわした場合、一方的な論評ではよくないと思います。だから、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

最後に私は旧愛知川町の出身ですので、旧秦荘町の事務事業についてはよく理解をいたしておりません。したがって、全員協議会等を活用して、ご説明を願いたいのと、あわせて旧愛知川町の東部公園整備については、いまだに誤解が払拭されていない状況であると認識いたしております。せっかくこうして合併できたわけでありますので、より深い理解を賜るため、旧愛知川町で説明用に作成したパワーポイントを使って、議員並びに管理職の研修会を行ってはどうかと提案しますが、議会運営委員会で十分ご協議をいただきまして、ぜひ実現ください、議員、職員も深い理解と共通の認識を持って、事実に基づいて力強く愛荘町を前進させることが必要であると考えます。

以上をもとよし、松井一般質問を終了します。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 今般選挙に際しまして、私いろいろ主張してまいりましたけれども、新聞やミニコミ誌はそれぞれ報道をするという立場からされた。そして、その正義感に基づいた報道や情報提供を住民にされたと思っておりまして、私個人に対する応援をされたとは決して思っておりません。

住民の皆さんに今の現状を訴えたいという正義感からされてきたことであるというふうに認識をいたしております。

○議長(森野榮次郎君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時26分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

◇ 上林 貞君

○議長(森野榮次郎君) 2番 上林 貞君。

[2番 上林 貞君登壇]

○2番(上林 貞君) 2番 上林 貞、2題の一般質問をさせていただきます。

まずははじめに、法定合併協議会で決められた協議項目は、愛荘町になっても指針として継続していくものと考えていますが、新町長のお考えを問うことを質問といたします。

平成12年12月15日に滋賀県市町村合併推進要綱が出され、合併パターンが提案されたことを受け、特に滋賀県では合併に伴った動きが活発になりました。本年2月13日いよいよ旧愛知川町、旧秦荘町の2町が合併し、今愛荘町として1月余りになろうとしています。この間、関係の多くの皆様にご苦労をいただいて、紆余曲折、さらには艱難辛苦の上に、この合併が成立いたしました。心よりお祝いを申し上げます。

さて、長きにわたり法定協議会で慎重に審議された項目について、愛荘町のスタートを切る礎として最も重要視されているものと考えています。当時の合併協議会であらゆる面で英知を結集され、今日に指針を築き上げてこられた平元真会長に改めて敬意を表します。今は平元真に変わり、村西俊雄新町長におかれましては、新しい町愛荘町の船出、まことにおめでとうございます。

愛荘町民約2万人の先頭に立って、新しいまちづくりのためにこれら慎重審議された項目をすべて尊重されるのが必然的に重要なことと考えます。今後において、村西町長の采配に注目が集まります。

しかしながら、町長がかわられた今日、この指針が揺らぐのではないかと気にかかるところでもあります。合併項目の中で、愛荘町の合併には必要であったが、合併したからもう必要ではない。あるいは、村西町政として変えた方がよいとの項目も出てこようかと思います。全体的に現在の町長のお考えはどのようにお考えか、ご質問いたします。

二つ目に、愛荘町社会を明るくする運動について、町のお考えを聞います。

社会を明るくする運動は、戦後食べる物も少なく、お金もなかった時代、少年の非行などが多く発生していました。昭和24年新宿のまちで地域の理解を得て、地域とともに協力して住みよいまちにしていこうと、地域住民の立ち上がりでできたものとお聞きいたしております。そして、いまだ戦後の混乱が続いている昭和26年に犯罪や非行のない明るい社会を目指して始まったのがこの運動であります。

この社会を明るくする運動は法務省が提唱し、その共通する趣旨は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動であります。

また、今年は56回目を迎える毎年7月を強調月間としているところでございます。少年の非行は最近は減少の方向との報告を受けていますが、内容的には非行少年の若年化や想像を絶する極悪犯など社会を震撼させる事件が多く発生しています。

非行に走る少年の多くは、家庭の、特に親の愛情に恵まれず、いや応なしに孤立感を覚え、親への反感が始まり、学校に地域に非行や罪になることを犯してしまいます。少年の非行をなくすのは、まず家庭からでありますが、皆様ご存じの最近長浜で起きたかわいい園児が2人も殺された、あのような悲惨な事件は他の市町村のこととは思えず、自分の子供が友達の園児たちにいじめられているとの母親の勝手な妄想で、その母親は地域になじめなかったのが一つの要因であったとの報道がありました。愛荘町においても、とてつもなく不安が募ります。言えば、再び同じような事件が起こらないように、だれもが孤独感に陥らず、不安を抱え込まないよう地域みんなが理解を示し、支援し、対策を講じる必要があります。

少し外れたことになりますが、私の過去に学校PTAの活動の中で、学校、地域、家庭の3者連携の必要性を説かれて、PTA活動を推進し、実施してきたことがあります。まさに社会を明るくする運動の一つであったのだと思います。

次に由1トヨタカントリーポルト 犯罪の防ぐけ 1人でも多くの住民の皆様の理解を深め お互いの

協力、連携が大事な事であります。住民の皆様に理解を求める手段はいろいろな方法があると私も思います。

ところで、愛荘町の社会を明るくする運動においては、18年度暫定予算として2万4,000円の補助金が上げられています。町はこの運動をどのように理解し、かつこの予算額でどのような展開をされようとしているのか、ご質問いたします。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君) 上林議員の合併協議会での協定項目についてのご質問にお答えをいたします。

合併協議会の記録をたどりますと、法定協議会に先立って続けられました10回にわたる両町の研究会を経て、15年11月に法律に基づく秦荘町、愛知川町合併協議会を設置されました。それ以来、2年間で15回に及ぶ協議会を重ねられております。この間、10ヶ月間にわたる中断期間がありましたが、再開後精力的に協議を進められたところであります。

そして、今からちょうど1年前の17年3月23日、第11回協議会におきまして、合併協定の調印を挙行されたところであります。

協議再開後の極めて短時間に協議を進められましたこと、まことに大変であったとお察し申し上げる次第であります。委員の皆さん初め、合併事務局の皆さん、そして、分科会などで細部の詰めをされてきました担当職員の皆さんに改めてそのご苦労に対し、感謝申し上げる次第であります。

合併協議書に掲げられました43項目の協定項目は、合併をなし遂げられた多くの関係者の汗の結晶であり、愛荘町2万人住民の皆さんの夢と期待が込められた大切な宝箱であると考えております。今後の町政運営の指針として、最大限の尊重をして、町政執行に当たらせていただきたいと考えているところであります。次に、外国人の相談窓口についてでございますが、先般長浜で起きた園児殺害事件は社会に大きな衝撃を与えるました。中国人容疑者ははじめない。友達ができない。同じ年ごろの子供を持つ母親とのつき合いが難しいなどと悩みを周囲に漏らしていたといいます。彼女を親身に支え、適切な助言をすることができる相談相手がいなかった。愛荘町にとって、この問題は人ごとではないと思いました。合併前の愛知川町は、県下で外国人の占める割合が断トツで高い町でした。合併後も今人口2万人、外国人は昨年末で1,135人、比率は5.7%で、合併後も2位の湖南市、3位の長浜市を上回って1位に変わりはありません。ちなみに県下平均は2.1%となっています。

子供を取り巻く環境は予測のつかない危険がいっぱいです。長浜の事件を他山の石とせず、真摯に受けとめて対策をとらなければならないと思います。そのため、外国人が抱える個別の悩みや不安に対し、相談できる窓口や互いに話し合える場が必要であると考えております。

先般、知事に会ったときに県も考えなければならぬ。外国人比率の高い愛荘町でぜひ知恵を出してもらいたいと励まれたところであります。愛荘町に住む外国人の皆さんがどんな悩みを持っているのか、把握しながら相談できる窓口の開設に向けて、検討をしてまいりたいと考えております。

そのほかの質問につきましては、担当の方から答弁させていただきます。

○議長(森野榮次郎君) 社会福祉課長。

〔社会福祉課長 西村久昭君登壇〕

○社会福祉課長(西村久昭君) 2点目の社会を明るくする運動についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、毎年7月を社会を明るくする運動強調月間として取り組まれ、今年度で第55回を迎えました。

滋賀県におきましても、社会を明るくする運動滋賀県実施要綱が定められ、滋賀県実施委員会を組織して取り組まれています。この実施要綱の中で、市町等を単位に逐次審議会を組織し、本運動の企画実施に当たるとされています。こうしたことから今まで秦荘、愛知川の両町におきましても実施委員会を組織して取り組みを進めてまいりました。

特にこの運動は法務省が所掌していることから、保護司会、更生保護女性部の方々を中心として取り組んでまいりました。

旧秦荘町では、保護司、更生保護女性部、人権擁護委員、少年補導員、民生委員・児童委員、青少年育成町民会議で推進会議を開催し、それぞれの分野で活動を展開していただきました。

その他、一般住民参加の社会を明るくする運動推進大会の開催や夏祭りにおける人形劇などをを使った啓発事業、その他の啓発として、チラシの全戸配布、ポスターの掲示、広報車による町内パレード、のぼり旗等の設置、広報、有線放送による啓発を実施してまいりました。

学校長、民生委員・児童委員、人権擁護委員、人権擁護推進員、少年補導員で実施委員会を設置し、研修会を行い、それぞれの機関、団体で趣旨に沿った活動を展開していただきました。

その他、町民に運動の趣旨を周知するために標語募集を行い、優秀作品1点を選考し、町統一標語として広報や防災無線で周知するとともに、運動の周知のためにポスターの掲示やのぼり旗を設置し、啓発活動の推進を図ってまいりました。

平成18年度につきましても、今日までの両町の取り組みを尊重していく中で、7月の強調月間中の取り組みとして、社会を明るくする運動の啓発に努めるため、各種機関、団体の方々を中心とした研修会や広報、防災行政無線放送、有線放送やのぼり旗等の設置による啓発活動に取り組んでまいりたいと考え、暫定予算を計上させていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長(森野榮次郎君) 2番 上林君。

○2番(上林 貞君) 2番 上林です。ただいま答弁いただきましてありがとうございました。

一つ目ですけれども、あくまでも愛荘町の指針は、合併協定協議された事項は本当に尊重されるべきでありますので、住民へのサービスが変わらないか。より以上の優しい思いやりのある施策でありますように願っております。

二つ目の社会を明るくする運動の件でございますが、私も正直言いまして、それに深く携わってある者ですから、特に関心がありました。

この補助金2万4,000円という、この額なんですが、余り町としては意識をされていないような気がする予算の計上かと思いました。ただいま説明していただきましたように秦荘町にあります云々、また、旧愛知川町にあります云々というご説明がある中で、18年度尊重しながらといううれしい回答があったわけですが、この2万4,000円というのは、どういうふうな啓発事業をなされるのか、一度ここでお尋ねしたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(西村久昭君) ただいまの社会を明るくする運動につきましての予算の関係でのご質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、2万4,000円という形で暫定予算を計上させていただいておりますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、7月が強調月間となっておりますので、7月の強調月間に研修会等を実施する計画をいたしております。そこへの愛荘町として初めて統一した形での社会を明るくする運動の研修会を実施したいなどというふうに考えておりまして、その研修会への参加費として、予算計上させてもらっていることでございます。

なお、今後につきましては、一応7月の予算になりますので、また、本予算の中で検討といいますか、計上していかなければならぬものも出てこようかと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 2番 上林君。

○2番(上林 貞君) 2番 上林です。今、特に社会を明るくする運動は、その裏には人権尊重のまちづくりや身近な私たちの生活の中で安心・安全なまちづくりにも大きく関連してくる大変重要な事業でありますので、行政主導で関係各団体のみならず、一般住民の方にも広く啓発をしていただきたいと思います。2万4,000円という資金は確保していただくんですけれども、お茶代にもならないかなというふうに思いますので、本予算におきましては、ぜひとも見直していただきたいとお願いをするところでございます。

以上です。

◇ 竹中秀夫 君

○議長(森野榮次郎君) 9番 竹中秀夫君。

[9番 竹中秀夫君登壇]

○9番(竹中秀夫君) 9番 竹中秀夫です。一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、さきの町長選挙にご当選になりました村西町長にまず敬意を表しましておきたいと思っております。まことにあめでとうございます。今後、4年間立派に愛荘町のかじ取りをいただきたいと願ってある1人でもございます。

それでは、まず村西町長の公約について考え方及び具体的な計画実施施策についてお伺いいたします。

1点目に村西町長は、米原町長時代に合併住民投票を実施され、そのアイデアにマスコミまで取り上げ、やんや喝采であったようあります。

今回の選挙でもそのアイデアを採用すべく訴えてこられました、何でも住民投票で決定し、町政の改革をするとのことであるが、住民投票条例が議会で可決されていないうちから住民投票とは何を意図として発表されたのか。この件につき、具体的な施策について町長にお伺いいたしたいと思います。

2点目に住民投票により施策の決定されるところであるが、住民投票が過半数以下の場合は、開票もしないという施政も存続している今日、この条例を既に可決した場合、その条例により住民投票により、施策の決

定をしていく上でのメリット及びデメリット、議会との整合性をどのように考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

3点目には、100人委員会を公募により設置をするという公約をされていますが、この委員会はだれがどのように選考するのか。先に大きな議論を残すことになると思いますが、委員に関する資格認定の基準、方法を町長にご答弁願います。

次に、行政組織のスリム化についてお伺いをいたします。

現在、旧2町で192人の正規の職員が勤務しており、それ以外に各課嘱託職員54人、臨時職員14人を雇用しておりますが、正規職員192人の身分は合法で保証されます。そうすると、定年退職を待たねばスリム化は難しく、新規採用もしないとなれば、行く末ある年齢層に空洞化が生じます。

また、臨時職員等を1人も採用しないとするならば、育児休暇、あるいは出産休暇等に対して、いやが上にも臨時職員の雇用が生じてまいります。町長は、どのように行政組織のスリム化を図り、財源をどのように節減されるおつもりか、計画表の提示の上、町長の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

次に、入札制度の刷新についてお尋ねします。

先日来、全委員の議会報告やビラ、またはミニコミ誌が活字にて90%、99%、100%と発表して、指名業者を悪人に仕立て上げるような報道がなされております中、町長は公約で入札制度の刷新を明記されております。刷新とは悪いところを改めるものであり、今日までの執行方法を抜本的に否定するものですが、悪い問題点を具体的にお聞かせいただきたいとの、どのように刷新するか。具体的に町長にお答えを求めます。

次に、今ほどお尋ねいたしました入札制度に絡み、町長は入札制度の刷新と利権の介入を許さないと、さも利権の介入が今まで行われてきたとの公約を出されています。5点目で申しましたように紙面において指名業者に対して暴言とも言える利権が横行しているように書かれておりました。町長もまた特定人物を町民に暗示を与えるような公約を堂々としておられるが、だれが利権屋だったのかをはっきり公表すべきと考えます。その確かな証拠を示し、だれのことを指しているのか、町長にはっきりと答えていただきたく、答弁を願います。

次に、旧愛知川町平元町長が多くの方々のアンケート結果から都市計画法に基づく公園整備について、当時大変なご苦労と長い年月をかけ、計画され、糸余曲折しながら取り組まれたこの公園問題が今回の町長選挙において大きくクローズアップされ、選挙民にさも真実がごとき、うその風評を宣伝し、誹謗中傷ばかり終始する村西俊雄個人演説会であったようですが、そのどろどろした選挙戦術について、町長はいかがお考えであるか、答弁を願います。

次に、その村西俊雄個人演説会において、誹謗中傷の資料として、某金融機関の機密文書が配布されました。選挙民に対し、うそ八百を並べ立て、さも川久保が字ぐるみで悪事を働いたかのごとく、風評を宣伝させたことに対し、町長はどのように考えておられるのか。県の農政課から改修指導まで出ているとしながら、配っては集め、持ち帰り、また、翌日配るという行為が許されてよいものでしょうか。

また、個人情報保護法がやかましく言われている今日において、個人情報の書かれている機密文書を配布されることにより、個人の信用を失墜し、プライバシーの侵害をするということはおわかりのはずであるにもかかわらず、個人演説会において機密文書を配布させたのは、どのような意図を持ってされたのか、町長に明確な答弁を求めておきます。

次に、川久保地先の町有地について、今まで多くの町民、議員及び議会での採決の結果、再検討をとのことで合意、両町の合併が推進されたと開始しているが、この対策に幾多の経過があったことはもちろん承知の上で、今回の個人演説会においては応援弁士にあるような発言をさせたのであろうし、当選の曉には村西町長の構想があるがゆえの先導行為を開始しているが、今後の具体的な計画を町長に答弁を求めます。

次に、最後にお尋ねをいたします。

今回は合併後の町名変更に伴う条例の改正と暫定予算の上程になっておりますが、今後6月の予算に福祉施策の実施補助金が計上される考えがあるのか。国・県の助成措置が近日中に決定するとの情報を得ております。合併前の両町長の意見書に支援する旨の文書が添付してあると聞き及んでおります。

今なお、多くの待機者や医療介護者及び熱い気持ちを持って申請された方々に対し、どのような考えを持っているのか、町長にお尋ねし、一般質問を終わります。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 竹中議員のご質問についてお答えする前に一言述べさせていただきたいと思います。

地方行政の一たんを担わせていただく責任者として、世の中の潮流をじっと見据え、新しい世紀に何が変わっていくのか。時代が求めているものは何なのか。そして、住民の皆さんのが今どっちを向いているのか。これを見きわめ前向きに提言していくことが私に課せられた努めだと考えております。

口堂の業務処理的な対応だけに終わることなく、夢や理想を忘れずにやれる、トキメキ、チャレンジ。

てきたと、後に悔いを残さない骨太の仕事に取り組みたいと考えております。

それではまず、1点目、2点目の住民投票の意義、議会との関係などについてお答えさせていただきます。

今、政策決定のプロセスは、これまでのトップダウン方式から住民からの提案型へとシフトしつつあります。

パブリックコメントと言われる住民から政策についての意見を聞くシステムとか、国においても各地で行われました英国型のタウンミーティングなど、住民の行政参加への意欲にこたえる工夫が広がってまいりました。21世紀は分権社会、キーワードは自立、今までのようにお上の補助金や交付税つきの起債に頼れない自己決定、自己責任、自己負担の時代でもあります。地域のことは地域で考え、地域で責任を持って実行しなければならない時代の到来であります。そのため、住民の皆さんとともに町の将来を考え、議論し、よりよい選択をしていくことが重要になってきております。

今や住民の皆さんの意識も行政への期待とともに参画意識が高くなっています。その動きの一つがこのところ各地で行われるようになった住民投票実施の要求と住民投票条例の制定であります。市町村合併問題では一挙に全国で実施されました。

国民投票制度についての憲法世論調査の結果というのがございますが、各年代を通じて、大事な案件は投票に付するべきと答えた人が83%に達していると報じられていました。これらの背景は、地域の政策形成や事業に対し、住民みずからの意思を行政に反映させる制度が不十分で、住民参加の機会が少ない。大事な問題は自分たちの考えを正しく把握して施策に反映してほしいという要求の高まりであります。

住民の将来の生活に極めて大きい影響を残す重大案件は、町長の裁量だけで決めるのではなく、政策決定の前に住民の意思を確認したものを施策として議会に提案することによって、首長と住民、議会と住民との信赖関係の形成に寄与するものと考えます。

住民投票は首長や行政の責任回避ではなく、主権者たる住民に対し、責任を全うするための最も有効な手段であると考えているところであります。地方自治は常に民主主義の学校であります。21世紀の分権社会の実現に向け、住民自治の確立を目指さなければ発展はありません。今、地域間競争はハードの箱物競争からソフトのシステム競争へ住民参画の手法はますます議論されていくと思われます。住民とともに悩み、住民とともに歩み、住民とともにつくっていく時代であり、そのためには、町民の総意の把握が必要になり、その有効な手段として常設の住民投票の制度化を検討したいと考えているところであります。

住民投票制度を持つことによって、町民の皆さんへの町政への関心や参加意欲も高まり、住民自治の精神に根差した元気のある町の実現が可能になると想っているところであります。何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、100人委員会についてですが、委員は公募制を考えておりますが、まだ細部の詰めはできていません。まずは、多くの住民の皆さんに参加いただくことが第1だと思っています。厳格な資格など決める必要はありませんし、未成年者や町外の人、外国人も参加していただければ、幅広い議論ができると思っております。

4点目の行政組織のスリム化についてありますが、合併は組織の効率化が図れることが大きなメリットであります。合併後、特別職員、正規職員、嘱託職員、臨時職員合わせて30人減になっております。議員の定数10人減を含めて、年間約1億6,000万円の減額となっているところであります。さらに、今後10年間で60数名の定年退職者があります。

一方、専門性を高め、政策能力を高めなければなりません。そのため、一般事務職員の採用は年代間の空洞化を避ける程度にとどめ、専門職の採用が必要と考えます。民間では、正規の社員をびっくりするほど減らしております。住民の血税は有效地に最少の経費で最大の効果を目指す責任があります。団塊時代の多様な経験者が地域社会に戻ってこられます。これらの方々が臨時や嘱託、ボランティア、またNPO、または指定管理者として働いていただけたら一石二鳥と思っているところであります。

次に、入札制度の刷新についてですが、入札制度はいろいろな経過をたどり、改善を重ねてきた長い歴史があります。公正取引委員会もその一環であります。私が県庁へ入ったころは、まだ測量の設計も直営でやっていました。今直営でできるものは何もなく、民間請負会社がいなければ公共工事はできません。

また、民間である以上従業員に支払う給料の確保など、適正な利潤を上げていただくことも必要であります。赤字受注までされると、粗悪な工事になりかねませんし、そうなると結局、そのツケは納税者に回ってくることになります。要は、よい仕事をできるだけ安価にお願いしたいということあります。そのため、透明性を高め、自由な競争が確保できなければならぬ。それが確保できる仕組みをぜひ検討しなければならないと考えてあるところであります。

また、利権を許さないということを申し上げてますが、これは私の政治姿勢として毅然たる態度を貫き、不当要求に屈しないことを私自身に課している命題であります。

次に、公園問題ですが、この問題は住民の関心が高かったこともあります。選挙中の個人演説会では、これについて語られた弁士もいたと思いますが、誹謗中傷ばかりで終始したとおっしゃいましたが、そういうことは決してなかったと思っております。

おへい、立派な方の大変な質問でござります。おおきいお題であります。私は、この大変な問題に対するお答えを全くございません。

次に、応援弁士についても、先ほども森議員さんの質問にお答えいたしましたが、一々話される内容を私がお願ひしたことはありません。私も巡回をしておりまして、何を話されたか全然知らない弁士の方もおられます。特定の弁士に特定の発言をさせたということは決してございません。

それから、町有地の今後の計画については、住民の皆さんとよく話し合って決めましょうということを選挙期間中も約束をしてまいりました。今、具体的な計画は持ち合わせておりません。

最後に、6月予算についてですが、今のところ、内容は何も固まっていません。すべてこれからでございますが、選挙を通じて住民の皆さんに約束してきた事柄については、優先度や緊急度を考慮し、最大限反映してまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の福祉施設予算につきましては、特別養護老人ホームのこととかと察しますが、このことは合併前に両町長に対し要望されていることは承知いたしております。就任後日も浅く、今のところ、この計画の詳細については把握できておりません。したがいまして、政策的な事項は暫定予算に織り込めておりませんが、今後関係者から計画の熟度や資金計画、運営方針などを聞き、県の意見などを勘案しながら町としての方針を検討し、議会の皆さんとも相談をさせていただきたいと考えてあるところでございます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 9番 竹中君。

○9番(竹中秀夫君) 再質問を行います。

2点目ですが、住民投票についての質問をさせていただきました。大まかに町長の答弁を私なりに直感で集約させていただきますと、住民投票により住民の意見を幅広くお聞きすると、こうではなかったかなと、こういうに思わせていただきました。

その中で、町長と同じく議会議員である我々16名は、町民の代弁者でもございます。何でも住民投票するのでは余りにも地方自治の議会制度の軽視ではなかろうかなと、こういうふうに思っているわけでございます。議員を選んだ住民そのものも軽視するものではないかなと、こういうに思わせていただいているわけでございます。

町長は、何を基準に住民投票する案件としない案件を区別されるのか、その基準について再度明確な答弁をお聞きしたいと思います。

それから、3点目の100人委員会の公募にということで質問をさせていただきました。この100人委員会は理解するとしながら、この委員会は何のための組織なのか、町長の諮詢機関とするのであれば、何を諮詢するのか、具体的に再度答弁を願いたいと思います。

5点目の入札の刷新についてをお尋ねしたかと、こういうふうに思っているわけでございます。

この点につきまして、町長は県職の在任中、ほとんどが私なりに知っている範囲でございますけれども、技術畠を相当な年月経験しておると、こういうふうに思わせていただいております。市場において毎月市販されている建設物価並びに積算資料や積算基準マニュアル、土木工事積算、部掛け単価表、諸計率、早見表等の資料をご存じだろうと、こういうふうに思っているわけでございます。ご存じであれば、この中身についてどのようなものなのかをお聞かせ願い、答弁を願いたいと思います。

6点目の入札のこの利権の介入が今まで行われてきたとの5点目でお尋ねしたところでございますが、俗に言う世間の風評に惑わされるような表現をしたのであれば、無責任きわまりないことではなかろうかなと、こういうふうに思っているわけでございます。憶測や推測であたかも自分が長になつたら悪玉退治といいますのか、その退治をするというような公約は業者を愚弄し、住民をもあざむく公約である。そうでないというならば、明確にだれが利権屋かを公表していただきたいと、再度答弁を求めておきます。

先ほど町長の個人演説会場、この場において、某金融機関の機密文書、これが配布されたと、こういうことを私は質問の中でさせていただきました。この中で、町長はみずからが指図したこととなれば、そのようなことはないと、こういうこれはそうだと私も思っております。しかしながら、これは村西町長の個人演説会場でございます。村西候補者ですね、当時。が演説会場の借り受け並びにその会場を設定されたということには間違いのないところではなかろうかなと、こういうふうに思っているわけでございます。

このすべての開催者である町長の責任はどこにあるのか。弁士は代弁者でございます。その代弁者に特定の人物の誹謗中傷をさせた個人の信用を失墜させた責任はどう考えておられるのかということも先ほどお伺いをしたわけでございますが、それだけではなく、字民ぐるみで悪事を働いたというようなこともその町長が会場におられるところでもはっきりと言われておるというのは、これはその演説会場に行かれた方向人かが証言をいたたいております。そのようなことを聞かれた当時の候補者であり、現在町長でもございます。そういうこと自体がこの今日の各議員等々が一般質問の中で何回となく人権尊重という言葉が出ております。そういうような言葉を発する町長であれば、このようなことが明確に出ておるというようなことに関して、町長はどのようにこの私が一般質問を提出した時点から、きょうの答弁までどのような考えを持って、きょうの答弁に臨んだのかと。

ここに、私は川久保ハ稚守里で暮らす、やがるいえつ ノヘツといふよ ノヨコニ刈しまし、一日休みよソレムリ  
住まいをいたしております川久保自治会、同和地域でもございます。今までいろんな言わねき差別等々  
受けたまいった私も1人でもございます。

私はなぜこのようなことを申し上げなければならないかと、これは、町長の演説会場でこのような人権にかかる、また、機密文書にかかるまで人権、特に、個人情報、いろんなことを言われてきたというような、この  
ようなことで今日、これからまたかじ取りをしていかなければならない町長の考え方があつて明確でない  
と。

この公園問題ですか。これは白紙に戻していろんな角度から考えていくということは十分に承知をいたしてお  
ります。これも今まで合併等々でも取り組んできたというようなことでもございます。

この約4.2ヘクタールの土地を取得されました。それから後、いろんな不当、また、いろんな誹謗中傷で世間にうそをまことのように文書並びに口頭等々で言われてまいりました。私ども字民は、一日も早いこの  
差別のない解決を目指して字内にある町有地には、町にはむだな税金を使わせてはならないと字民がこぞ  
ってボランティアで毎月交代で草刈りや清掃活動を行い、今回問題となってある土地も草刈り、また、耕し、  
コスモスをまき、町の活性化のために字の費用を使ってイベントをしてみたり、字民が頑張ってきた確かにコ  
スモス種代は町から出してもいたたいてあります。

もし、行政が管理をしていかなくてはならないというならば、膨大な莫大な管理費が恐らくや要るだろうと。この点についても町長は十分に認識のほどはしておられると、こういうふうに認識をしておるわけでございます  
が、今回の発言を町長は再度どのような考え方、どのような今後の考え方を持っておるのか、その点について  
を再度お尋ねし、答弁を願います。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) それでは、再質問にお答えさせていただきます。

最初に、住民投票のことに関して、これはもう何回もこの場で聞にお話をさせていただいたところでございま  
すけれども、まずは、何でも住民投票にかけるということではございません。政策を立案する前に住民の皆さ  
んの意思を確認するという一つの手段ではありますけれども、これは、すべてのことについてそうするとい  
うことは先ほどの森議員の質問に対してもお答えをさせていただいているとおり、住民投票にかけるのは費  
用も時間もかかるということから、やはり重要な案件に限るということでございます。

その例としては、例えば、市町村合併であるとか、そういうものを例に挙げさせていただいたところであります  
が、基準としては明確なものは別にあるわけではございませんが、住民の皆さんのが思いで、それを判断させ  
ていただくというふうに考えているところであります。

議会との関係は、これも何回かお話をさせていただいているとおり、政策立案があって、そして、決定をするのはやはり議会であります。それを実行していくのは、我々執行部ということになりますが、住  
民参加いただいたのは、この最初の政策立案の前の段階でございまして、議会の決定議論をされるところに別  
に拘束をするものではないという考え方一般的であります。

ただ、住民投票までしたものについては、一般的に尊重するというのは、これはもう全国のどの住民投票で  
も同じでありますし、中にはその結果に従わない首長もいましたし、議会もいたことも事実であります。現在  
の法制度のもとでは決定権は今の議会にあるということで、議会を決して軽視している仕組みにはなってお  
らないということでございます。

それから、100人委員会では、まだぎちっとした仕組みを持っているわけではありません。私は、この100人とい  
うのは、一つの象徴的なスタイルとして言っていますけれども、もしも150の方が応募いただいたら、150  
人委員会でもいいと、これぐらい思っています。それを100人に絞る考え方もあります。できるだけ多くの方が  
参加していただきたい。

そこで、諮問をするとか、それも従来の考え方だと、諮問委員会に諮って答申をもらってとか、こういうこと  
が往々にしてあるんですけれども、これももっとフリーに考えています。その100人委員会に議論をしていた  
だく内容はどういうものにするのか。例えば、公園問題なんかは、やはりそこで議論いただくということも当然  
あると思いますし、100人が一緒に同じテーマをやるというのも大変効率の悪いことですから、100人の  
委員さん方から「わしはこの問題やりたい」、あるいは「この入札問題は自分が一遍勉強したい」とか、それ  
ぞれのご希望もあろうかと思いますから、何点かのテーマに沿って、委員さんの希望を聞きながら、フリーな  
トーキングをしてもらえる場ができればなというふうな思いあります。

それから、入札の話もございました。

確かにおっしゃられましたように県庁時代は土木の管理課長をしたり、土木の次長をしたりしていました、大  
きな契約問題にも携わってまいりました。入札の仕組みは、先ほども入札のお話をさせていただいたときに  
大変な経緯を踏んできた現在の入札制度やということを申し上げたとおりでございますけれども、単価があつ  
て、歩掛があって、そういうものができ上がっている。

一般的に業者さんの能力次第では精度の高い積算ができるというのも、これは一般的なことです。そこ  
で、予算のことを考えながら、予定価格を執行者が入れていくという仕組みになっていまして、高い技術力

を要するもの、そついにものを創業しなから、才具も冴えこじくわいじじさんかといつとこうゆう次まついくんかなと思います。しかし、その中で、やはり業者の皆さん方はできるだけよいものを安く仕入れる努力もされていますし、技術的にいろんな工夫をされている。それがそれこそ競争力であるのかなと、それが担保できる制度を、システムをぜひ取り入れていって、住民の皆さんに疑惑のない入札制度はできることが一番大事かなというふうなことを考えているところであります。

利権の問題についても、先ほど質問の中でお答えさせていただいたとおりでございまして、過去に利権があつてどうこうということは決して申していません。

私自身のこれから取り組み姿勢として、不当要求とか、利権と思われるものについては屈しないという姿勢を私自身に課しているということでございます。これは、住民の皆さんに対する自分の約束事として、公約に書かせていただいたところであります。

それから、個人演説会でビラが配られたということなんですかけれども、確かに演説の中で配られた弁士もおられましたけれども、これも私は最初、何を配られるのか、全く知りませんでしたし、そういう打ち合わせとか、そんなことは何もありませんでした。それはあくまでも弁士の個人的見解なり、責任でやられたというふうに判断していまして、そのことについて私がどうだったか、ちょっとコメントすることはできない状況であります。それから、公園の問題であります。あれだけの4ヘクタールの管理、今はもう町有地であることは間違いないんで、適切な管理をしていかなければならぬ。これも大事なことであります。聞くところによりますと、地元の区の方にも管理を今まで大変な支援をいただいていたということも聞いております。できれば、管理費も安く済む方法で住民の皆さんの応援がいただければなというふうに思っているところでございますけれども、何せあれだけの広い面積を管理をする方法なり、できるだけ安くする方法は、今後いろいろと検討をさせていただきたいし、地元の皆さん方のご支援もいただけるなら大変ありがたいなというようなことは思っている次第であります。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) 9番 竹中君。

○9番(竹中秀夫君) もう一、二点ばかり、簡単に再々質問をさせていただきます。

先ほどの個人演説会場の件でございますけれども、私は町長にお尋ねしてあるのは、個人機密、これは、配ったものがどうであれ、そのようなことを聞いてあるんではございません。後であれ、私が質問の中で明確に某金融機関とはっきりと申しておるわけでございます。そのようなものが、演説会場でまかれて回収、また、明くる日に村西個人演説会場でまかれて回収、うそをまことに仕立て、それを聞いていた現の町長並びに当時の候補者、また、ほかの応援弁士並びに演説会場に詰められた住民の方々、そこで、町長に再度再々の中でお尋ねをしておきたいと思います。

このような機密文書が間にまかれるというか、会場でまかれるというか、このようなことが許されるものであるかないか。その点について、町長の答弁をお願いし、再々質問を終わりたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) その文書自体が機密文書なのかどうかの判断も私自身もしかねます。そしてまた、そういうものが配られるところによって、どういうことになるのか、私は判断できません、今のところ。

○議長(森野榮次郎君) 9番 竹中君。

○9番(竹中秀夫君) 私は町長に当初的一般質問の中で明確に述べたと認識しております。この一般質問書の中に明確に書いてあるものを明確に読ませていただきました。県の農政課からもということまで、はっきりと言わせていただきました。

県がそれを受けて、その会場でこの文書を公に出してもらったら、大きな問題だというようなことを明確に言うて出向いてきてみると、そこまで一般質問の中で言わないけれども、県がいうようなことまで私ははっきりと質問の中で申し上げたつもりでございます。その点について、町長に再々度の質問の中で先ほど答弁をしていただきたいと。あなたの個人演説会場ですよ。それが突発的に出た1会場だけで済まされたというのであれば、あなたの、町長の明確な答弁をいただこうとも思っておりません。最初から最後までの会場にこのようなことが出てあったということが明確ですよ。もう1点、突っ込んで言いますと。あなたの運動員がこのビラを渡し合ったということははっきり聞いておるんですよ。配った人から。それをあなたは知らなかつた。その場は知らなかつただろう。私ははっきりときょうこの議会の中で質問並びに再質問、再々質問まで町長に投げかけてみると。そのようなここまで私が明確に質問内容をぶつけてあるわけでございますよ。それに対しての答弁、先ほどの答弁何ですか。町長が言われたように何点か、何人かの質問の中で、いろんなアイデア、いろんな住民のいろんなところ、言うてきた、それくらい町長が愛荘町のかじ取りの責任者として、このようなことがあってしかりかないのか。その答弁を町長に求めているんですよ。再度町長の答弁を求めて、これ以上は質疑もいたしません。

○議長(森野榮次郎君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 何回もご質問いただいているんですけれども、その文書が配られたということは事実でありますけれども、その文書が機密文書であるのかないのか。あるいは、県から何か指導があったとか、

そういうことについては、私は判断できません。そういうことを申し上げているところでございます。  
以上です。

○議長(森野榮次郎君) これで一般質問は終わります。

#### ◎日程の追加

○議長(森野榮次郎君) お詫びします。

これより農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎農業委員会委員の推薦について

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第1、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします、  
お詫びします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、愛荘町長野646番地、岸下匡宏君。愛荘町  
中宿43番地、藤田 進君。愛荘町石橋276番地、石部和美君。愛荘町島川1317番地2、北川 茂君。以上の方  
を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、愛荘町長野646番地、岸下匡宏君。愛荘町中宿43番  
地、藤田 進君。愛荘町石橋276番地、石部和美君。愛荘町島川1317番地2、北川 茂君。以上の方を推薦  
することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長(森野榮次郎君) お詫びします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎休会の宣告

○議長(森野榮次郎君) お詫びします。議事の都合により3月23日から3月27日までの5日間、休会といた  
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、3月23日から3月27日までの5日間、休会とすること  
に決定します。

再開は3月28日です。当日は、本会議開会前午前9時より議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催  
します。よろしくお願い申し上げます。

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

▼ 移動

開催日:1日目/2日目/3日目

### 平成18年3月愛荘町議会定例会

3日目(平成18年3月28日)

開会:午前09時00分 閉会:午前11時30分

#### 議会日程

日程第 1 議案第17号 平成18年度愛荘町一般会計暫定予算

日程第 2 議案第18号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計暫定予算

日程第 3 議案第19号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算

日程第 4 議案第20号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計暫定予算

日程第 5 議案第21号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計暫定予算

日程第 6 議案第22号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計暫定予算

日程第 7 議案第23号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計暫定予算

日程第 8 議案第24号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計暫定予算

日程第 9 議案第25号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計暫定予算

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第 1 同意第 1号 愛荘町助役の選任につき同意を求めるについて

追加日程第 2 議案第26号 愛荘町に収入役を置かない条例の制定について

追加日程第 3 議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第28号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例

追加日程第 5 議案第29号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

追加日程第 6 議案第30号 平成17年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)

追加日程第 7 議案第31号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

追加日程第 8 同意第 2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

追加日程第 9 同意第 3号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

追加日程第10 同意第 4号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

追加日程第11 同意第 5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

追加日程第12 同意第 6号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

追加日程第13 同意第 7号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めるについて

- 追加日程第14 同意第 8号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めるについて
- 追加日程第15 同意第 9号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 追加日程第16 同意第10号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 追加日程第17 同意第11号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 追加日程第18 同意第12号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 追加日程第19 同意第13号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 追加日程第20 同意第14号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 追加日程第21 選挙第 5号 愛荘町選挙管理委員会委員および補充員の選挙について
- 追加日程第22 議提第 7号 議員の管外出張命令の件について
- 追加日程第23 議提第 8号 議会広報特別委員会閉会中の継続調査について

### 出席議員(16名)

1番 辰己 保  
2番 上林 貞  
3番 森 隆一  
4番 西澤久仁雄  
5番 河村善一  
6番 本田秀樹  
7番 小川 勇  
8番 珠久清次  
9番 竹中秀夫  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 久保田九右衛門  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 森野榮次郎

### 欠席議員(0名)

なし

### ②開議の宣告

○議長(森野榮次郎君) おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議に教育長より欠席届が出ておりますので、お知らせをいたします。

### ③議事日程の報告

○議長(森野榮次郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ④日程の追加

○議長(森野榮次郎君) お詫びします。ただいま同意1件、議案6件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、同意1件、議案6件を日程に追加し、直ちに議題とす

ることに決定しました。

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第1、同意第1号 愛荘町助役の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 皆さんおはようございます。

それでは、同意第1号につきまして説明させていただきます。

この同意第1号は、愛荘町助役の選任につき同意を求めるについてでございます。

愛荘町の新しい出発に際し、早く一体性を確保すること、効率的な行財政を確立すること、住民皆さんの夢と期待にこたえられる総合計画を樹立することなど、課題は山積しております。これらの課題に積極的かつ迅速に対応するため、早急に執行体制を整える必要がありますので、助役の選任をお願いいたしますものであります。

助役選任に当たりましては、まず公平で地域住民から信頼され、指導力にたけ、改革の意識高く行政経験も豊富な人材をとの思いから、県知事に送っていただくようお願いをいたしておりました。今般、その適任者として知事から推薦いただきました、県職員40年の経験者であります宇野一雄氏を選任いたしたいと存じます。

地方自治法162条の規定によりまして議会の同意をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

住所、彦根市小泉町425番地56。氏名、宇野一雄。生年月日、昭和21年7月20日生まれの59歳であります。任期につきましては平成18年4月2日から4年間でございます。これは、3月31日に県職員を退職して来ていただきたいということで、引き継ぎの関係上1日切っていただきたいという県からの要請がございました。そのため2日付ということになってございます。

なお、1888年市町村制度創設以来118年にわたって使われてきた助役の呼称を、今回会提案中の地方自治法改正で、市町村の助役にかえて副市町村長を置くものとすると改められることになっております。そういう状況から、この助役の呼称を副町長といいたしたいと考えてあるところでございます。

既に全国で副市長はかなりの数に上っております。そのねらいは、助役という名称が単なる長の補佐役、アシスタントとの狭い意味から、長を代理する職としての位置づけが求められてきたところであります。住民の側からすれば、助役は町長を補佐する黒子役というより、特別職として町長のかわりを務められる人、代行できる人を望んでいると言えます。地方分権の伸展に伴い自治体業務が拡大する中で、助役を副市町村長として権限も拡大するよう法改正される予定であります。

現時点はあくまで助役選任ですので、副町長の呼称を使用する範囲は広報や刊行物、案内、あいさつ、また各会議の紹介などに限られますが、公的文書類にあっては助役を用いることになります。

何とぞご理解賜りましてご同意いただきますよう、お願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、同意第1号 愛荘町助役の選任につき同意を求めるについてには、これに同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時09分

○議長(森野榮次郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第2、議案第26号 愛荘町に収入役を置かない条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君) 恒例によりまして自席で説明をさせていただくとなっているようでございますので、自席で失礼をいたします。

それでは、議案第26号につきまして説明させていただきます。

議案第26号は、収入役を置かない条例の制定についてでございます。

第1条としまして、地方自治法第168条第2項ただし書きの規定に基づき、町に収入役を置かない。

第2条 収入役の事務は、助役が兼掌する。

2項 前項の場合において、助役に事故あるとき、または欠けたときは、町長がその事務を兼掌する。

付則 この条例は、平成18年4月2日から施行する。

以下、2項及び3項につきましては、収入役を置かないことによります関係条例の一部改正でございます。

それでは、この条例制定を提案いたしました理由としましては、昨年12月、地方制度調査会答申が小泉首相に提出されました。その内容は、地方の自主性、自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申をまとめたものであります。収入役を廃止するとともに、助役を副市町村長に改め、権限と責任を強化するというものであります。

総務省は、開会中の今通常国会に地方自治法改正案を提出し、1年後の来年、2007年4月1日から施行する意向であります。

法改正も予定される中、今は収入役を置かない市町村がふえ、現在、県下26市町のうち9市町で置いておりません。県の出納長ですら置かないところも出てきたところであります。このような状況を考慮いたしますとともに、人件費の節減を図ることも考え、収入役を置かないことといたしました。

今後は、法が改正されるまでの間、助役が兼務することといたします。

ご理解いただきまして議決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、議案第26号 愛荘町に収入役を置かない条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第3、議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) おはようございます。

それでは、議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

議案書の方につきましては3ページからでございます。

説明資料を冊子でつけさせていただいておりますけれども、そちらの方につきましては4ページ、5ページになってございます。

全員協議会におきまして説明させていただいたいてありますので、概要のみ説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

説明の方につきましては、説明資料の4ページでございます。その上段に改正理由ということであげさせていただいておりまして、人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が平成17年11月7日に公布されました。そういうことで、人事院の勧告を尊重いたし平成18年4月1日から適用させていただくということで、この条例の一部を改正させていただきたいということでお願いするものでございます。

改正の主なものにつきましては、その下に書いてございますように俸給表の改定ということで、全体として平

均4.8%の引き下げということになります。また中高齢層につきましては7%の引き下げというようなことになります。

新給料表の適用ということで、現状、本町におきましては8級制を適用いたしておりますけれども、これが6級制というようなことに改正になります。そういうことで、現行の1、2級、それから4、5級が統合されるということでございます。

それから、昇給につきましては、昇給時期を1月1日に全部統一するということでございます。

それと、主なものは、調整手当、現状2%でございますけれども、地域手当に改正させていただいて、支給率を3%を超えない範囲内で規則で定めるということで、当面1%とするということでございます。

経過措置につきましては、22年度までの5年間で調整をさせていただくというようなことでございます。

それから、5ページの方にわたりまして主な条項で改正の内容をあげございます。今申し上げました地域手当に改正させていただくというようなことで第2条にあがってございます。第6条につきましては初任給、昇格、昇給の基準をあげございます。以下、調整手当を地域手当に改正するというような関係をあげさせていただいております。

また、5ページの下の方の別表第1の関係につきましては、議案の7ページから9ページにわたりまして給料表をあげさせていただいております。8級から6級制に改正させていただいたものでございます。

また、別表第2につきましては級別職務分類表ということで、議案書の10ページにその改正の内容をあげさせていただいております。

付則といたしましては、施行日は平成18年4月1日からというようなことでさせていただきたいと思います。それから、説明資料の6ページ、7ページでございます。それぞれ条項があがってございます。6ページの上段の第2項につきましては切替表ということで、議案書の11ページにその切替表をあげさせていただいております。また6ページの第3項につきましては号級の切替表ということで、これにつきましては議案書の12ページから14ページに給料表の号級の切替表をつけさせていただいております。

以下、4項目以降につきましては、切りかえ及び経過措置ということで関係条例の一部改正をさせていただくということでございます。

以上、概略だけ申し上げましたけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

人事院勧告を受けての給与の変更等であります。しかし、この人事院勧告は、小泉首相が言う小さな政府、要するに大幅な公務員削減、そうした流れに基づいて進められています。その結果、この勧告によって結果として民間の賃金をも抑制するという作用、そうしたもののが働くと。また格差社会を増大させていくという流れ、こうしたものを作り出すということで、非常に危険な勧告であります。

同時に、こうした流れが今、国会においても問題になっている民間活力の導入、また規制緩和によるものですが、それが結果として大きな重大な問題を惹起させている。このことも明らかになっています。

ですから、安易な、公務員を逼迫させるようなこうした勧告そのものが非常に問題であり、反対を行うものです。

同時に、この条例の中で出ていることについて、あえてつけ加えておきます。

別表に載っている職員の旅費に関する条項においても、さきの収入役を置かない条例提案があったように、地方財政の点においていかにその財政計画上精査していくべき事案、そのことについてこの別表では、あえて格差をつけなければならない根拠のないものまで出ています。このことについては速やかに是正等検討されることを求めて、つけ加えて討論とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) ほかに討論はありませんか。14番 水野君。

○14番(水野清文君) ただいま議題になっております議案については、賛成討論をさせていただきます。この議案につきましては、人事院勧告に基づき法律等の一部を改正する条例の変更でございます。何ら反対するものではないと。賛成討論とさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第4、議案第28号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、議案第28号でございます。愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、ただいま議決をいただきました議案第27号に関連するものでございまして、同じく人事院の勧告に基づいて改正するということでございます。

議案書の15ページでございます。

第1条につきましては、愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正するということで、第2条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改めると。

第2条につきましては、愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するというようなことで、同じ改正をさせていただくということでございます。

付則、この条例は平成18年4月1日から施行するということで、説明資料につきましては21ページからあげさせていただいております。よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、議案第28号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第5、議案第29号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、議案書16ページでございます。

議案第29号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては説明資料をつけさせていただいておりまして、24ページでございます。そちらの方に表をあげさせていただいているので、ごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、上段にその改正理由が書いてございます。非常勤消防団員等に係る損害補償について、国が定める非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で定めることになってございます。

今回の政令改正では、最近の社会情勢にかんがみ、補償基礎金額等の引き下げが行われました。これにつきましては、3月14日付で消防庁から事務通達をいたしてあります。それに従い変更をさせていただくものでございます。

下にその概要があがってございます。補償基礎額の改正ということで、階級別、また勤務年数別にあがってございます。例えば団長及び副団長の20年以上につきましては、現行1万4,700円から1万4,200円に引き下げが行われるということでございます。また消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額についても、9,200円から8,800円に引き下げをされてございます。

また、2番目の扶養加算額の改正につきましても、450円から433円に引き下げがなされております。

3番目の介護補償の額の改正、これにつきましてもごらんの表のように括弧の現行から引き下げがそれぞれなされてございます。

施行につきましては、平成18年4月1日から施行するということでございます。

付則の2項につきましては、適用関係であげさせていただいております。

し、よりよい議論をめざして、よりよい決議をめざしてまいります。よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。よって、議案第29号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第6、議案第30号 平成17年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) それでは、議案書の17ページでございます。

議案第30号 平成17年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,681万8,000円とさせていただくものでございます。

以下、事項別明細でございますけれども、これにつきましては20ページにあげさせていただいております。20ページの上段で、歳入といたしましては旧町の平成17年度決算剰余金を充てさせていただくということでございます。

歳出としましては、職員手当等ということで210万円、時間外勤務手当でございます。これにつきましては、職員全部にのる総務費の総務管理費、一般管理費でまとめさせていただいております。これにつきましては、合併に関係する事務に伴います時間外でございます。

今回の合併におきまして電算統合が一番大きく事務量を占めるわけですけれども、通例ですと約1年を要するというようなことを以前から聞かさせていただいておりました。本町の場合、10ヶ月間で統合させていただいたというような状況でございまして、いろんな調整事務等に対しましての時間外が超過をいたしたということでございます。

また、それ以外にも、統合に際しますいろんな事務事業の統合調整業務あるいは事務所の移転業務等につきまして、予定をさせていただいておりました時間外手当が超過いたしましたので、このような210万円をあげさせていただきました。よろしくご理解をいただきたいと思います。

また、21ページにつきましては給与の明細書ということであげさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、議案第30号 平成17年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第7、議案第31号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君) 議案第31号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,800万8,000円とするものであります。

事項別明細書の25ページをお願いいたします。

まず、保険給付費の退職被保険者等の高額療養費ですが、当初、合併後の新町分として339万8,000円を計上したところですが、平成17年12月及び18年1月の診療費に係る支払いが2月及び3月となりまして予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、財政調整基金繰入金の充当をお願いするものでございます。

なお、17年度の療養費の実績報告に基づきまして、翌年度におきまして療養給付費交付金が交付されることがあります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。よって、議案第31号 平成17年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時52分

○議長(森野榮次郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## ◎日程の追加

○議長(森野榮次郎君) お諮ります。ただいま同意13件、選挙1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 异議なしと認めます。よって、同意13件、選挙1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

## ◎同意第2号～同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第8、同意第2号から追加日程第12、同意第6号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 追加提案については自席からということに最初はさせていただきましたんすけれども、執行部と相談させていただきまして、やはり提案は本席でさせていただくと。再質問につきましてのお答えは自席で失礼させていただくということに統一いたしましたので、ご了解ください。

それでは、同意第2号から同意第6号までにつきまして説明させていただきます。

この同意案件の5件につきましては、いずれも愛荘町教育委員会委員の任命について同意をお願いするものであります。

愛荘町教育委員会委員に次の者を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

まず、同意第2号、敬称を略させていただきますが、住所、愛荘町元持399番地1、川口整、牛年月日、昭和

10年9月14日、70歳です。

同意第3号、愛荘町下八木86番地1、八木晃隆。生年月日、昭和19年11月20日、61歳。

同意第4号、愛荘町長野1769番地、藤居加南子。生年月日、昭和19年1月2日、62歳。

同意第5号、愛知郡愛荘町豊満410番地1、山田正弘。生年月日、昭和16年3月5日、65歳。

同意第6号、愛荘町蚊野1451番地、那須淳子。昭和22年7月24日、58歳。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定によりまして5人の委員で組織し、同法第5条によりまして、その任期は4年であります。合併に伴いまして、新町の現在の委員は旧町委員であった者のうちから暫定的に新町発足の日から選任されておりますが、新町長選挙後の最初の議会において正式に委員を選任し、議会の同意をいただくことになっております。

また、特に地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定によりまして、市町村の廃置分合があった場合における特例というのがございまして、合併後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、1年任期の委員から4年任期の委員まで1年度ごとに市町村の長が定めることになっております。

以上の規定によりまして、委員の任期は異なりますが、任期の始まりは平成18年3月29日からでございます。

同意第2号から同意第6号まで教育委員会委員としてご同意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第3号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第4号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第6号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

◎同意第7号～同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第13、同意第7号から追加日程第14、同意第8号 愛莊町監査委員の選任につき同意を求ることについてを一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番 西澤久仁雄君の退場を求めます。

[4番 西澤久仁雄君退場]

○議長(森野榮次郎君) 本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) それでは、同意第7号及び第8号について説明させていただきます。

この同意案件の2件につきましては、愛莊町監査委員の選任につき同意をお願いするものでございます。

合併によりまして平成18年2月12日をもって監査委員が空席になっておりまして、地方自治法第195条の規定によりまして監査委員2人を選任いたし、同法196条1項の規定によって議会の同意をお願いするものであります。

監査委員は、長から独立した独任性の執行機関で、議会の同意を得て町長が選任することになってございます。

まず、同意第7号につきましては、議会から選任をされる者でございまして、任期は議員の任期となっております。それで、愛莊町長野258番地、西澤久仁雄氏。昭和11年9月15日生まれの方です。

次に、同意第8号につきましては識見を有する者の選任であります。人格高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、行政運営にすぐれた識見を有する者から選任することになっておりまして、任期は4年であります。

委員に求められる客觀性、専門性、透明性の観点から、今般、税理士として32年にわたり会計事務所を経営され、税理士業務のほか企業の会計監査、経営診断、経営アドバイザー、マネジメントコンサルなど多岐にわたって活躍されておられる荻田富和氏をお願いしようとするものであります。住所は東近江市八日市緑町29番8号、荻田富和。生年月日、昭和19年7月30日でございます。

よろしくご同意いただきますようお願いいたします。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第7号 愛莊町監査委員の選任につき同意を求ることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第8号 愛莊町監査委員の選任につき同意を求ることについては、これに同意することに決定しました。

4番 西澤久仁雄君 入場願います。

[4番 西澤久仁雄君入場]

#### ⑥同意第9号～同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第15、同意第9号から追加日程第17、同意第11号 愛莊町公平委員会委員の選任につき同意を求ることについてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) それでは、同意第9号から同意第11号につきまして説明させていただきます。

この同意案件3件につきましては、愛莊町公平委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。

合併によりまして平成18年2月12日をもって公平委員会委員が空席になっておりますので、地方公務員法9条第2項の規定により、公平委員会委員3人を選任することについて同意をお願いするものでございます。

まず、同意第9号、愛荘町竹原711番地、敬称を略させていただきまして前川政美。生年月日、昭和19年10月26日、61歳。

同意第10号、愛荘町長野1138番地、野崎恵子。昭和17年4月13日生まれ、63歳です。

同意第11号です。愛荘町東円堂1813番地、原田忠明。昭和17年6月25日生まれの63歳です。

以上3人の方は、いずれも人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する適任者であります。

なお、各委員の任期につきましては、同法第9条第10項の規定により4年となっておりますが、合併に伴いまして附則第5項の規定により、最初に選任される公平委員会委員の任期は4年、3年、2年と定められ、選任後、町長がくじで定めるとされているところでございます。いずれも任期の始まりは18年4月1日からでございます。

よろしく同意いただきますようお願いをいたします。

○議長(森野榮次郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより同意第9号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第9号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第10号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

これより同意第11号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、同意第11号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに決定しました。

#### ◎同意第12号～同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第18、同意第12号から追加日程第20、同意第14号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) それでは、同意第12号から第14号までにつきまして説明させていただきます。

この同意案件3件につきましては、愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第2項の規定により、3人の委員で組織することになっておりまして、同法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

まず、同意第12号、愛荘町川原801番地、福原由弘。昭和21年9月20日生まれ、59歳です。

同意第13号、愛荘町竹原723番地、前川豊美。生年月日、昭和23年11月25日、57歳です。

同意第14号、愛荘町豊満963番地、山田英人。昭和34年7月2日生まれ、46歳の3人の方であります。

合併に伴いまして、新町の現委員は旧町委員であった者から暫定的に新町発足の日から選任されておりますが、新町長選挙後の最初の議会で正式に委員を選任し、議会の同意をいただくことになっておりまして、それぞれ委員の任期は平成18年4月1日から3年であります。

いずれの3人も適任者と考えますので、ご同意いただきますようよろしくお願ひいたします。

（議長）林野栄次郎君、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野栄次郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野栄次郎君） 討論なしと認めます。

これより同意第12号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野栄次郎君） 賛成多数です。着席してください。よって、同意第12号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第13号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野栄次郎君） 賛成多数です。着席してください。よって、同意第13号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第14号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野栄次郎君） 賛成多数です。着席してください。よって、同意第14号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに決定しました。

#### ◎愛荘町選挙管理委員会委員および補充員の選挙

○議長（森野栄次郎君） 追加日程第21、選挙第5号 愛荘町選挙管理委員会委員および補充員の選挙についてを議題とします。

お詫びします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野栄次郎君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。選挙管理委員会委員の指名を行います。

選挙管理委員会委員には、横井照光君、西澤桂一君、梅田千恵君、吉岡京子君、以上の方を指名します。お詫びします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野栄次郎君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました横井照光君、西澤桂一君、梅田千恵君、吉岡京子君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員補充員には次の方を指名します。第1順位、北村栄弘君、第2順位、中原康子君、第3順位、岡本雅美君、第4順位、高田 清君、以上の方を指名します。

お詫びします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野栄次郎君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました第1順位、北村栄弘君、第2順位、中原康子君、第3順位、岡本雅美君、第4順位、高田 清君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

#### ◎議案第17号～議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（森野栄次郎君） 日程第1、議案第17号から日程第9、議案第25号までを一括議題とし、3月15日の議事を続けます。

まず、議案第17号 平成18年度愛荘町一般会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付しております予算質疑の順序により、分割して行います。

一般会計歳入全部、11ページから22ページについて質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 11ページ、固定資産税にかかわってですが、同和減免を18年度においてもされるわけですが、その減免総額についてお答えをいただきます。

そして、18年度に新たな財源措置として起債、地方債を認めていくものとして、地方債制度の中で施設整備事業債というものがつくられるというふうに聞いています。その事業債は起債の元利償還額全額を充てることができると。しかも、その財源措置ですから地方交付税算入するということが言われています。そうしたことの起債の計画性等、当然まだ今暫定予算の審議ですから、そういうふうに今審議がされているのかどうかという点でお尋ねをしておきます。

また、地方交付税制度の中で、制度にのっとって愛知川町の留保財源となる金額などの程度になるのか、その3点について答弁をいただきます。

○議長(森野榮次郎君) 税務課長。

○税務課長(小杉勝三君) ただいまの辰己議員のご質問にお答えをいたします。

固定資産税における同和対策減免についての減免総額でございますけれども、平成18年度一般会計の暫定予算上計上させていただいている額につきましては1,014万6,000円でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(森野榮次郎君) 総務課長。

○総務課長(山田清孝君) 2点目のご質問の施設整備事業債、起債関係のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

これについては、まだ詳細なことがこちらの方にデータとしてまいりませんので、今後、本予算の積算をさせていただくときに、より効率的な交付税算入のものについて模索をし、より有利なもののが起債を充てていきたいと考えているところでございます。

次に、留保財源の関係でございますが、これも同じように、6月議会の方にきちっとした数字をあげさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。13番 瀧君。

○13番(瀧 すみ江君) 22ページの諸収入、雑入のところですけれども、総合センター教養講座受講料ということで、委員会の方でも受講料を18年度より受講生の方に対していただくということでお聞きしているんですけれども、このようになった経過、そしてどのようにこの変化を町民の方に周知していくのかについて、答弁をお願いします。

○議長(森野榮次郎君) 教育次長。

○教育次長(山岡勇市君) お答えいたします。

教育講座は、従来から必要な部分だけはもらっておりましたけれども、一定の組織ができてきたということでございますし、これからは自分たちの自主運営ということもございますので、先生方の講師料といいますか、そういうものは受講生で負担をしていただくということで決めさせていただきました。

啓発につきましては、今募集をする時期になっておりますので、そういった中で啓発をさせていただくということをご理解いただきたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。

[発言する声なし]

○議長(森野榮次郎君) 次に、議会費、23ページから総務費、38ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

次に、民生費、38ページから衛生費、56ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 再三旧町のときから質疑しております。42ページにかかわってですが、コミュニティづくり実行委員会活動助成金、私は、これはあくまでも自治活動補助金といいますか、したものと何ら変わらないという考え方を示してきました。改めて18年度、新町の暫定予算という中で組まれているわけです。どういうものを作ろうとしているのか、到達しようとしているのか、答弁をいたたいておきます。

○議長(森野榮次郎君) 住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

真に住みよい地域社会を築いていくために、この事業の成果によりまして地域住民の自主的あるいは自立意識が以前よりも向上してまいったと思っております。しかし、今なお差別が現存する限り、こうした同和問題の早期解決を図るために予算計上させていただいたところです。

事業につきましては、集落等も十分相談いただきまして、より活発なコミュニティづくりを推進していくものでございます。

○議長(森野榮次郎君) 辰己君。

○1番(辰己 保君) 今の答弁を聞いていると、では事業活動の実績によって拠出されることが妥当だと。かえってこうした助成金をつけることが差別を解決することに当たるのかどうか、甚だ疑問であります。要するに自治活動推進補助金、それと何ら変わらないということをあえて言ってるんです。  
ですから、当初から50万円の助成金を見ているというのならしっかりと精査をして、それにふさわしいというもののについて助成されることを求めますけども、どうですか。答弁を。

○議長(森野榮次郎君) 住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君) ご質問のとおり、事業につきまして十分精査をさせていただきます。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) 45ページですけれども、委託料、障害福祉計画作成委託料315万円がありますけれども、こちらは委員会の方では自立支援法の年度ごとの必要見込みを見込んで、それを含んだ障害福祉計画を作成するということを伺っているわけです。

これに関連してですけれども、ちょうど平成18年度の暫定予算が始まる4月から障害者自立支援法も施行となるわけですけれども、私どもは、障害者に今までよりもとても多大な負担を強いる法律であるというふうにとらえております。国の法律ですので、事務的なことをされている町ということになるかもしれませんけれども、この障害者の実態をどのように町の行政としてとらえているのかについて見解を求めておきます。

もう1点は、52ページですけれども、衛生費の負担金、補助及び交付金のところで休日急病診療在宅当番医師分担金というのが175万3,000円あがっております。これは説明をお聞きしましたところ、負担金は湖東と愛東の方も負担をしているということだったと思ひます。旧の4町で負担はしているけれども愛荘町1町の当番制となっているということで、とても不均衡が生じているのではないかということも指摘していると思います。このことについての行政の見解と、今後この制度がスムーズに円滑に運営できるのかどうかという見通しについても答弁をお願いします。

○議長(森野榮次郎君) 住民福祉主監。

○住民福祉主監(西川博司君) ただいまの休日急病の分担金についてお答えをさせていただきます。

旧の湖東、愛東にも診療所等それぞれありますし、愛荘町を含めまして地域的に病院あるいはお医者さんもあるというふうに思っております。今年度は旧の湖東、愛東、東近江からも分担をいただきまして、旧の愛知郡で広域で実施をしているところです。

今後、こういった問題も医療圏の精査によりましていろいろ問題も起きてくるかもわかりませんが、当初合併しましたときの住民サービスが低下しないようにということで我々も会議の方では一生懸命頑張りまして、愛知郡で今までと同じように当番医制度が進められるようにやかましく申し伝えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(森野榮次郎君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(村西作雄君) ただいまの障害福祉計画の策定委託料に絡んで、瀧議員から自立支援法の施行によって障害者の方に対する負担金もふえてくる、あるいは障害者の実態をどのように考えているのかというようなご質問であったように思っております。

自立支援法につきましては、その前に平成15年度から支援費制度ということで、これは障害者の方が自分で選んだサービスが受けられるというようなもとで発足したんですけども、結局財源不足等々の問題が出来まして3年で破綻をして、この4月から自立支援法によって進んでいくと。このサービスを利用される負担金は、基本的には1割負担というようなことで進んでいるわけでございます。

老人のサービスに比べてまだまだ障害者の方に対するサービスがうまく機能していないというような問題もございますし、またその負担金についても、何もかも無料でということについてもどうかなというような私個人的な見解も持っておりますけれども、今後、障害者の皆様とともに、自立支援法に向けてさらにうまくサービスが受けられるような体制等についてもご協議していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひをいたします。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。

[発言する声なし]

○議長(森野榮次郎君) 暫時休憩いたします。再開は11時を予定します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時58分

○議長(森野榮次郎君) 会議を再開します。

次に、労働費、56ページから消防費、68ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 59ページにかかわって、愛知川沿岸土地改良区協力費ですが、裁判等で一定の答えが出ています。だが、沿岸としては国等がその対抗策として出ています。

そうした流れがあるとはいって、この協力費の拠出根拠を示していただいておきます。

○議長(森野榮次郎君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) ただいまの愛知川沿岸土地改良区協力費でございますが、愛知川沿岸土地改良区の経常費分に対する助成でございます。そのうち協力分は453万6,000円、それから地域用水の協力分ということで385万1,000円を充てております。よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。11番 久保田君。

○11番(久保田九右衛門君) 58ページの集落営農条件整備事業補助金、これ、この間6営農組合、2集落と聞いたんやけど、ちょっともう1回説明をお願いしたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) ただいまの集落営農条件整備事業補助金691万7,000円の内訳でございますが、6営農組合分でございます。田植え機が1台、トラクターが4台、播種機等育苗機器が2集落分でございます。よろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) 11番 久保田君。

○11番(久保田九右衛門君) そういうた補助金はもっとどんどんしたってほしいと思いますけども、集落営農は大変結構ですけども、認定農家が集落営農にも入るという集落があろうかと思います。そうすると、集落営農で補助金を出しているから認定農家にはいわゆる近代化資金、そういうた助成金が出せないと。認定農家にはスーパーLというような大きな融資があって、そこへ利子補給をしてもらっているのが現状ですが、何%かの補助金というのが全然受けられていないのが現状だと思いますので、せっかく後継者育成を頑張ってやっておられる。そしてまた認定農家を、今もちょっと休憩時間にしゃべっていたら、愛荘町で22か2軒らしいですけれども、そういうたものに町とか利子補給だけで助成金が出ていないと、こういったことを私ずっといつも感じてるので、またそういうことにどういうようなこれからの方考え方を持っておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(森野榮次郎君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) ただいまの集落営農、それから認定農家に対する今後の考え方でございますけども、平成19年度から国におきましては安全、安心、それでもう一つかわりますのは私は安定やと思います。納税者に理解される農業投資ということで、今後は集中重点化していくものと思っております。当然、集落営農、それから認定農家それぞれに重点投資という方向でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひします。

○議長(森野榮次郎君) ほかにありませんか。

(発言する声なし)

○議長(森野榮次郎君) これで質疑を終わります。

次に、教育費、69ページから予備費、100ページまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。1番 辰己君。

○1番(辰己 保君) 平成18年度愛荘町一般会計暫定予算に反対を申し上げます。

なお、暫定予算であります。ですから、この暫定予算を通して本予算に向けた提案を申し上げ、また暫定予算といえども合併協議会での合意が住民サービスを後退させている部分もあります。そのことを反映したものも盛り込まれた暫定予算ということを解しています。よって、今言いましたように、そうしたことを探し上げて討論とさせていただきます。

小泉政治の改革及び規制緩和、このことは国民各層、各分野に格差が本当に広がっている。異常な事態をつくり出しているということが言えるわけです。正規労働者が減らされる。その一方で不安定雇用が増大している。また賃金についても、非正規雇用の時間当たりの賃金が一般労働者の41%にまで下がってきているというこの格差。こうした状況の中で最低賃金そのものが生活保護基準を下回ってきている。まさに今日の就労状況、その中でほとんどの町民に、この予算にも含まれていますように町民住民税均等割、これがかけられきている。

また、生計中心者には定率減税、その廃止、また老年者控除の廃止、そのほかには公的年金控除の縮小、また皆さんにも大きくかかわっている給与所得者の控除額の引き下げ、こうしたものの中で本当に町民生活が一段と深刻になっているという状況があるわけです。

あえて私がこんなことを言っているのは、本予算においてやはりこうした町民生活をどのように守っていくのか、住みよいまちづくりをどうつくっていくのか、このことが深刻に問われているというふうに思います。

質疑の中でも明らかにしました。三位一体の改革による新しい地方債制度、施設整備事業債、これをやはり有利にしていくのか、あるいはこれが問われてくると思います。この地方債は、自治体の負担にからかいます。

うに、元利償還全額を充ててもいいというふうにされています。そのものが地方交付税措置をされてくる。まさに有利な起債となってくるだろうというふうに思います。その施設整備事業債を使って学校や幼稚園、保育園、また障害者自立支援法を控えた中で、障害者の方が施設を利用しているときに1割負担が伴う。こうしたものにまで、逆に一般財源が余裕ができればそちらに回すことができる。こうした障害者自立支援法の矛盾をどう解消していくのかということにも充当していくれるということが言えると思うんです。

また、自主財源がふえるということは、ごみ袋の今高い20円というものを本当に原価に近づけるという措置、ごみ袋については広域で対応しなくとも、町単でどのような対応をするかも問われてくるわけです。ですから、そういう財源措置にもなります。

もっと言えば、町内巡回バス、またその後、そればかりを言うわけにはいきません。自主財源、地方交付税制度に基づく余裕財源が25%つくれるというふうにもなっています。就学前までの医療費の無料化に、高く見積もっても1,000万円で済みます。こうしたものに充てられるということ。要するに自主財源を心やせば、こうした住民生活を守るために財源をつくっていけるということ。まさにそうした地方財政計画を本予算に向けて組んでいただく、このことが非常に大事ではないだろうかというふうに指摘を、また提言をさせていただいたおきます。

いずれにしても、住民サービスを維持できる財源このものを正面に据えて、園児預かり保育制度の後退や無料貸し出しをしていた今日までの施設を有料化にしてしまう。障害者就学援助助成制度の後退、配食サービスをわずかであっても改悪をして負担を押しつけている。こうしたことを、残念ながら国だけではなく、地方政府からも脅かしてきているということ、このことが一般会計暫定予算に入っていること、その点から反対を申し上げて、討論をいたします。

○議長(森野榮次郎君) ほかに討論ありませんか。5番 河村君。

○5番(河村善一君) 私は賛成討論をいたします。

暫定予算でもありますし、年間契約並びに4月、5月、6月の暫定的な最小限の予算であると認めまして、よって賛成討論をいたします。

以上です。

○議長(森野榮次郎君) これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 賛成多数です。着席してください。よって、議案第17号 平成18年度愛荘町一般会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第18号 平成18年度愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

これより議案第19号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第19号 平成18年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第20号 平成18年度愛荘町土地取得造成事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第21号 平成18年度愛荘町国民宿舎事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第22号 平成18年度愛荘町国民健康保険事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

い「なし」の戸のツリ

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第23号 平成18年度愛荘町老人保健事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 全員賛成です。着席してください。よって、議案第24号 平成18年度愛荘町下水道事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計暫定予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森野榮次郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。13番 瀧 すみ江君。

○13番(瀧 すみ江君) 議案第25号 平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計暫定予算に対し、反対を表明します。

議案第12号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例のところでも述べましたが、平成18年度から秦荘地域の方は介護保険料そのものが値上げとなり、町民の不利益につながります。また小泉内閣が進めている大増税によって、平成18年度に高齢者の住民税は、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止、定率減税の半減という4つの改悪が行われることになります。この結果、非課税となる年金収入額は、単身者の場合266万円から155万円に下がり、夫婦の場合でも266万円から212万円に下がります。その結果、介護保険料は、これまで第2段階や第3段階であった人が、より保険料の高い段階へと移行します。

厚生労働省が行った試算では、16.1%、実に約6人に1人の保険料段階が上昇するという深刻な結果です。これに対して2年間の激変緩和措置をとることになっていますが、平成18年度の介護保険料が通知されるとき、その経過について本人が納得のいく説明を添えて通知していただくよう要請しておきます。また保険料改定についても、高齢者の納得できる説明会の開催を要請しておきます。

以上のことから、全町の高齢者に多大な負担増をもたらす内容である議案第25号に対し反対を表明し、反対討論といたします。

○議長(森野榮次郎君) 討論ありませんか。2番 上林君。

○2番(上林 貞君) 賛成討論をさせていただきます。

平成18年度愛荘町介護保険事業特別会計暫定予算に賛成する立場から討論いたします。

ご承知のとおり本予算は、本3月議会初日において議決いただきました介護保険条例の一部改正条例に基づき、歳入にあっては保険料月額基準額3,200円をもとに、また歳出面においても、今年度策定された第3期介護保険事業計画に基づく介護サービス料給付費推計により適切に積算されているものであり、適正であることを認めます。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長(森野榮次郎君) 討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森野榮次郎君) 審査次第ござり。看席してござい。よって、議案第25号 平成18年度愛荘町議会  
険事業特別会計暫定予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長(森野榮次郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長(森野榮次郎君) お詫びします。ただいま議提2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議員の管外出張命令の件について

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第22、議提第7号 議員の管外出張命令の件についてを議題とします。  
お詫びします。閉会中において県町村議會議長会等が行う各種会議、研修会への議員の出席、また各委員会が行う所管事項の調査、研修、行政視察及び要望活動に伴う議員の出張について、その出張命令を議員の任期中において議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、議員の管外出張命令の件については、説明のとおり取り扱うことに決定しました。

#### ◎議会広報特別委員会閉会中の継続調査について

○議長(森野榮次郎君) 追加日程第23、議提第8号 議会広報特別委員会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会広報特別委員会委員長より、委員の任期中において、閉会中の継続調査に付したい旨の申し出があります。申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森野榮次郎君) 異議なしと認めます。よって、議提第8号 議会広報特別委員会閉会中の継続調査については、委員の任期中において、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(森野榮次郎君) これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成18年3月愛荘町議会定例会を閉会します。